

地域における住宅用火災警報器

共同購入等ノウハウ集

平成 22 年 4 月

総務省消防庁

目 次

I	はじめに.....	1
1.	目的.....	1
2.	本書のコンテンツ.....	2
II	ヒアリング調査による取組事例研究	5
1.	サマリー	5
2.	ヒアリングによる事例調査結果	7
2-1.	婦人(女性)防火クラブによる町内全体を対象とした共同購入活動(①矢巾町).....	7
2-2.	賃貸住宅への住宅用火災警報器普及促進活動(②千葉市).....	12
2-3.	30以上の町会・自治会が参加した共同購入の取組(③江戸川区).....	20
2-4.	集合住宅の管理組合における住警器の設置促進活動(④江戸川区).....	30
2-5.	補助金制度による自治体内100%設置(⑤檜原村).....	37
2-6.	市内のほぼ全域をカバーする地域コミュニティによる共同購入活動(⑥金沢市).....	44
2-7.	防災協会が主体となった政令市全域での共同購入の取組(⑦京都市).....	50
2-8.	婦人(女性)防火クラブによる普及率約100%の共同購入活動(⑧宇治市).....	58
2-9.	地区ごとの柔軟な取組を活かした自治体全域での共同購入活動(⑨三木市).....	66
2-10.	民間事業者との協力によるイベント等の啓発活動(⑩檀原市他).....	76
2-11.	婦人(女性)防火クラブによる地区全世帯への設置促進(⑪伊予市).....	83
III	アンケートによる事例調査結果	90
1.	サマリー	90
2.	アンケートによる事例調査結果.....	94
2-1.	矢巾町婦人防火クラブ連絡協議会の事例(ヒアリング①).....	94
2-2.	奥州市江刺区婦人消防協力隊連合会の事例.....	95
2-3.	本吉町消防団第2分団4部の事例.....	97
2-4.	千葉市宅地建物取引業協同組合の事例(ヒアリング②).....	98
2-5.	巢鴨三明町会の事例.....	99
2-6.	豊島区南池袋二三四町会の事例.....	100
2-7.	浮間東町会の事例.....	101
2-8.	葛西地区自治会連合会浮間東町会の事例(ヒアリング③).....	102
2-9.	葛西第二スカイハイツ自主防災会の事例.....	103
2-10.	なぎさニュータウン管理組合の事例(ヒアリング④).....	104
2-11.	東寺方自治会の事例.....	105
2-12.	檜原村安全安心むらづくり協議会の事例(ヒアリング⑤).....	106
2-13.	奥多摩町栃久保自治会の事例.....	107
2-14.	南石神井親交会の事例.....	108
2-15.	東久留米市防火女性の会の事例.....	109
2-16.	茅ヶ崎市消防本部の事例.....	111
2-17.	金沢市婦人防火クラブ協議会の事例(ヒアリング⑥).....	112

2-18. 道志村消防団の事例	113
2-19. 藤枝市消防団の事例	114
2-20. 京都市防災協会の事例(ヒアリング⑦)	115
2-21. 宇治市消防団あさぎり分団笠取支部の事例(ヒアリング⑧)	117
2-22. 三木市住宅用火災警報器設置推進協議会の事例(ヒアリング⑨)	118
2-23. 安芸地区女性防火クラブ連合会の事例	121
2-24. 湊町婦人防火クラブの事例(ヒアリング⑩)	122
2-25. うるま市女性防火クラブの事例	124
IV 電話による事例調査結果	125
1. 顕著な普及率の向上に繋がった取組	125
2. 地域において効果的な連携を図った取組	128
3. 個性的な取組や一工夫が見られた取組	132
4. 積立金の活用や効果的な助成・給付等による取組	139
5. 波及効果等が認められた取組	143
6. 組織体制に工夫が見られた取組	146
7. 普及率調査結果等の活用による重点的な取組	148
添付資料 ヒアリング関連資料	150

Ⅰ はじめに

1. 目的

我が国においては、住宅火災における死者数（放火自殺者等を除く）が平成 15 年以降連続で毎年 1,000 人を突破しており、そのうち約 6 割が高齢者（65 歳以上）であることを考えると、高齢化社会の進展によりさらに増加するおそれがある。翻って米国においては、1970 年代後半から州法での義務付けが始まった住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）の普及に伴い、住宅火災の死者数がピーク時の半数程度にまで減少した事実がある。このため、我が国においても平成 16 年に消防法を改正し、全住宅について寝室等に住警器の設置義務付けを行うこととし、平成 23 年 6 月には既存住宅への住警器の義務化が全国展開されることとなっている。

平成 20 年 12 月 17 日に開催された第 1 回住宅用火災警報器設置推進会議で決定された「住宅用火災警報器設置推進基本方針」では、「基本的な考え方」として「地域社会に密着した取組の推進」等が示されており、各地域においては共同購入や取付け支援などの取組により住警器の普及促進を行っている。しかしながら、住警器の普及率の推計結果（平成 21 年 12 月時点）等を見ると普及率に大幅な地域差が認められることから、平成 22 年 1 月 27 日に開催された第 3 回住宅用火災警報器設置推進会議においては「当面の重点実施項目」として「普及率調査の結果を踏まえた重点的取組」や「共同購入等の先進的ノウハウの普及」等が決定されたところである。

このため、総務省消防庁では平成 21 年度に「住宅用火災警報器の地域での普及活動展開手法の検討事業」を実施し、既に多くの地域において住警器の普及に効果を挙げている「共同購入」の先進的事例等について、成功に繋がった活動や改善すべき点など具体的な経験に基づくポイント等を実施主体の担当者等から掘り起こして整理した。本書は当該事業の成果について、各地域における取組の参考となるよう、「ノウハウ集」として取りまとめたものである。

もとより、地域社会に密着して取組まれる住警器の普及活動については、各地域の特性（地域コミュニティの状況など）に応じ様々であり、「一般解」というものは存在しない。本書は、ヒアリングやアンケート等の多様な手法により、可能な限り幅広い事例から抽出されたノウハウを並列的に整理することで、今後共同購入を実施しようとする地域等が、地域特性に応じた共同購入を行う際に「ヒント」となる内容をカタログ化することを企図している。

なお、本書には一部の表現等に統一感のないところもあるが、これは実施主体の担当者等の生の声をできる限りそのまま掲載する構成としたことによるものである旨、申し添える。

2. 本書のコンテンツ

本書のコンテンツは以下の通り。

(1)ヒアリングによる事例調査結果(11 事例)

主に「防災まちづくり大賞」の受賞事例を中心として、特に他の地域の参考となり得る共同購入事例について、現地においてヒアリング調査を実施し、成功に繋がった活動や改善すべき点等を整理した。

(2)アンケートによる事例調査結果(25 事例)

主に「防災まちづくり大賞」の応募事例((1)の事例を含む)を中心とした共同購入事例について、共同購入の担当者に対するアンケート調査を実施し、共同購入の実施におけるきっかけや広報手段、購入方法等、成功事例において多く見られる事例を整理した。

(3)電話による事例調査結果(46 事例)

総務省消防庁が平成 21 年 12 月に実施した優良推進事例の調査(「住宅用火災警報器設置推進基本方針に基づく各種施策等の推進状況調査について」(平成 21 年消防予第 518 号))により得られた共同購入事例について、共同購入の担当者に対する電話調査を実施し、工夫したポイントや苦勞した点等、担当者の意見を整理した。

なお、(1)及び(2)の調査対象事例については、実施主体や取組の内容、地理的なバランス等も考慮した上で、図 I-1 及び表 1-1 に示す事例を選定した。

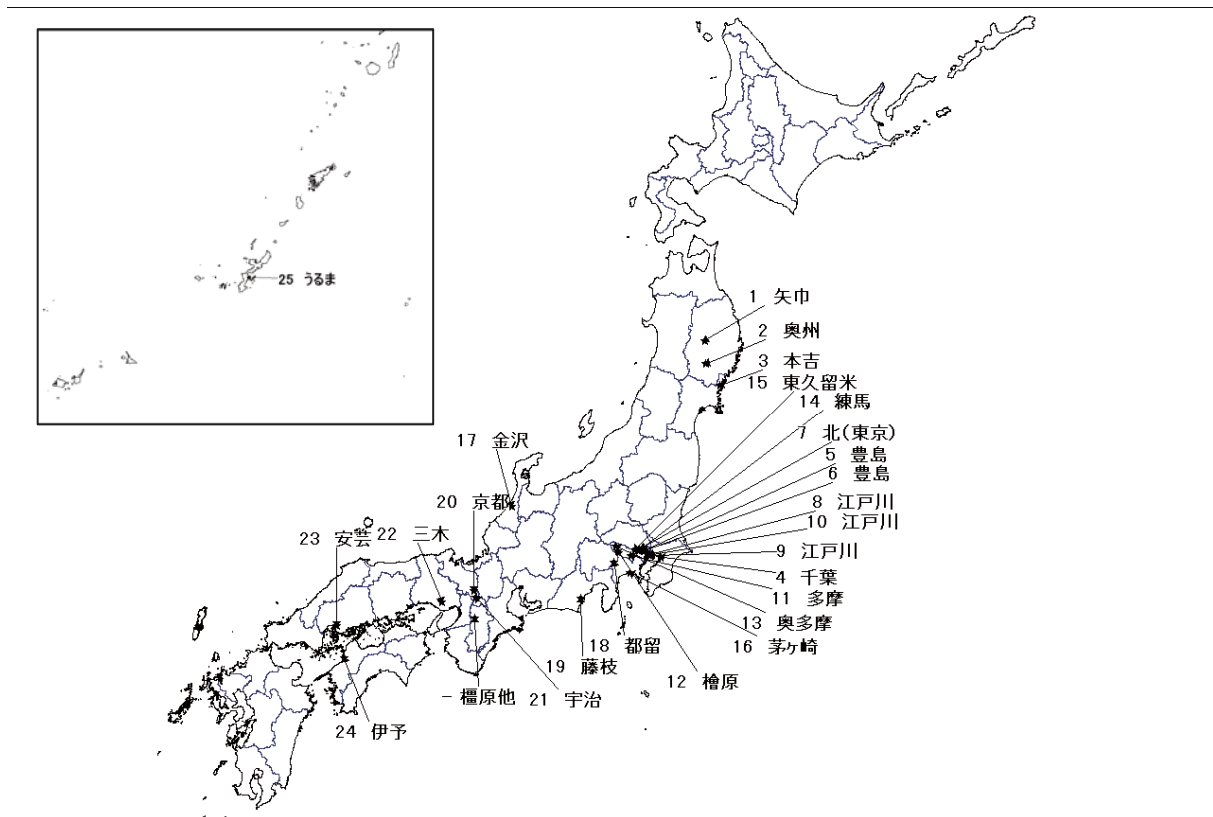


図 I-1 アンケートおよびヒアリング調査先

表 I-1 アンケートおよびヒアリング調査先

Ⅱ	Ⅲ	自治体	団体
①	1	岩手県矢巾町	矢巾町婦人防火クラブ連絡協議会
	2	岩手県奥州市	奥州市江刺区婦人消防協力隊連合会
	3	宮城県本吉町	本吉町消防団第2分団4部
②	4	千葉県千葉市	千葉市宅地建物取引業協同組合
	5	東京都豊島区	巣鴨三明町会
	6	東京都豊島区	豊島区南池袋二三四町会
	7	東京都北区	浮間東町会
③	8	東京都江戸川区	葛西地区自治会連合会
	9	東京都江戸川区	葛西第二スカイハイツ自主防災会
④	10	東京都江戸川区	なぎさニュータウン管理組合
	11	東京都多摩市	東寺方自治会
⑤	12	東京都檜原村	檜原村安全安心むらづくり協議会
	13	東京都奥多摩町	奥多摩町栃久保自治会
	14	東京都練馬区	南石神井親交会
	15	東京都東久留米市	東久留米市防火女性の会
	16	神奈川県茅ヶ崎市	茅ヶ崎市消防本部
⑥	17	石川県金沢市	金沢市婦人防火クラブ協議会
	18	山梨県道志村(都留)	道志村消防団
	19	静岡県藤枝市	藤枝市消防団
⑦	20	京都府京都市	京都市防災協会
⑧	21	京都府宇治市	宇治市消防団あさざり分団笠取支部 (旧笠取婦人防火クラブ)
⑨	22	兵庫県三木市	三木市住宅用火災警報器設置推進協議会
⑩	—	奈良県橿原市他(中和)	中和広域消防組合
	23	広島県海田町(安芸)	安芸地区女性防火クラブ連合会
⑪	24	愛媛県伊予市	湊町婦人防火クラブ
	25	沖縄県うるま市	うるま市女性防火クラブ

Ⅱ:ヒアリング調査先

Ⅲ:アンケート調査先(図 I-1 中の数字はこれを示す)

II ヒアリング調査による取組事例研究

1. サマリー

アンケート先を中心に特徴的な取組を抽出し、11 件の事例調査(ヒアリング調査)を実施した。以下が成功事例における共通点として挙げられる。

- ✓ 消防本部・消防署や自治体と、婦人(女性)防火クラブなどの自主防火組織、自治会等の連携
- ✓ 説明会実施、戸別訪問活動等の徹底した啓発活動
- ✓ 購入費用負担を抑えるための補助金、共同購入、複数見積等の工夫
- ✓ 取付支援、設置確認等の購入後の支援

表Ⅱ-1 に 11 件の取組における特徴的なキーワードとの対応表を掲載する。表中の「●」は実施中の項目、「○」は今後実施予定の項目である。

「2. ヒアリングによる事例調査結果」に、各取組主体におけるヒアリング調査の結果を掲載する。

それぞれの事例において、参考として取組が行われた地域の自治体や消防署の規模も掲載した。「人口／世帯数」は、平成 17 年度の国勢調査の数値を用いた。

表Ⅱ-1 各取組における特徴的なキーワードとの対応表

事例番号		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
ページ		7	12	20	30	37	44	50	58	66	76	83
共同購入における キーワード		取組主体 矢巾町婦人防火クラブ連絡協議会	取組主体 千葉市住宅地建物取引業協同組合	取組主体 葛西地区自治会連合会	取組主体 なぎさニュータウン管理組合	取組主体 檜原村安全安心むらづくり協議会	取組主体 金沢市婦人防火クラブ協議会	取組主体 京都市防災協会	取組主体 宇治市消防団あさぎり分団笠取支部	取組主体 三木市住宅用火災警報器設置推進協議会	取組主体 中和広域消防組合	取組主体 湊町婦人防火クラブ
広報・周知	テレビ・ラジオ等	●		●						●		●
	新聞・広報誌等	●				●				●	●	
	掲示物・配布物	●		●	●			●		●	●	●
	イベント										●	
	セミナー		●					●			●	
	説明会			●	●		●	●		●		●
	アンケート・回覧	●					●		●	●		●
	戸別訪問	●		●		●		●	●			●
必要数確認の工夫			●		●			●	●			
共同購入		●	●	●	●		●	●	●	●	○	●
即売会				●								
購入補助	補助金等					●		●				
	現物支給等	●										
	会費等からの支出				●							
	一部世帯向け補助	●								●		
集金方法の工夫			●	●			●			●		
設置支援		●	●	●	●	●	●	●	●	●		●
設置確認	戸別訪問	●					●	○		○		●
	設置済ステッカー	●	●							○		○
	図面・写真等提出		●			●				●		
	アンケート・その他											
賃貸物件対策			●					●		○		

2. ヒアリングによる事例調査結果

(事例① 矢巾町)

2-1. 婦人(女性)防火クラブによる

町内全体を対象とした共同購入活動

- ☑ 消防署の職員数が少ない自治体においては、職員が火災予防活動や住警器の普及活動にあてられる労力が限られていることが課題となっている。
- ☑ ここでは、地域の婦人防火クラブ連絡協議会が中心となって、啓発活動や共同購入事業を推進した事例を紹介する。

取組主体	矢巾町婦人防火クラブ連絡協議会
人数等	約6,500人
消防署等	盛岡南消防署 矢巾分署
職員数	21人
地域	岩手県矢巾町
人口/世帯数	27,185人／8,365世帯
キーワード	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報・周知 (テレビ・ラジオ等、新聞・広報誌等、掲示物・配布物、アンケート・回覧、戸別訪問) ● 共同購入 ● 購入補助 (現物支給等、一部世帯向け補助) ● 設置支援 ● 設置確認 (戸別訪問、設置済ステッカー)

(1) 地域・取組主体の概要

矢巾町は県庁所在地である盛岡市に隣接している。旧来は一戸建ての持ち家を中心とした構成であったが、盛岡市のベッドタウンとしての性格や、医科大および病院の移転に伴う移転も多く、近年人口が増加しており、現在は約 9,000 世帯となっている。

平成 5 年 4 月に結成された矢巾町婦人防火クラブ連絡協議会は、町内のコミュニティー(全 40 地区)で結成されている 28 地区の婦人防火クラブの連絡協議会で、各防火クラブは全戸加入を基本としている。

(2) 共同購入の取組概要

町内全体を対象とした 2 回の共同購入を実施し、約 1,700 世帯が参加した。

(普及期)

平成 19 年 8 月 設置促進活動実施の決定

工夫点

- ①他の地域での事例や制度についての情報収集
- ②消防署と婦人防火クラブの協力

(展開期)

平成 20 年 1 月 1 回目の共同購入事業の開始

平成 20 年 10 月 2 回目の共同購入事業を実施

工夫点

- ③様々な広報手段の利用、説明用ツールの作成
- ④戸別訪問時の他団体との協力、工夫
- ⑤共同購入による住警器の安価な提供
- ⑥取付支援の実施

(3)工夫点の紹介

工夫点①:他の地域での事例や制度についての情報収集

●実施内容

岩手県全体の婦人防火クラブの会合において、他の自治体が先行して共同購入事業を実施していることを知り、矢巾町でも実施しようと考えた。

また(財)日本防火協会の「住宅用火災警報器設置促進活動等支援助成金」制度があることを知り、交付を受け、同助成金を広報活動等に活用して事業を開始した。

●ポイント

婦人防火クラブにおける日常の活動や情報収集を活発に行っていることが、早くからの取組や助成金活用につながっている。

工夫点②:消防署と婦人防火クラブの協力

●実施内容

矢巾分署の職員数は 21 名、3 交代で救急・消防及び火災予防の業務にあたり、住警器普及活動にはなかなか手がまわらない。そこで、婦人防火クラブが主体的に普及活動や共同購入の実施にあたった。分署に事務局を置き、助言や連絡先(協議会電話番号が署内であるため)として機能した。

●ポイント

職員数が少ない消防本部や分署における普及活動では、消防団や婦人防火クラブなどの地元の組織の活動、および署との協力関係が重要である。

工夫点③：様々な広報手段の利用、説明用ツールの作成

●実施内容

住警器の設置義務や共同購入のお知らせは、町の広報（広報やはば）や岩手日報（新聞）のホームページ、有線放送（各家庭の電話に附設したスピーカーを用いた町内放送）による1日3回のお知らせなどのメディアを使用したもの、看板やのぼり、消防車や救急車に貼るマグネットシートなどの掲示物などの広報手段を用いた。町の産業まつり（秋）や火災予防運動において、パネル設置や風船・ティッシュ等の配付も行った。

自治会等での説明会や戸別訪問用のリーフレットを作成した。また、活動が岩手日報、岩手日日新聞などの地域版での紹介されたことも周知のきっかけとなった。

●ポイント

限られた予算の中で工夫をして、様々な手段を用いて広報活動を行っている。

工夫点④：戸別訪問時の他団体との協力、工夫

●実施内容

戸別訪問時には、婦人防火クラブ員は制服である半てんを着用した。

また、クラブの無い地区、高齢者・身障者宅などを訪問する際には、町会長や民生委員などの同行もお願いした。

●ポイント

一般に、戸別訪問時には訪問販売業者等と間違えられることが懸念されているが、半てんの着用や地域の町会長や民生委員が同行することにより、そういった障害を取り除いている。

工夫点⑤：共同購入による住警器の安価な提供

●実施内容

町内外の販売業者に、価格、納品のスピード、アフターサービス等の観点も加えて入札してもらい、1社に絞り込んだ。あくまでも共同購入の斡旋であり、購入先については自治会や世帯で選定できるように柔軟に対応した。

●ポイント

結果として町外の業者となったが、当時の市場価格より安価での購入が可能となった。

工夫点⑥：取付支援の実施

●実施内容

高齢者等については、消防団員等による無償取付支援を行った。また、業者による取付を希望する世帯については、1個500円で実施した。

●ポイント

購入の際のパンフレットにあらかじめ「高齢者・身障者宅などは無償設置する」ことを記載し、自治会役員や民生委員からも声かけを行った。設置の際には、消防団の協力のもと、自治会役員や民生委員が立ち会って実施した。

業者依頼する場合の価格も一律とするようあらかじめ協議し、パンフレットに記載した。

工夫点⑦：取付確認の実施(予定)

●実施内容

現在進行中の取組であるが、設置済シール全戸分準備した。婦人防火クラブの各地区の委員による全戸訪問により、設置状況を確認していく。同時に、改めて購入したいものについてもとりまとめを行う。訪問結果は、地区毎の住宅地図に色塗りしてわかりやすくとりまとめている。町全体での集計も実施している。



図Ⅱ-1-1 設置済シール

●ポイント

共同購入以外で購入した世帯についても、全戸訪問・設置済シールを配付することにより、町全体の設置率を確認することが可能である。

(4)その他のポイント等

苦勞した点

購入先が町外の業者となってしまったため町内の業者を優先したいとの声もあった点や、婦人防火クラブの無い地区での活動などが挙げられる。

また、委員の任期が地区ごとに異なり、ちょうどこの活動の時期に委員になった人には過大なロードがかかっているとのこと。地区により戸数が50戸～500戸と大きく異なり、集金・配付や設置確認などの全戸訪問などのロードにも違いがある。

(5)今後の取組予定

賃貸物件対策

署が中心となって実施していく予定。方法としては、管理会社に問い合わせを行い、設置の有無を確認し、オーナーと協議の上設置してもらうことを想定している。

高齢者等への対策

平成22年度に町で予算が確保できたこと、防火協会からの実物支給の支援が受けられたことから、高齢者・身障者宅への無償設置用に数百個分を確保している。

(6)活動において作成された資料等



写真Ⅱ-1-1 防火クラブ作成のパネル



写真Ⅱ-1-2 緊急車両貼付のマグネットシート

説明会時の持ち手の工夫



写真Ⅱ-1-3 説明用のパネル1



写真Ⅱ-1-4 説明用のパネル2

2-2. 賃貸住宅への住宅用火災警報器

普及促進活動

- ☑ コミュニティの積極的な普及促進活動により、住警器の設置が比較的に進んでいる地域においても、賃貸物件への設置は大きな課題となっている。
- ☑ ここでは、賃貸物件オーナーから委託を受け、賃貸物件を管理している不動産業者の協同組合が積極的に共同購入を推進し、設置数を大きく伸ばしている事例を紹介する。

取組主体	千葉市宅地建物取引業協同組合
人数等	約70社
消防署等	千葉市消防局
職員数	942人
地域	千葉県千葉市(政令市)
人口/ 世帯数	924,319人／369,571世帯
キーワード	●広報・周知 (セミナー) ●必要数確認の工夫 ●共同購入 ●集金方法の工夫 ●設置支援 ●設置確認 (設置済ステッカー、 図面・写真等提出)

(1) 地域・取組主体の概要

千葉市宅地建物取引業協会は、千葉市内で営業を行なう不動産業者約70社で構成する協同組合である。

(2) 共同購入の取組概要

民営賃貸住宅への設置が難航する中、同組合では、「火災が発生した際に、入居者の生命を守る」という目的の他、「賃貸物件のオーナーが、自らの資産である物件を火災から守る」といった背景からも住警器設置が重要な点を賃貸物件オーナーに説明し、オーナーによる設置の普及促進を図ってきた。

設置においては、賃貸物件を管理する不動産業者が、取付支援や集金業務を行なうことで効率的に進められるよう配慮され、平成22年2月までに、計22,000個以上の設置を行っている。

(普及期)

平成 19 年 7 月 賃貸物件オーナーを対象としたセミナーを実施

工夫点

①賃貸物件オーナーへ向けた情報提供・意識啓発

(展開期)

平成 19 年 8 月 共同購入の斡旋を開始

工夫点

②共同購入による住警器の安価な提供

③図面による住警器設置個数の把握

④希望者への取付支援

⑤賃料からのスムーズな購入代金集金

⑥住警器の設置済シールの配布

(3)工夫点の紹介

工夫点①:賃貸物件オーナーへ向けた情報提供・意識啓発

●実施内容

賃貸物件オーナーへ共同購入の案内を進めるにあたり、平成 19 年 7 月、協同組合に加盟している企業が主体となり、住警器設置義務化に関するセミナーを開催。セミナーでは弁護士を招き、貸主や管理会社が負う管理責任に関する講義が行なわれた。賃貸物件オーナー、協同組合に加盟している不動産業者から、約 200 名が参加した。

●ポイント

住警器の普及促進活動において、購入代金を負担する関係者に対する情報提供・意識啓発は、設置数増加のためには非常に重要な取組となる。この紹介事例におけるセミナーでは、次の点についての情報提供・意識啓発が行なわれており、この後に続く共同購入の推進につながった。

(セミナーにおける講義のポイント)

- ・火災発生自体は賃貸物件オーナーの責任ではないが、住警器があれば被害が軽微で済んだと判断されるようなケースでは、その責任を問われる可能性がある。
- ・住警器普及が進むことによって、住宅火災の死亡者の大幅な低下が期待できる。

また、取組の主体となった協同組合において「賃貸物件のオーナーが、自らの資産である物件を火災から守るためにも、住警器設置は重要な取組である」との認識を持って活動にあたった点も、取組の成功要因である。

工夫点②：共同購入による住警器の安価な提供

●実施内容

協同組合に加盟している企業が中心となり、賃貸物件のオーナーへ向けて、共同購入による住警器の安価な提供を実施した。

●ポイント

購入価格については、他の事例と同様、とりまとめて大量購入を行なうことにより、1台あたりの購入価格を抑えている。

また、賃貸物件オーナーが購入したこの事例では、賃貸物件の借主に対しては住警器を「貸している」という位置づけで設置を進める、といった工夫も図られている。具体的な対応としては、設置時に、住警器は貸主の所有物であることを確認する旨を記した「設置確認書」を、借主とオーナー・不動産業者間で結んでいる。これにより、転居等により住警器が無くなる、補充が必要になる、といったトラブルを避けることにつながる。

工夫点③：図面による住警器設置個数の把握

●実施内容

物件ごとの必要設置個数を把握するため、不動産業者で把握している間取り図をもとに、それぞれの物件に必要な住警器の数を把握した。また、間取り図は前述の「設置確認書」にも掲示し、設置個数の記録としても活用している。

●ポイント

共同購入において、各戸の必要設置個数の見積りは大きな課題のひとつといえるが、この事例においては、不動産事業を営んでいるメリットを活かし、間取り図による個数の見積りを実施している。間取り図を活用できる組織は限られるが、可能な場合は、個数の見積りにおいて非常に有効な手段である。

工夫点④：希望者への取付支援

●実施内容

希望がある場合は、住警器の共同購入を取りまとめている不動産業者が、取付支援までを実施した。

●ポイント

住警器は、設置が必要な箇所が決められており、かつ、比較的高所につけなければならない等の背景から、共同購入・配布後に設置されず放置されてしまうといった懸念がある。そのため、この事例のように設置までをフォローすることは、重要な取組である。

工夫点⑤：賃料からのスムーズな購入代金集金

●実施内容

住警器の購入代金については、賃貸物件オーナーから賃料の集金業務を委託されている不動産業者が、集金した賃料から差し引く方法により回収した。

●ポイント

住警器の共同購入においては全体の購入額が比較的高額になることから、集金上の工夫・注意も必要になる。この事例においては、必要設置個数の調査と同様、不動産事業を営んでいるメリットを活かした回収を行なっている。こうした枠組みを活用できる団体は限られるが、実施可能であれば、非常に効率的な手法である。

工夫点⑥：住警器の設置済シールの配布

●実施内容

住警器を設置した賃貸住宅においては、図Ⅱ-2-1 に示す住警器設置済シールの配布・貼付を行った。

●ポイント

住警器普及における課題のひとつに、不適切な訪問販売の被害に遭うケースがあることが挙げられる。設置済シールは、このような被害低減に対して効果がある。

また、この事例では、「賃貸住宅の価値向上」といったメリットも踏まえて設置済シールを積極的に活用している。賃貸住宅オーナーにとっては投資を行って住警器を設置しているため、その結果が見た目にも分かりやすく示されることにより、取組意欲向上につながっている。

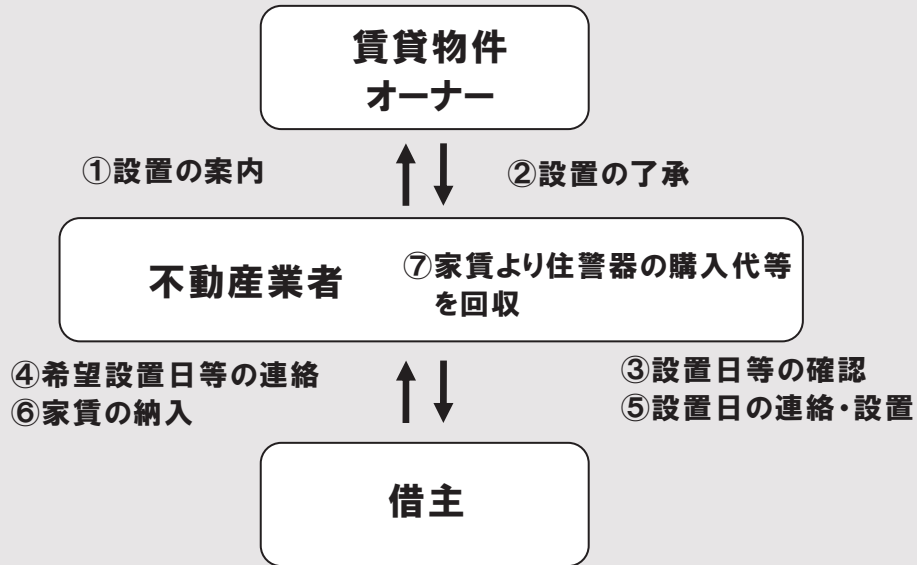


図Ⅱ-2-1 設置済シール

(4)その他のポイント等

この事例における住警器設置の流れ

この事例においては、「不動産業者」「賃貸物件オーナー」「借主」の3者が、以下の流れで関わっている。



図Ⅱ-2-2 3者の関連

平成19年
7月吉日

オーナーセミナーレポート

設置期限を来年に迎え、 住宅用火災警報器設置義務化の背景について考える

平成19年オーナーセミナーが去る7月1日、
で行われ、オーナー様他、千葉市宅建協同組合・千葉県
県宅地建物取引業協会の不動産業者約200名が参加されました。
今回、「貸主と管理会社が負う「管理責任」とは？」と題し、弁
護士を講師に迎えてのセミナーが行われま
した。セミナーでは、平成18年6月施行の改正消防法を中心にさまざまな
トラブルについてオーナーはどう対処すべきかを、わかりやすく解説してい
ただきました。本紙では、その講演内容から、「改正消防法 住宅用火災警報
器設置義務化」をピックアップして要約をお伝えします。



家主が火災警報器の設置費用を負担してくれない。 こういう事態の「危険度はどのくらいか？」

今までは、既存住宅への火災警報器設置義務はありませんでした。しかし、皆さんご存知の通り、2006年6月施行の改正消防法により、既存住宅についても2008年6月1日から2011年6月1日までの間に、各自治体の条例により設置が義務付けられました。千葉市では、2008年5月31日が設置期限となっています。火災警報器を設置していないことが、条例違反となる時代がまもなくやってきます。

では、こういう状態で第三者の故意・過失による火災や類焼が発生した場合、設置していなかったオーナーは、何か責任を問われるのでしょうか。この場合、火災の発生自体は、オーナーの責任ではありません。ですから、原則としてオーナーや管理会社に責任を問うことはできないはずですが。

しかし、「火災警報器が設置されていれば、明らかに被害がわずかな範囲ですんだ」といえる場合は、警報器を設置していなかったことに対するクレームが出てくる可能性があります。第三者のしたごと、警報器

の設置義務がないといったところで、火災の結果と警報器を設置していなかったことについて「因果関係」が指摘されるかもしれないということです。この点についてのリスクは非常に大きいことを建物オーナーは理解することが非常に重要になっています。

この問題については「なぜ、消防法が改正され、既存住宅への火災警報器の設置が義務付けられたか」の意味を考えてみる必要があります。

2004年の放火を除いた住宅火災は176,866件で、建物火災の半数ですが、建物火災による死者1,159名のうち、住宅火災による死者は1,038名と9割にのぼるのです。

また、火災警報器を設置していた場合は、火災100件あたりの死者が2.1人であったのに対し、設置していなかった場合は、6.7人。統計上、火災警報器を設置すれば住宅火災の死者が3分の1になるといわれているのです。また、アメリカでは、1970年代に住宅火災による死者が6,000人を超えたことをうけ、「バーニングキャンペーン」を展開、

それまで火災警報機普及率が全体の4%だったものを2000年には94%までの普及率となりました。結果、1998年には住宅火災による死者数が2,095人と半減しています。

とくに住宅火災の場合、犠牲者の多くはお年寄りで、火災に気がついたときには若い人達のように逃げられず被害が広がる。つまり、いち早く火災を知らせる警報器がないということが、致命傷になっている。こうした経緯があつての消防法改正なわけですね。

現状では、火災警報器の設置を怠ったことは法令違反ではありません。しかし、「火災警報器を設置していれば、死者は確実に減る」

ということを知りながら設置しないことに対する非難は、大変大きいものと理解すべきです。訴訟での勝ち負けを断言はできませんが、訴訟を起こされるのは確実でしょう。

もちろん、設置が完全に義務付けられる2011年6月以降（千葉市では2008年6月以降）は、警報器がない住宅での火災で、死者が出た場合は、建物オーナーは法令違反となりますし、管理業者もそれを知りながら設置を提案していなければ、指摘されることとなります。現状はあくまで法施行までの猶予期間であり、いずれ法令違反になることをよく理解しておく必要があるでしょう。



講師：

図Ⅱ-2-3 セミナーの内容をまとめたレポートのサンプル

住宅用火災警報器設置確認書

No.

御中

住宅用火災警報器添付の取扱説明書の内容を確認し、千葉市火災予防条例第29条の2から第29条の6の規定に基づき、下記の通り適正に住宅用火災警報器を設置し、作動確認を行いました。
 この火災警報器は建物の設備（家主所有物）であることを確認し、破損・持ち出しの際には、火災警報器1個あたり 円を支払います。
 住宅用火災警報機付属の取扱説明書に従い、1年に1回の点検を行います。

平成 年 月 日

設置日 平成 年 月 日

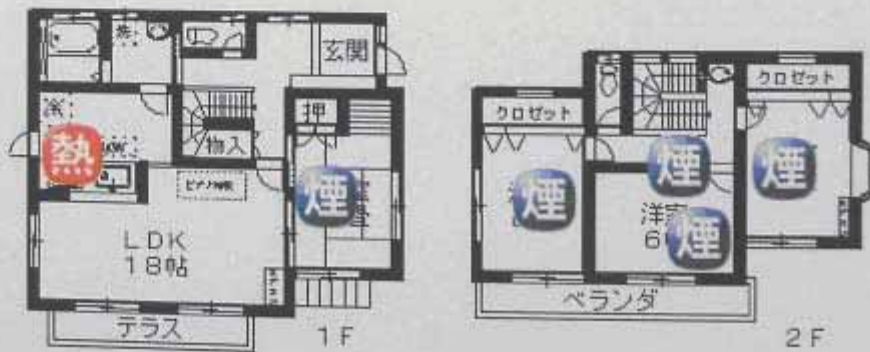
設置数 個

ご氏名 印

電話 ()

物件住所	<input type="text"/>
物件名	<input type="text"/> 号室

設置図（住宅用火災警報器を設置した箇所に◎印を記入して下さい。）



写真Ⅱ-2-1 間取り図の活用サンプル



写真Ⅱ-2-2 設置時の様子(1)



写真Ⅱ-2-3 設置時の様子(2)



写真Ⅱ-2-4 設置済シールの貼付例

2-3. 30以上の町会・自治会が参加した

共同購入の取組(③江戸川区)

- ☑ 地域コミュニティにおける住警器の普及・展開活動において、複数の町会・自治会が連携するには時間や労力が必要となるが、一方、より多様な活動が可能となるメリットがある。
- ☑ ここでは、葛西地区の88の町会・自治会が加入する葛西地区自治会連合会において、共同購入等が未実施であった32の町会・自治会が参加した共同購入事例について紹介する。

取組主体	葛西地区自治会連合会
人数等	葛西地区の88の町会・自治会が加入 加入世帯数は計104,838世帯
消防署等	葛西消防署
職員数	183人
地域	江戸川区(特別区)
人口/世帯数	653,944人/281,705世帯
キーワード	●広報・周知 (テレビ・ラジオ等、掲示物・配布物、説明会、戸別訪問) ●共同購入 ●販売会 ●集金方法の工夫 ●設置支援

(1)地域・取組主体の概要

葛西地区は、江戸川区のほぼ3分の1の人口と面積を占める地域である。葛西地区自治会連合会には、この葛西地区に存在する100の町会・自治会のうち、88が加入している。

この事例における共同購入では、既に共同購入等が実施されていた町会・自治会を除いた32の町会・自治会が参加し、共同購入を行った。

(2)共同購入の取組概要

葛西地区自治会連合会では、平成22年4月1日より設置が義務化される住警器の重要性を鑑み、加入している町会・自治会で協議の上、平成21年6月～平成21年9月までの3ヶ月で住警器の共同購入を実施した。共同購入においては、既に取組等が進んでいた町会・自治会以外の32の町会・自治会が参加した。

共同購入を行った結果、23,000個以上の申込みがあり、約4,700世帯への設置が行われた。また共同購入実施後も、購入したいという要望に応じて、同一の価格で購入できる即売会を複数回実施。これまでに5つの町会で開催されており、計約1,800個の住警器が購入・設置された。

(展
開
期)

平成 21 年 6 月 共同購入の体制づくり・共同購入の実施

工夫点

- ①丁寧な説明会による町会・自治会の連携体制の構築
- ②メディア活用、戸別訪問等による積極的な広報の実施
- ③共同購入による安価な購入
- ④集金への配慮
- ⑤高齢者のみの世帯等への設置支援



(フ
ォ
ロ
ー
期)

平成 22 年 3 月 他の購入希望者へ向けたフォローの実施

工夫点

- ⑥さらなる普及のための即売会実施

(3)工夫点の紹介

工夫点①：丁寧な説明会による町会・自治会の連携体制の構築

●実施内容

葛西地区自治会連合会には多くの町会・自治会が加入しているため、総会の他、いくつかの地域ごとに協議会が設置されているなど、階層だった組織となっている。この事例では、共同購入をスムーズに進めるために、総会において共同購入実施の決定やメーカーの選定が行われた後、協議会、さらにはそれぞれの町会・自治会の集会などの場で、丁寧な説明会が実施された。

説明会実施については地域の消防署に依頼し、住警器の設置が必要となる背景の他、共同購入の流れについても詳しく解説し、各町会・自治会が行う必要のある作業等について理解できるよう工夫を施した。また、取り付けのイメージを持ってもらうため、取り付け実演セットを作成するなど、視覚的にも分かりやすい説明を心がけた。

●ポイント

住警器の設置については、個人が自らの意思で購入しなければならないため、各個人の意識啓発が大きな課題となる。チラシ等による情報提供も重要ではあるが、一方で、購入の意思を固めるまでには、日頃からコミュニケーションをとっている町会や自治会からのアプローチが非常に大きな役割を果たすことが多い。この事例も、町会・自治会のコミュニティのつながりを活用して、普及に成功した事例の一つである。

コミュニティの規模が大きくなればなるほど、説明会等のきめ細やかな対応は難しくなる傾向がある。しかしながらこの事例を含め、大規模な取組においてもできる限り多くの場で説明会を行ったことが、後の効果につながったと見られるケースも多い。また、取組の規模が大きいほど、既に取組が開始されている団体等との調整が必要なケースもある。こうした背景からも、丁寧な説明会の場を設けることが、活動の成功において重要なポイントであると考えられる。

工夫点②:メディア活用、戸別訪問等による積極的な広報の実施

●実施内容

地元の消防署より、地元のケーブルテレビに対して自治会連合会の取組の情報提供を行った結果、町会での説明会の様子が取材され、1週間の間放映された。なおこれまでも、例えば消防団の出初式や地域のお祭りに関する情報提供を行った結果、取材・放映される等、地域とケーブルテレビ局間での比較的活発な連携が行われている。

また、地域の消防署と連携し、回覧等で共同購入の申込みを受け付けている期間、消防署員が戸別訪問を行い、住警器に関する説明を行った。

●ポイント

地元のテレビ局や新聞社など、メディアに取り上げられることにより、広報効果はもちろん、取組んでいる人のモチベーション向上も期待できる。この事例において、ケーブルテレビに取り上げられるきっかけとなったのは、自治会連合会からの情報提供であるが、取り上げられる・ないに関わらず、日頃よりメディアに対してこのように情報提供を行っておくことにより、必要な時に取り上げられる可能性が高まる。

また、「工夫点①」でも示したとおり、各個人の意識啓発という観点からは、戸別訪問等の各個人へのアプローチも重要な取組であるといえる。取り組み主体の規模が大きくなればなるほど、戸別訪問にかかる労力は大きくなるが、今回の事例のように消防署と連携する等の方法により実施することができれば、取組のさらなる効果が期待できる。

工夫点③:共同購入による安価な購入

●実施内容

共同購入においては、まず自治会連合会が主体となってメーカーの選定や住警器配布の大まかな段取り等を行い、各町会・自治会は自らの地域の購入希望取りまとめ、集金、配布を行った。「工夫点②」の広報も活用しながら共同購入を進めた結果、計23,000個以上の申込みが集まった。

●ポイント

購入価格については、他の事例と同様、とりまとめて大量購入を行なうことにより、一台あたりの購入価格を抑えることを実現している。

また、「工夫点①」に紹介した説明会の中では、各町会・自治会が負担する役割を理解しやすいよう、共同購入の流れを分かりやすくまとめたフローチャートを示すなどの工夫が施されたことが、円滑な共同購入実施へとつながったと考えられる。

工夫点④：集金への配慮

●実施内容

集金がスムーズに行われるよう、集金及び住警器配布のフロー例を作成した。フロー例については、町会・自治会の各班長が集金や住警器配布を行う例や、メーカーが指定する日時及び場所に各個人が受け取りに行く例など、複数のケースについて用意した。

●ポイント

住警器は単価が比較的高いため、共同購入を行う際には、集金業務が大きな課題のひとつになることもある。購入規模が大きい場合、ある程度取りまとめた上での支払いをメーカーより求められることもあるが、集金を実施する場合、後々のトラブル防止のためにも、入念に準備を行うことが重要となる。

地域コミュニティ内でどなたかが集金業務を担当される場合、金銭を扱う業務に慣れていない可能性も考えられるため、準備の際の参考となるフロー例を用意することは、共同購入の円滑な実施のために効果的であると考えられる。

工夫点⑤：高齢者のみの世帯等への設置支援

●実施内容

住警器は天井や壁の高い位置に取り付ける必要があるため、高齢者のみの世帯等、自力での設置が困難な世帯には、地域の消防団がバックアップして設置支援を行った。

●ポイント

配布した住警器が実際に活用されるためには、正しい方法で設置される必要がある。そのため、各世帯で購入された住警器が効果を発揮するためには、自力設置が困難な世帯等に対し、しっかりと設置のフォローまでを行っていくことも重要な取組となる。

工夫点⑥：さらなる普及のための即売会実施

●実施内容

共同購入では購入しなかったが購入を検討している世帯、追加で購入を希望する世帯等、共同購入後にできたニーズに対応するため、住警器の即売会を実施した。即売会は、希望のあった5町会・自治会で行われ、メーカーと交渉して共同購入時と同価格での提供を実現。また、共同購入時と同じく、ケーブルテレビでの放送や、消防署と連携した戸別訪問などを行って広報活動を行った結果、約1,800個が販売された。

●ポイント

1回の共同購入実施では、様々な事情により、全ての世帯の購入には至らないことも多い。一方で、共同購入の実施には多くの労力がかかるため、何度も実施することは困難である。

この事例では、「即売会」を開くことで、共同購入後の購入相談に対応した。「即売会」のメリットとしては、住警器の受け渡しや集金面で町会・自治会にかかる負担が比較的少なくなることが挙げられる。住警器の認知度が高まっている状況では、購入者のある程度の確保も期待できるため、共同購入実施後の普及策として、効果的な対応のひとつであると考えられる。

(4)その他のポイント等

日々の防災活動の活用

この事例においては、共同購入における広報施策として、ケーブルテレビでの放送や、消防署と連携した戸別訪問の実施などが行われた。これらは、住警器の共同購入のために新たに行われた取組ではなく、これまで、地域コミュニティの防災活動の一環として行われてきた活動である。

住警器に関する取組については、日ごろからの防災活動の一環としていかに取り込んでいけるかという点も、スムーズな実施のための重要な観点となる。

行政との連携

共同購入実施にあたっては、32 の町会・自治会が一齐に取組むため、問い合わせ等が多数発生することが予想された。そこで江戸川区役所葛西事務所が窓口となり、各関係者と確認を取りながら問い合わせ対応を実施。葛西事務所には、葛西地区自治会連合会の事務局が設置されており、日ごろより行政と地域コミュニティが、連携して活動を展開している。

以上のように、行政機関である葛西事務所が、関係者連携の橋渡しとしての役割を果たしたことも、この共同購入の取組がスムーズに進んだ理由の一つであるといえる。行政と地域コミュニティの連携がうまく機能することにより、さらなる効率的・効果的な活動が可能となる。

(5)活動において作成された資料等（例：チラシ、共同購入申込用紙、etc.）

住宅用火災警報器共同購入の進め方
 (本月上旬)
 ① 購入する機種、価格等を決定
 ② 申込期間、共同購入期間、付帯サービス等の説明
 ③ 町会単位で町会・自治会へ事務局へ事務局へ
 町会・自治会長等へ事務局が住宅用火災警報器の説明
 (5月中旬) ムービーから申込み資料の配付
 町会単位で申込 自治会が申請により、自治会が共同購入の申請
 町会単位により購入の申し込み受け付け
 (7月1日から開始 7月31日必要) ④ 商品説明・価格の確認
 ⑤ 申込期間、商品について説明し・代
 金の徴収方法、申込書決定
 申込書を取りまとめ、納品場所、担当者
 の氏名、連絡先を明確し地域サービスへ連携
 町会サービス係が取りまとめ、自治会が業者に発注
 (8月上旬)
 町会の指定した場所(配達場所)に業者が納品
 (8月20日～25日～30日頃)
 町会(社会行動で商品引き渡し) ⑥ 納品の確認
 ⑦ 自分や受け渡しの際に不
 具合があったら町会に速
 報し連絡
 町会
 共同購入
 住宅用火災警報器に関する
 問い合わせ先

至急回覧
 平成21年7月 日
 ○○○自治会員 各位
 ○○地区連絡協議委員会 ○○
 ○○自治会長 ○○
住宅用火災警報器の特別あっせんについて
 朝々の暑もようやく涼しくなってきた今日このごろ、自治会員の皆様はますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
 さて、このたびは毎年8月からすべての住宅に設置が義務付けられる、住宅用火災警報器も、葛西地区自治会連合会で一括共同購入することとなりました。
 個々メーカーと協議し、大量購入による低価格での特別販売ですので、ぜひこの機会に購入をお勧めします。
 1 特別納品警報器
 器式・熱式(器式は、台所等の火を使う場所用)
 2 特別納品価格
 各 円(税込) (通常小売価格 円から 円)
 3 申込期間
 7月31日(金)までに町会により別紙の申込書に記入し部長まで。
 ○なぜ、住宅用火災警報器が必要なの？
 ●火災による被害の大部分が住宅火災から発生していること。
 ●住宅火災によって死亡した人の半数が「寝ている時」によること。
 ※すでに設置されていたことにより、火災の拡大を未然に防ぐ効果が期待されています。
 ○どこに設置するの？
 ●すべての部屋、台所、階段に設置が必要です。
 ※設置がいない場所は、「浴室、玄関、トイレ、洗面所、納戸、廊下」
 ※取り付けについて
 設置のやりまたは取り付けは簡単に設定できますので、業者で取り付けなくてもいい
 場合、ご自分で取り付けができる場合があります。当区連絡員が必ず申し込まれますので、町会・自
 治会の役員にご連絡ください。
 ①一人暮らしの高齢者世帯 ②高齢者のみの世帯
 ※ 住宅用火災警報器の資料を添付します。

図 II-3-1 説明会等で配布された資料のサンプル(1)



図 II-3-2 説明会等で配布された資料のサンプル(2)



図 II-3-3 説明会等で配布された資料のサンプル(3)



写真Ⅱ-3-1 取り付け実演セット

住宅用火災警報器設置促進広報プラン	
項 目	内 容
1	<p>近江ケーブルテレビアナウンスに、住宅用火災警報器（住警器）を知ってもらおう。</p> <p>住警器とは？ 昨年4月から義務化 なせ義務化されたの？ どこに必要なの？ などの基本的なことを知ってもらおう</p>
2	<p>の設置促進活動を知ってもらおう。</p> <p>平成18年から設置を推進してきた。今年度中にすべての住宅に設置を目指し、消防署でもインターネットや職員訪問による促進、イベントなどでの広報や広報誌を通じて呼びかけている。</p>
3	<p>共同購入について知ってもらおう。</p> <p>アパート等の共同住宅には、オーナーはアパートの管理会社に対し早期設置を呼びかけ、既に設置が進んでいます。</p> <p>しかし、戸建住宅には広がり方が少なく、購入での購入になかなか見えないため、町会・自治会で共同購入して実際に設置を進めているところもあります。</p>
4	<p>住警器が設置されていてよかった事例</p> <p>住警器を設置していたことにより、「火災にならなくて済んだ」とか「ばやで済んだ」となどの報告が多くなっており、確実に設置効果が高まっています。</p>
5	<p>近江地区自治会連合会（近江連）の協力的な取組みについて知ってもらおう。</p> <p>近江地区は、地域のつながりが強く、今年、自治会が地域の安全、安心が高まるのならば、近江地区の全自治会会長に声を掛け、自治会加入の町会自治会がまとまって自治連で一括共同購入をすることになったのです。</p>
6	<p>地域が一斉となった住警器の設置促進について取材してもらおう。</p> <p>自治連での共同購入は決まったものの、機材のことや設置のこと、購入の手続きなどの準備が必要だったことから、近江事務所や近江消防署、近江消防団などの協力を得て、全町会、自治会の一斉共同購入が実現しました。</p>
7	<p>自治連共同購入に合わせ実施した、消防署の設置促進活動を取材してもらおう。</p> <p>住警器についてよく知らない町会、自治会員のために、役員会等の機会に時間をいただき、設置の必要性、設置場所、取り付け方などの説明を行い、設置の重要性を理解してもらおう。</p> <p>戸建住宅に対し、「付けたら火災警報器」の手ラシの配布と個別世帯への説明を行い、設置の重要性を理解してもらおう。</p>
8	<p>自治連共同購入に伴う、機器メーカーの説明を取材してもらおう。</p> <p>（月 日（ ）） （月 日（ ））</p>
9	<p>町会会館等に購入された機器の希望への配付の様子を取材してもらおう。</p> <p>（8月下旬）</p>
10	<p>配布された機器を各世帯で設置している様子を取材してもらおう。</p> <p>（8月下旬～9月上旬）</p>
11	<p>高齢世帯等への訪問による設置手配の様子を取材してもらおう。</p> <p>（8月下旬～9月上旬）</p>
12	<p>設置が完了したおのの様子を取材してもらおう。（9月上旬）</p>
13	<p>実際に火災に巻きかかって、住警器によって火災に巻き込まなかった家屋の事例を取材</p> <p>町会や、通知音が発せし火災に巻き込まれ、安心して暮らせるまちづくりに貢献しに取組んだ町の様子</p>
14	<p>まだ設置されていない家屋はありますか。</p> <p>今回の取材で住警器の必要性や、安全基準に高果があることがわかった。まだ設置が促されていない家屋は、また共同購入などの機会を捉えて、安心生活のために設置することをお勧めします。</p>

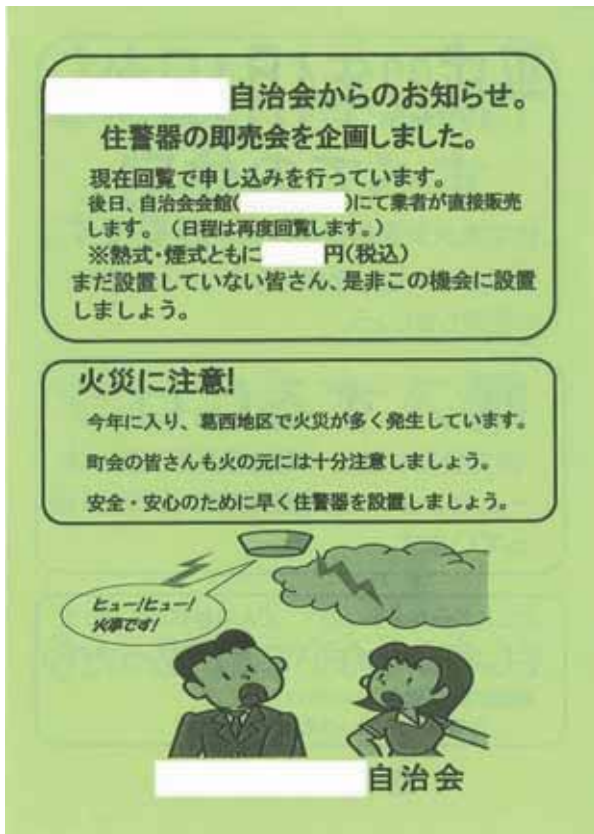
図Ⅱ-3-4 ケーブルテレビ会社への情報提供資料

防火防災診断表

(実施日 平成22年 月 日)

実施世帯	江戸川区 町 丁目 番 号				
	氏名				
実施者	本署 船堀 南葛西	1. 2. 3. 毎	階級		
			氏名		
住警器の設置	設置済	□設置の 動機	<input type="checkbox"/> 自分や家族を火災から守るため。	<input type="checkbox"/> テレビや新聞で知ったから。	
			<input type="checkbox"/> 設置義務化を知ったから。	<input type="checkbox"/> 消防職員から指導を受けたから。	
			<input type="checkbox"/> 町会等の共同購入があったから。	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/> 区の助成事業を活用したから。	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> 点検・維持管理の周知				
	<input type="checkbox"/> 住宅用防災機器が作動した奏功例		<input type="checkbox"/> あり・・・情報収集欄へ		
			<input type="checkbox"/> なし		
	<input type="checkbox"/> その他 問い合わせ等・・・情報収集欄へ				
	未設置	□未設置理 由	<input type="checkbox"/> 住警器を知らない。	<input type="checkbox"/> 販売場所を知らない。	
			<input type="checkbox"/> 設置の義務化を知らない。	<input type="checkbox"/> 取り付けがわからない。	
			<input type="checkbox"/> 経済的負担が大きい。	<input type="checkbox"/> 取り付けができない。	
			<input type="checkbox"/> 必要性を感じない。	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/> チラシ配付			
		<input type="checkbox"/> 設置の促進・町会・自治会主催即売会の周知			
<input type="checkbox"/> 悪質訪問販売の注意喚起					
<input type="checkbox"/> その他 問い合わせ等・・・情報収集欄へ					
情報収集	<input type="checkbox"/> 住宅用防災機器が作動した奏功例				
	<input type="checkbox"/> 住警器の設置に対する問い合わせ				
	<input type="checkbox"/> 消防に対する意見				
	<input type="checkbox"/> その他情報提供				
<p>注1 住警器の設置は、設置済・未設置に○を付けること。 2 住民に対し実施した指導項目にレ印を記入すること。 3 住宅用防災機器が作動した奏功例があった場合、できるだけ詳細に聴取し情報収集欄に記入すること。 4 住民からの情報提供や、住警器に対する問い合わせ、消防に対する意見等があった場合、必要な措置や指導した内容を含めて情報収集欄に記入すること。</p>					

図Ⅱ-3-5 戸別訪問時のチェックシート



図Ⅱ-3-6 戸別訪問時の配付資料



写真Ⅱ-3-2 戸別訪問



写真Ⅱ-3-3 取付支援



写真Ⅱ-3-4 即売会

町会・自治会共同購入時の集金の例

町会指定場所へ一括納品

	集金者	集 金 方 法
1	班長集金 町会集金担当振込 (集金のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ●各世帯からの申込書をもとに、各班長が各世帯から集金し、町会集金担当へ。 ●町会集金担当が取りまとめて指定口座へ振り込み ●商品は指定場所で各世帯が受領
2	班長集金 町会集金担当振込 (商品引換)	<ul style="list-style-type: none"> ●各班長が各世帯の注文個数を町会から受領 ●各班長は各世帯から商品引換で集金し、町会集金担当者へ ●町会集金担当が取りまとめて指定口座へ振り込み

3	町会集金担当 集金・振込 (商品引換)	<ul style="list-style-type: none"> ●商品引換日を複数日指定 ●各世帯の都合の良い指定日に商品引換で町会集金担当が集金 ●町会集金担当が取りまとめて指定口座へ振り込み
4	メーカー集金 (商品引換)	<ul style="list-style-type: none"> ●商品引換日を1日指定し、商品引換でメーカーが集金する。

図Ⅱ-3-7 集金フロー例の資料のサンプル

2-4. 集合住宅の管理組合における住警器の

設置促進活動

- ☑ 住警器の普及において、特に集合住宅においては、管理組合や自治会といった組織が中心となり設置を進めることで、設置率向上に大きな効果を上げているケースが見られる。
- ☑ ここでは、1,300 戸以上が入居する大規模な集合住宅において、管理組合が主体となり設置を進めることで、設置率 100%を達成した事例を紹介する。

取組主体	なぎさニュータウン管理組合
人数等	1,324戸、約3,800人が居住
消防署等	葛西消防署
職員数	183人
地域	江戸川区(特別区)
人口/ 世帯数	653,944人／281,705世帯
キーワード	●広報・周知 (掲示物・配布物、説明会) ●必要数確認の工夫 ●共同購入 ●購入補助 (会費等からの支出) ●設置支援

(1)地域・取組主体の概要

なぎさニュータウンは、7つの棟に1,324戸、約3,800人が居住する大規模な集合住宅である。なぎさニュータウン管理組合は、昭和52年の第1時入居と同時に区分所有者によって設立され、建物・設備等の自主管理を行っている。自治会と共に設置した「なぎさ防災会」は都市部のマンションには珍しい自主防災組織として活躍しており、管理組合や葛西消防署等との関係機関と連携して防災計画を進めている。

(2)共同購入の取組概要

消防法の改正に伴い平成18年から住警器の設置義務化が開始されたことを受け、直ちに全戸への設置推進の検討を開始した。管理費から予算を確保し、必要設置数の調査等を経て、平成20年に必要な住居への配布を行った。

配布にあたっては、11階以上等、既に自動火災報知設備等が設置済であった区画を除き、809戸を対象に実施。希望した入居者には設置の支援も行き、100%の設置(空室・長期不在の住居を除く)を実現した。

(普及期)

平成 18 年 6 月 管理組合の理事会・委員会において予算化実施

工夫点

①地域における日ごろからの防災意識啓発

(展開期)

平成 20 年 3 月 共同購入した住警器の配布・設置

工夫点

②共同購入による住警器の安価な購入

③丁寧な調査による必要個数確認

④希望者への設置支援

⑤配布時の説明会実施

⑥聴覚障害者用に補助警報装置の斡旋

(3)工夫点の紹介

工夫点①:地域における日ごろからの防災意識啓発

●実施内容

なぎさニュータウンにおいては、日ごろより、地域全体で防災意識啓発の活動を行っている。管理組合のほかにも、阪神淡路大震災を機に自主的に組織された「なぎさ防災会」があり、有志で集まった約 140 名の住民により、災害時のシミュレーションを行う訓練、キタコン(帰宅困難者体験)ウォーク、お祭りを通じた啓発活動等、防災に関する積極的な意識啓発活動を行っている。

こうした高い防災意識を持って日ごろより活動している背景もあることから、管理組合の理事会・委員会において住警器の予算化について検討を行った際も、スムーズに導入の意思決定を行うことができた。

●ポイント

住警器の設置においては、何らかの形で入居者が費用負担をしなければならないケースがほとんどであり、普及促進における障害のひとつとなっている。

入居者が出費し、住警器の購入・設置を行う行動に至るためには、入居者の高い防災意識が不可欠である。この事例においては、事前に拠出された管理費からの購入であるが、スムーズに意思決定が行えた背景には、日頃からの防災意識啓発の働きかけによるところが大きい。また、11階以上の居室においては既に自動火災報知設備等が設置されており、その点検・保守費用は管理費から支出されていることから、公平性の面からも管理費での購入となった。

また、この事例においては、導入の意思決定及び住民への広報が早かったため、自主的に購入した住民がなく、全体的にスムーズに設置が進められた。早く取組を開始する際には、情報が少ない等の困難が伴う一方、この事例のように取組の舵取りが行いやすいというメリットがある。

工夫点②: 共同購入による住警器の安価な購入

●実施内容

管理組合が主体となり、共同購入による住警器の安価な提供を実施した。住警器単体の価格だけでなく、設置費用も含めて低価格の業者の選定を行った。

●ポイント

購入価格については、他の事例と同様、とりまとめて大量購入を行なうことにより、一台あたりの購入価格を抑えている。

また、この事例では、設置支援の希望者を募った結果、73.4%の入居者が申込みを行った。そのため設置費用も含めた価格で業者選定を行ったことが功を奏し、全体的な購入費用の抑制に成功している。

工夫点③: 丁寧な調査による必要個数確認

●実施内容

物件ごとの必要設置個数を把握するため、調査票による調査を実施した。各部屋の間取りは管理組合で入手可能な資料である程度把握できるものの、リフォーム等で間取りが変更になっているケースもあり、設置対象の居住者に、自宅に必要な個数を計算して頂いた。当初は返答のない入居者も存在したが、粘り強く何度も依頼を実施し、調査票の回収を行った。

●ポイント

共同購入において、各戸の必要設置個数の見積りは大きな課題のひとつといえるが、この事例においては、調査票に必要個数を記入して提出して頂く方法により、それぞれの住居における必要設置数の把握を行っている。調査票では、「3LDKの場合、4個」といったように、住警器の必要設置数を分かりやすく理解できるよう、工夫が施されている。

工夫点④: 希望者への設置支援

●実施内容

設置を希望する入居者へ対しては、住警器の販売業者による、取り付けの実施も行った。

●ポイント

住警器は、設置が必要な箇所が決められており、かつ、比較的高所につけなければならない等の背景から、共同購入・配布後に設置されず放置されてしまうといった懸念がある。そのため、この事例のように設置までをフォローすることは、重要な取組であるといえる。

工夫点⑤：配布時の説明会実施

●実施内容

各入居者へは、説明会に集まって頂いた場で、住警器の配布を行った。説明会には住警器のメーカーからも講師を派遣頂き、住警器の使用方法や必要性、メリット等についての説明を実施した。

●ポイント

配布した住警器が実際に活用されるためには、使用方法等についても、しっかりと周知されることが重要である。この事例においては、配布時に説明会を実施し、入居者の知識・意識の底上げを図っており、非常に効果的な取組であると考えられる。

また、説明会の内容については、「管理組合ニュース」にも掲載され、各入居者に配布された。

工夫点⑥：聴覚障害者用に補助警報装置の斡旋

●実施内容

住警器配布時を進める中で、聴覚障害者への対応が課題として浮かび上がった。そのため、追加の対策として、ストロボライトによる補助警報装置の斡旋も実施。3件の問い合わせがあり、そのうち1人が実際に設置を行った。

●ポイント

一般的な住警器は、音による警報がメインであり、聴覚に障害がある方については発光による補助警報装置等の設置により、警報に気づく対応が必要となるケースがある。

特別な配線が必要な点や、一般的なものよりも高額である点など、普及については課題も多いが、こうした対応についても丁寧に進めることが、火災による被害低減には重要となる。

(4)その他のポイント等

積極的な広報・条例の確認

東京都の条例では、住宅の寝室や階段の他にも、寝室以外の居室や台所への住警器設置が義務付けられている。この事例においては、平成18年の時点で一度予算が承認されたが、その際は東京都の条例ではなく「住宅の寝室や階段」の基準で見積もっていたため、次年度に再度予算の取り直しが必要となった。

条例改正後、早い段階での取組開始であったため情報が少なかったことが、このように活動の妨げになるケースがある。普及促進の際は、設置基準の積極的な広報や、条例の確認等が重要であるといえる。

(5)活動において作成された資料等

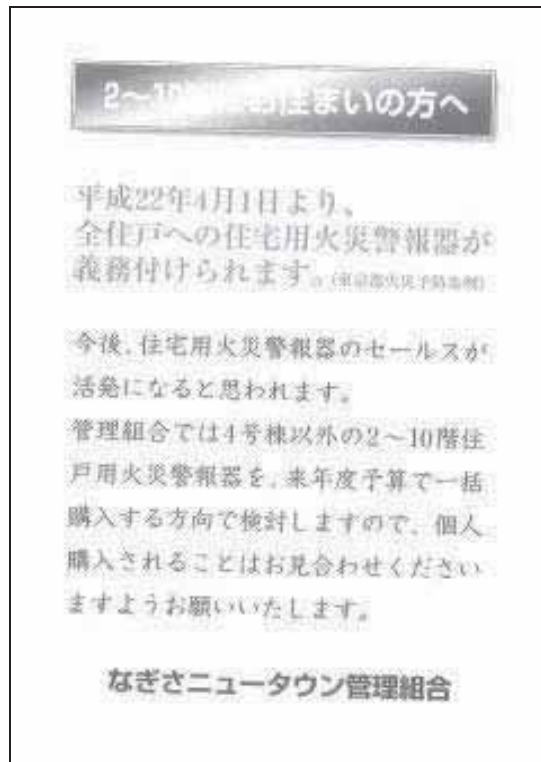


図 II-4-1 広報チラシのサンプル



図 II-4-2 調査票のサンプル



管理組合ニュース

東京都江戸川区南葛西7-1-21 管理棟:3688-0084 事務局:3688-0771
e-mail:nagisakk@pb4.so-net.ne.jp

最近の長期修繕計画委員会の活動から

長期修繕計画委員長 山崎 辰彦

大規模修繕工事 11年ご点検について

マンションの大規模修繕は10年～15年に一度実施する大掛かりな修繕です。マンションは物ですから、年と共に劣化していきますので、修繕をすることで、マンション全体を安全で快適な暮らしができる建物として維持します。

現在、1・2・3号棟が大規模修繕工事終了後の2年目点検を、4・5号棟が1年目の点検を行っています。6・7号棟も鉄部塗装工事の1年目点検を実施しています。工事



長期修繕計画委員会の様子

その後、1年・2年目に住民の皆様へのアンケート調査を踏まえ、施工部位の現場点検を行い、適切な補修を行うことは、次の大規模工事までの期間を延長させ、修繕費用の低減を図ることが出来ます。点検を行うことで、なぎさ特有の施工面での困難さ、不良箇所が発見され、今後の大規模工事の為に貴重な資料となります。

住宅用火災警報器 配付の延期について

管理組合では東京都火災予防条例の改正を受け、今年度4号棟を除く2・10階の住戸に住宅用火災警報器を3個ずつ配付する予定で予算を組みました。しかし、機種選定の段階で、東京都の場合は居室のみを対象ではなく、全室（浴室、トイレ、洗面所、納戸などは

中央広場の使い方について

中央広場の改修工事が終了し、明るく潤いのある広場となりました。この広場は、なぎさニュータウンの住民が憩い、ふれあう場として、中心的役割を果たしていくものになると思われま

す。中央広場を住民が安心して憩える美しい広場とするためには、利用しやすい施設であるとともに、利用者にはマナーを守って利用してもらう必要があります。このため環境部を中心に広場利用のルールを検討し、理事会で承認しました。このルールが浸透し、定着していくことが、よりよい広場環境の創造につながっていくものと考えます。このルールはボード化して中央広場内2箇所に掲示します。



中央広場 利用ルール

- 中央広場を安心して憩える美しい広場とするために、次のことを守りましょう。
- ① 煙草を吸ったり、植物などを扱ったり、落書きするのはやめましょう。
- ② ウッドデッキ、テーブル、椅子を大切に使いましょう。
- ③ 食べ残や飲み物などのゴミは、各自が持ち帰りましょう。
- ④ 幼児用以外の自転車での乗り入れはやめましょう。
- ⑤ ボール投げ、スケートボード等の危険な遊びはやめましょう。
- ⑥ 花火遊びやラジカセ等で大きな音を出す遊びはやめましょう。
- ⑦ 犬などのペットは、引綱をつけて適切に管理しましょう。
- ⑧ 自転車はアーケード内走行は避け、自転車マークのついた区画内を通過して下さい。

含まずが対象であることが判明しました。一方で、配付にあたって機器は貸与か譲渡かといった議論も行われ、そういった面もクリアーにしてから配付することとなり、また法律で設置

が義務づけられる期限が平成22年4月からということもあって、来年度予算編成時まで必要個数を再検討し、次期通常総会で再承認をとることにしました。みなさまのご理解をお願いいたします。

図 II-4-3 「管理組合ニュース」のサンプル 1



管理組合ニュース

東京都江戸川区南葛西7-1-21 管理棟:3688-0084 事務局:3688-0771
e-mail:magisakk@pb4.so-net.ne.jp

安全・安心のまちづくりへまた一歩 住宅用火災警報器取り付け開始

設置委員 矢後 長洋

平成16年3月31日に火災予防条例の一部が改正され、既存住宅においても平成23年4月1日から住宅用火災警報器の設置・維持管理業務が義務化されました。これは住宅火災によるものを防ぐため、就寝中でも大きな音やランプで火災を知らせることを第一の目的としています。



説明会での様子

なぎさニュータウン管理組合では、現に居住している住戸の「安全・安心」の確保のため、対象住戸への設置を個人に任せるのではなく、管理組合主導で行うことを検討

してきました。昨年12月から必要数の調査を行う一方、これに並行して6社から組合見積りをとって検討を行った結果、勝那須電機（機種はホーチキ製、煙式・ハイガード）に決定しました。

説明・配布会を開催

4号棟を除く、2階から10階の該当809の住戸に対して、3月22日には号棟別に説明会および器具配布を行いました。3月29日、30日の2日間も配布を行いました。4月15日現在95%の住戸に配布されています。まだ、受け取られていない住戸の方は、早急に管理棟窓口へ申し出て下さい。

3月22日の説明会では「ハイガード」についての解説ビデオの上映を行い、ホーチキ担当者からは「火災時に発生する煙をキャッチ、大きな音と動作表示灯で知らせる」「電池の寿命は、約10年。自動試験機能付」という説明がありました。また、勝那須電機から取付工事の日程説明（これ



配布したハイガード（煙式）

は各棟別にアンケート調査して工事に掛かります。その後、質疑応答（Q&A）を行いました。

何故、煙式なのか。

物が燃えるときは、多量の煙が発生してから燃え上がります。天井近くに設置した機器が、煙の発生を感じて警報音を発し、動作表示灯を点灯して居住者に知らせます。熱式では、燃え上がって一定以上の温度にならないと動作せず、煙式の方が早く感知して知らせることになります。

電池寿命は10年というが、寿命がきたときや故障と判断した時は、どうすれば良いか。

自動試験機能が働き、警報音を発します。そのような場合は、管理棟にご相談ください。10年経った場合は器具ごとの交換となります。

6畳間で4人が喫煙しても作動しませんでした。ただし、バルサンなど焼煙殺虫剤を使用する際には作動しますので、取りはずすかピニール等で覆ってください。

喫煙者にもわかる方法はないか。

オプションをつける方法もありませんので、管理棟にご相談ください。

○**住戸対象に、火災保険の割引が受けられる場合も！**
住宅用火災警報器の設置により、ご自宅の火災保険の更新や新規契約の際に割引となる制度ができました。損害保険会社や火災保険の種類によっても対象とならない場合もありますので、一度保険会社にご相談ください。これについては11階以上の住戸や4号棟のように従来から火災報知器が設置されている住戸も対象となります。証明書等が必要な場合は管理組合事務局にお問い合わせください。

図Ⅱ-4-4 「管理組合ニュース」のサンプル 2

(事例⑤ 檜原村)

2-5. 補助金制度による自治体内 100%設置

- ☑ 住警器の普及にあたっては、購入の負担が障害となることが多い。
- ☑ ここでは、檜原村安全安心むらづくり協議会(以下、「協議会」)がけん引役となり、村に補助金制度を設立させ、自治会等を通じて住警器の100%設置を達成した事例を紹介する。

取組主体	檜原村安全・安心むらづくり協議会
人数等	15人
消防署等	秋川消防署
職員数	57人
地域	東京都檜原村
人口/ 世帯数	2,753人／996世帯
キーワード	● 広報・周知 (新聞・広報誌等、戸別訪問) ● 購入補助 (補助金等) ● 設置支援 ● 設置確認 (図面・写真等提出)

(1) 地域・取組主体の概要

檜原村は、東京都の西端に位置し、広大な山間部(105.42km²)に木造家屋の集落が点在する高齢化の進んだ地域である。檜原村は健全な財政に支えられ、安全安心に関わる行政サービスが適切に行われている。このことから、当地域は、比較的災害・事故が少なく、都民の憩いの場として活用機会の多い地域でもある。

協議会は、檜原村安全安心条例の施行(平成17年1月)に伴い設立された。警察署、消防署、消防団、自治会、保護司、民生・児童委員会、防犯協会、交通安全協会、教育委員会、小中学校、小中学校 PTA、保育園、高齢者クラブなどの多様なメンバーで構成され、地域の安全安心に対する意識が高い。

(2)共同購入の取組概要

平成 18 年 10 月から住宅用火災警報器設置事業補助金交付要綱を施行し、手あげ方式で希望者を募集したが、住宅用火災警報器の理解が低かったこともあり、成果が上がらなかった。

このため、檜原村安全安心むらづくり協議会は、村立 119 周年となる平成 20 年に全戸設置を目標とし、自治会等による普及啓発のためのローラー作戦を開始した。

(普及期)

平成 17 年 1 月～

補助金交付に関わる村への働きかけ、及び手上げ方式による普及

工夫点

- ①安全安心むらづくり協議会による主導
- ②補助金制度

(展開期)

平成 19 年 4 月～

協議会、自治会、消防団等の連携による PR 及び設置促進

工夫点

- ③ローラー作戦
- ④写真を用いた設置確認
- ⑤取付支援の実施

(3)工夫点の紹介

工夫点①:安全安心むらづくり協議会による主導

●実施内容

協議会は、檜原村安全・安心条例施行に伴い、平成 17 年 1 月に設置された。村、村民、警察等の関係機関が一体となって、犯罪・事故等を未然に防止し、安全で安心して暮らすことのできるむらづくりを推進することを目的として、年 3 回程度の会議を執り行う。

火災による死者を発生させないことを目的とし、住宅用火災警報器の設置促進を図るために、補助金制度を村に働きかけ、平成 18 年 10 月に「住宅用火災警報器設置事業補助金交付要綱」創設に尽力した。

住民への働きかけは、協議会が中心となり、各自治体を通じて意識啓発と設置世帯の取りまとめを推進した。

●ポイント

協議会は、多様なメンバーで構成され、檜原村の防災行政の一翼を担っている。最も重要な自治会組織は 26 あり、村と協働で事業を推進している。

工夫点②:補助金制度の創設

●実施内容

「住宅用火災警報器設置事業補助金交付要綱」の補助金の額は、2万円を下限度とし、65歳以上の一人世帯及び65歳以上のみの2人世帯においては、設置経費が2万円を超える場合は、その超えた経費の9割の額を加算し補助される。

平成18年度予算は400万円を計上したが、手あげ方式による希望者募集であったことから、補助金申請額は170万円程度に止まった。19年度は、共同購入方式により設置促進を図るために1,300万円計上のところ、補助金申請額は1,200万円程度と伸びた。21年2月末現在の設置個数及び補助金額は以下のとおり。

表Ⅱ-5-1 設置件数の推移

	18年度		19年度		20年度		累計	
	設置家屋	設置個数	設置家屋	設置個数	設置家屋	設置個数	設置家屋	設置個数
設置個数	85	404	566	2,745	237	1,304	887	4,453
補助金額	1,714,973		12,063,209		4,683,582		18,461,767	

注:実質設置戸数:996(100%)、都からの助成交付金有

当初は、補助金制度の活用方法が十分に周知されなかったので、自治会等が補助金を活用しての設置、及び補助金の申請方法について普及した。購入方法は、個人での購入も可とし、自治会取りまとめの場合は、村から業者リストを提供した。

●ポイント

2万円の補助は、1戸あたり5~6個の住宅用火災警報器を無料で取り付けることが可能であるので、自己負担すべき檜原村以外の地域とでは、取組の姿勢やスピードに格差が生じていると考えられる。

高額な補助金制度をいち早く創設し、住民の負担をなくしたことは、火災警報器の設置促進に大きく貢献している。

工夫点③:ローラー作戦(徹底した戸別訪問)

●実施内容

ローラー作戦は、自治会役員、消防団員(8地区)、消防署員(消防署長も参加)を動員して、26自治会の未設置世帯に対して住宅用火災警報器の必要性及び補助金制度を積極的にPRした。まずは自治会役員や消防団員等が設置を呼びかけ、その後設置済の世帯を住宅地図でチェックしたものを作成し、未設置世帯については消防署員が訪問して説明した。

また、村の広報誌を通じて延べ7回のPR、路線バスでのアナウンスを通じて、住民の理解の浸透を図った。

●ポイント

自治会、消防団が戸別訪問しての積極的、きめ細かな説明が奏功した。

工夫点④: 写真を用いた設置確認

●実施内容

補助金交付に関わる申請書には、設置状況の写真を添付することとなっている。

●ポイント

実際に設置されたかを確認することができる。

工夫点⑤: 取付支援の実施

●実施内容

高齢者世帯の取り付けについては、自治会役員、消防団員が協力した。

●ポイント

自治会、消防団がきめ細かに対応した。

(4) その他のポイント等

その他の防火・防災対策

災害時の連絡体制: 各世帯に防災無線の受信機が設置されており、発信機(ハンディタイプ)は各地区の自治会館等に設置されている。また、毛布・水・食糧等も各自治会の全世帯2日分が会館に備蓄されている。

地域巡回: 消防団(4分団、8部)による火災予防のための地域の巡回を週2回程度行い、防火・防犯を図っている。

防災訓練: 毎年9月1日の前の日曜日に各消防団と自治会とで、地区ごとにメニューを決め村内全体で実施されている。

<p>檜原村住宅用火災警報器設置事業補助金交付要綱</p> <p style="text-align: right;">平成18年10月1日 要綱第5号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、東京都火災予防条例(昭和37年東京都条例第65号。以下「都条例」という。)の規定により、檜原村に住所を有し、居住する者が住宅用火災警報器(日本消防検定協会が鑑定した合格品。以下「火災警報器」という。)を設置する場合に、当該事業に要する経費の一部を補助するにあたり、必要な事項を定め、もって村民の安全・安心を確保し、火災による被害の防止に寄与することを目的とする。</p> <p>(対象)</p> <p>第2条 檜原村住宅用火災警報器設置事業補助金(以下「補助金」という。)は、檜原村に住所を有し、その居住する個人所有の既存住宅に、都条例の規定により火災警報器を設置する者に対し交付するものとする。但し、この要綱による補助金の交付は一回限りとする。</p> <p>2 この補助金の交付期限は、都条例により設置期限が定められた日までとする。</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第3条 補助金の額は、2万円を限度とし、火災警報器の設置経費が2万円に満たない場合は、その経費を補助する。ただし、65歳以上の一人世帯及び65歳以上のみの二人世帯においては、設置経費が2万円を越える場合は、その超えた経費の9割の額を加算し補助する。</p> <p>(申請及び決定)</p> <p>第4条 補助金を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、檜原村住宅用火災警報器設置事業補助金交付申請書(様式第1号)により、村長に申請しなければならない。</p> <p>2 村長は、前項の申請を受けたときは、内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、檜原村住宅用火災警報器設置事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。</p> <p>(請求及び交付)</p> <p>第5条 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「受給者」という。)は、檜原村住宅用火災警報器設置事業補助金交付請求書(様式第3号)により、村長に補助金の交付請求をしなければならない。</p> <p>2 村長は、前項の請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。</p> <p>(報告)</p> <p>第6条 申請者は、火災警報器設置後速やかに檜原村住宅用火災警報器設置</p>

図Ⅱ-5-1 檜原村安全安心むらづくり協議会設置要綱

様式第1号
平成20年4月9日

榑原村長 坂本 義次 殿

申請者 住所
氏名

榑原村火災警報器設置事業補助金交付申請書

下記のとおり、補助事業を実施したいので榑原村火災警報器設置事業補助金交付要綱により、補助金の交付を申請します。

記

事業名	榑原村火災警報器設置事業
交付申請額	金20,000円
事業概要	住宅用火災警報器設置 煙4、熱2 計6個
設置機種規格	

写真Ⅱ-5-1 補助金交付申請書

様式第4号
平成20年 〇月 〇日

榑原村長 坂本 義次 殿

申請者 住所
氏名

榑原村火災警報器設置事業補助金実績報告書

平成20年 〇月 〇日付で交付決定の通知を受けた榑原村火災警報器設置事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

1. 事業完了年月日 平成20年 〇月 〇日

2. 添付書類

- 1) 請求書又は領収書
- 2) 写真
- 3) その他関係書類として必要なもの

写真Ⅱ-5-2 自治会からの設置実績報告書



写真Ⅱ-5-3・4 設置写真



写真Ⅱ-5-5・6 領収書



写真Ⅱ-5-7・8 広報誌

2-6. 市内のほぼ全域をカバーする

地域コミュニティによる 共同購入活動

- ☑ 住警器の普及においては、地域のコミュニティによる綿密・丁寧な働きかけが大きな効果を発揮するケースも多く見られる。
- ☑ ここでは、市内のほぼ全域をカバーする大きなコミュニティである「金沢市婦人防火クラブ協議会」において、実施・推進された共同購入の事例を紹介する。

取組主体	金沢市婦人防火クラブ協議会
人数等	56クラブに5,090人所属
消防署等	金沢市消防局
職員数	409人
地域	石川県金沢市(中核市)
人口/ 世帯数	454,607人／180,776世帯
キーワード	●広報・周知 (説明会、アンケート・回覧) ●共同購入 ●集金方法の工夫 ●設置確認 (戸別訪問) ●設置支援

(1) 地域・取組主体の概要

金沢市婦人防火クラブ協議会は、金沢市内の 62 校区のうち、56 校区に設置された婦人防火クラブが所属する団体である。金沢市では 1 校区あたり平均約 20 の町から構成されており、同協議会に所属している人員は 5,000 人を超える。

昭和 56 年に設立された同協議会では、これまでも、エアゾール式簡易消火具購入の普及促進のほか、普通救命講習会や消火器取扱技術指導等、防災に関する幅広い活動を行っている。

(2) 共同購入の取組概要

金沢市婦人防火クラブ協議会では、消防法の改正に伴い平成 18 年から住警器の設置義務化が開始されたことを受け、協議会の会長が主体となり、町会や消防団の連合会へと働きかけを実施。説明会や共同購入の実施における協力体制を整えた。また、各校区や町会の集会においても丁寧な説明会を実施し、各地域での意識啓発も積極的に行った。

説明会を実施した後は、平成 18 年 12 月頃より、婦人防火クラブごとに共同購入のチラシ配布および購入の取りまとめを実施。平成 19 年の 5 月までに、計 3,949 世帯に対し、1 セット 3 個組の住警器を 4,003 セット、計 12,009 個の住警器の共同購入・配布を行った。

(普及期)

平成 18 年 9 月 町会や消防団の連合会等への協力依頼開始

工夫点

①地域の他のコミュニティとの連携



(展開期)

平成 18 年 12 月 住警器の共同購入・配布

工夫点

- ②綿密・丁寧な説明会の実施
- ③共同購入による住警器の安価な購入
- ④コンビニ決済によるスムーズな集金
- ⑤地域ネットワークによる設置のフォロー

(3)工夫点の紹介

工夫点①:地域の他のコミュニティとの連携

●実施内容

金沢市婦人防火クラブ協議会では、共同購入推進を決定した後、日ごろの活動におけるネットワークを活かし、同じ地域の町会や消防団の連合会に働きかけて協力を依頼。説明会や共同購入に関する協力体制を整備した。

地域内に複数のコミュニティが存在するため、特に取組初期においては、同協議会の会長が主体となり連携の調整を行った。これにより、共同購入におけるチラシ配布や取りまとめ等、後の活動全体をスムーズに進めることができた。

●ポイント

地域コミュニティが一体となり、地域の住民への周知等を行うことは、住警器の設置普及においては非常に重要な取組となる。しかしながら、地域には婦人防火クラブ、町会、消防団等、様々なコミュニティが存在することが多く、活動の内容が重複することもあり得る。

この事例においては、金沢市婦人防火クラブ協議会が主体となって取組むことを決定した後、すぐに他のコミュニティへの協力依頼を実施している。工夫点②にも共通することであるが、これにより、金沢市全体という比較的広い地域を対象に活動した共同購入が、全体としてスムーズに進められた。

工夫点②：綿密・丁寧な説明会の実施

●実施内容

取組開始後、平成 18 年 12 月に各婦人防火クラブを対象に共同購入の手続き等に関する合同説明会を行った他、金沢市婦人防火クラブ協議会の会長が中心となり、町会、消防団等の各地域の様々な集会において、住警器設置普及に関する説明会を実施した。

●ポイント

工夫点①に挙げた各コミュニティの連合会のみならず、各町会、消防団にも直接訪問し、丁寧な説明会を開くことで、地域全体の意識の底上げを図っている。また、説明会を進める中では、既に町会単位等で共同購入を行っていたケースに遭遇することもあり、そうしたコミュニティとの調整を行うことができたことも、大きな効果であるといえる。

こうした綿密・丁寧な取組により、各婦人防火クラブが実施した取りまとめは、大きなトラブルもなく、成果を上げることができた。

工夫点③：共同購入による住警器の安価な購入

●実施内容

金沢市婦人防火クラブ協議会が、地元の消防機器販売協会と連携し、住警器の共同購入を行った。同協議会が取りまとめを行い、大量に発注することで、購入価格を抑えることができた。また、寝室 2 つ、階段 1 つ、合計 3 個は最低限必要という観点から、3 個 1 セットでの販売を行った。

●ポイント

購入価格については、他の事例と同様、取りまとめて大量購入を行なうことにより、1 個あたりの購入価格を抑えることができています。

工夫点④：コンビニ決済によるスムーズな集金

●実施内容

住警器の代金を確実に集金する方法として、銀行と連携し、コンビニ決済による方法を導入した。この方法により、トラブルもなく、確実な集金を行うことができた。

●ポイント

住警器は単価が比較的高く、大量に取りまとめた際にはさらに高額な代金を扱うことになるため、確実な集金や集めた代金の管理が課題の一つとなる。

この事例においては、銀行と連携し、コンビニでいつでも振込みが行えるサービスを活用し、確実な集金を行うことに成功している。また、サービス利用の手数料については、共同購入による購入代金の値下げ分より捻出し、導入を行った。

工夫点⑤：地域ネットワークによる設置のフォロー

●実施内容

購入された住警器は、婦人防火クラブ等のネットワークを介し、各家庭へと配布された。また、配布後は、民生委員が訪問した際に住警器が設置されているかどうかの確認が行われるようにし、設置されていない場合にはその地域の婦人防火クラブ、町会、消防団等と連携して確実に設置されるようフォローを行った。具体的には、民生委員が使用するチェックシートに、住警器設置に関する項目の追加等を行った。

●ポイント

配布した住警器が実際に活用されるためには、正しい方法で設置される必要がある。この事例においては、地域のネットワークを活用し、設置のフォローまでを行っており、非常に効果的な取組である。

(4)その他のポイント等

これまでの取組におけるノウハウの活用

金沢市婦人防火クラブ協議会が、住警器の共同購入をスムーズに進めて来ることができた背景には、これまでの取組によるノウハウの蓄積があることも挙げられる。同協議会は、木造住宅が多く、路幅が狭い箇所が多くあるという特性を持った地域において、防火への取組が必要との意識から昭和56年に結成されたコミュニティである。

今回の住警器に関する取組においては、以前に取組を行ったエアゾール式簡易消火具購入の取組における反省点も活かされている。具体的には、消火具購入の際は集金を現金で行っていたが、その際に集金に非常に多くの労力を必要とした経験を踏まえ、コンビニ決済の活用というアイデアへとつながった。

このように、長年の取組の中で得たノウハウ等を活用することも、効果的な活動展開においては重要な観点となる。

(5)活動において作成された資料等



写真Ⅱ-6-1 説明会の様子



写真Ⅱ-6-2 幹旋活動の様子

民生委員控え日

1	避難口の確保	良い	悪い	住警署
2	こたつ	良い	悪い	使っていない
3	たばこ・灰皿	良い	悪い	吸わない
4	寝具類	良い	悪い	
5	ストーブ	良い	悪い	使っていない
6	コード・コンセント	良い	悪い	
7	電気スタンド	良い	悪い	使っていない
8	押し入れの中	良い	悪い	入っていない

寝室のここが危ない!

1 避難口の確保

- 避難しやすいたばこを確保にする
- 窓の開放、扉を開け1階が安全です
- 壁式住宅用又は警報器を付けている

2 こたつ

- コードを敷いたまま使用しない
- 赤熱部に衣類類や長髪物を接触させない
- ？ スイッチはこまめに切り直しよう

3 たばこ・灰皿

- 煙たばこはしない
- 煙い煙わつから煙草に捨てる
- ！ 煙い煙を棄てるときは水で潤らす

4 寝具類

- ストーブなど暖房器具に接触させない
- 赤熱部、電線や電源線は身代用品を使用しない
- スリッパはこまめに切り直しよう
- 等々で取り除くことができます。

5 ストーブ

- ストーブを付けたまま寝るしない
- 内部のヘッドから熱して使用する
- 履りに燃えやすい物を置かない

6 コード・コンセント

- 裸にコードはしない
- コードは家具やカーペットの下敷きしない
- びびったコードは危険しない

7 電気スタンド

- 壁に燃えやすい物を置かない
- 器具に合ったワット数の電球を使用する
- コードを床おたまたま使用しない

8 押し入れの中

- 燃えやすい物や物を置かない
- ！ コードがぬれれ器具類に火気の原因になることがあります

金沢市消防局

図 II-6-3 民生委員の調査票のサンプル



写真 II-6-3 コンビニでの振込用紙のサンプル



写真 II-6-4 消防署に設置されたモデルハウス

2-7. 防災協会が主体となった政令市全域での 共同購入の取組

- ☑ 自治体やコミュニティが大きいほど、同一の取組を推進するのは難しい状況が見られる。
- ☑ ここでは、市や防災協会が主体となった政令市全域での共同購入事例を紹介する。併せて、民間賃貸物件向けの取組についても紹介する。

取組主体	京都市防災協会
人数等	12人
消防署等	京都市消防局
職員数	1,945人
地域	京都府京都市(政令市)
人口/ 世帯数	1,474,811人／641,455世帯
キーワード	●広報・周知 (掲示物・配布物、セミナー、説明会、戸別訪問) ●必要数確認の工夫 ●共同購入 ●購入補助 (補助金等) ●設置支援 ●設置確認 (戸別訪問) ●賃貸物件対策

(1) 地域・取組主体の概要

京都市における防火・防災への取組として、昭和30年代に住民による組織として自主防火町が結成された。現在も227の自主防災会(概ね小学校区単位に設置、設置率100%)とそのブロック組織である6,231の自主防災部(概ね町内単位に設置)が結成されている。また、消防署職員がそれぞれ担当地域をもち、約3年に1度の戸別訪問を実施している。

京都市防災協会は、防火・防災の指導等のために平成6年に設立された財団法人であり、自主防災会への支援等を実施している。

(2) 共同購入の取組概要

平成18年当時はまだ住警器の価格も高く、義務化についても浸透していなかった。そこで、市民の負担軽減と設置普及、悪質訪問販売の防止を図るため、地域ぐるみでの設置促進事業を開始した。

初年度は、自主防災部からの購入希望数をとりまとめた上で、防災協会が一括購入した。次年度からは、各自主防災会による共同購入に変更し、防災協会は情報提供等の支援を行った。

(普及期)

平成 18 年 防災協会による共同購入(一括購入)

工夫点

- ① 自主防災部への周知活動
- ② 様々なパンフレット等の作成
- ③ 防災協会による一括購入
- ④ 市による購入費助成

(展開期)

平成 19 年 各自主防災会による共同購入

工夫点

- ⑤ 取付支援の実施

(3)工夫点の紹介

工夫点①: 自主防災部への周知活動

●実施内容

住警器設置の義務化について周知するため、京都市消防局の防災指導責任者(自主防災会の育成・指導を担当)が、事業主旨を自主防災部の役員に対して周知した。防災協会は事業説明用のパンフレット、プレゼン資料の作成や問い合わせ対応を行った。

●ポイント

まずは消防局の職員が説明を実施することにより、事業主旨の周知・徹底を図った。

工夫点②: 様々なパンフレット等の作成

●実施内容

工夫点①の事業説明用のパンフレット、プレゼン資料の他、(6)に示す説明書などを防災協会が作成した。例えば、自主防災会向けには「住警器とは」「共同購入の方法」といったものを、個人向けには必要個数がわかりやすい資料や取付方法のパンフレット等を作成した。

●ポイント

それぞれ対象、用途、目的にあったパンフレット等を作成している。

工夫点③：防災協会による一括購入

●実施内容

工夫点①の説明の結果、170の自主防災部から応募があった。購入先は5社で入札を実施して価格により決定した。購入は、市からの貸付を原資として防災協会が一括して行った。購入数は合計14,420個となった。

購入申込手続き等は、170の自主防災部の部長に対して、防災協会の担当者が戸別訪問して説明した。

●ポイント

大量の一括購入を実施することにより、当時の市価の半額以下で購入することができた。

但し、市全体での一括購入は民業の圧迫になる等の意見もあり、公正取引委員会や弁護士等の意見も伺った結果、次年度からは自主防災会単位で共同購入を実施することとなった。

工夫点④：市による購入費助成

●実施内容

平成18年度は、購入した自主防災部に対して、購入経費の5%が京都市から助成された。実際には購入した世帯に対して5%分の金額がキャッシュバックされた。

●ポイント

5%ではあるが、市民の負担が軽減された。

工夫点⑤：取付支援の実施

●実施内容

平成19年度も購入費助成を目的とした予算が市によって確保されていたが、平成18年度事業のなかで「取付支援を実施して欲しい」との意見もあったため、5%分のキャッシュバックを廃止して取付支援にあてることとなった。

対象者は高齢者等で、取付支援を希望する場合には申請してもらい、審査の上で決定した。取付支援は基本は地域の取付サポーター等が実施したが、高天井等設置が難しい場合には業者に依頼し、その際の費用に助成金をあてた。

●ポイント

市の助成金を有効に活用して取付支援を実施した。業者による取付の際には、消防署の職員が立ち会った。

(4)その他のポイント等

民間賃貸物件対策

共同購入事業では持ち家における普及は進むが、民間賃貸住宅においては設置義務がある主体が決まっていないこともあり、設置が進んでいなかった。そこで消防局が主体となって普及活動を実施した。

具体的には、平成 20 年度から、民間賃貸物件の管理者、不動産業者、所有者に対する研修会を実施している。

(5)今後の取組予定

学生向け民間賃貸物件対策

大学の多い京都市の特性上、学生向けの民間賃貸物件が多い。

そこで、所有者向けのセミナー(税務に関するものなど)の際に合わせて住警器についての説明を行うことや、斡旋を行っている大学の学生課向けに、「住警器設置済の物件は安全・安心である」との観点を指導することなどを考えている。

企業を通じた普及活動

企業(事業所)を通じた共同購入等を促進するため、企業訪問を試行中である。

(6)活動において作成された資料等

地域の
みんなで みんなで みんなが
購入 設置 安心
住宅用火災警報器

京都市では
防火防犯協会による住宅用火災警報器の共同購入を支援します

(財)京都市防災協会

あなたの家にいくつ必要?

問1 寝室はいくつありますか? **A** 室

問2 台所はいくつありますか? **B** 室

問3 階段の設置 個数(設置箇所)は?

3階に設置が はい / いいえ → 2階に設置が はい / いいえ → 2階 (3階-2階)

3階に設置が はい / いいえ → 2階に設置が はい / いいえ → 2階 (3階-1階)

3階に設置が はい / いいえ → 2階に設置が はい / いいえ → 1階 (2階)

3階に設置が はい / いいえ → 2階に設置が はい / いいえ → 1階 (3階)

3階に設置が はい / いいえ → 2階に設置が はい / いいえ → 0階

C 階

あなたの家の必要個数: **A + B + C =** 個 必要です

※お問い合わせは、下記の関係先までお願いします。

地区名	住所	電話番号
東区	東区下町四丁目	491-4149
上区	上区富原通三丁目	491-1371
南区	南区西一丁目	753-0119
中区	中区西陣区役所4階	841-6333
東山区	東山区清水五丁目30番地	841-2181
山科区	山科区野中	852-4755
下京区	下京区三条通西入五丁目	361-4411
東淀川区	東淀川区西宮	681-0711
西淀川区	西淀川区西宮	871-0119
西成区	西成区西宮	352-6271
東成区	東成区西宮	841-2361
東淀川区	東淀川区西宮	871-0474

住宅用火災警報器購入の際は、悪質な訪問販売やかりげ販売に注意してください。
ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

Q1 住宅用火災警報器とは?

A 火災による煙や熱を自動的に感知し、警報音や音声で火災の発生を早期に知らせてくれるものです。
住宅用火災警報器を各家庭に設置すれば、逃げ遅れによる死者の防止をはじめ、小さな火のうちに消火活動ができるので被害の軽減が図れます。
現在お住まいの住宅は、平成23年5月31日までに設置しなければなりません。
新築の住宅は、すでに義務となっています。

住宅用火災警報器は 次の所に設置が必要です

- 避難中の逃げ遅れを防止するため……**寝室** → **煙感知式**
- 避難の経路を確保するため……**階段** → **煙感知式**
- 火災が発生する危険の高い……**台所** → **煙感知式** (※)

(※) 避難中の煙や熱により感知しやすくなる構造は、煙感知式に替えて熱感知式を設置することができます。

Q2 なぜ設置する必要があるの?

A 京都市では、火災による死者のうち、ほとんどが住宅火災によるものです。
また、亡くなられた原因を見ると、8割強が逃げ遅れによるものです。
早く火災に気付けば、多くの人が助かります。住宅用火災警報器を設置しましょう。

火災により亡くなられた方: 3% (※)

住宅火災により亡くなられた方の割合: 97% (※)

逃げ遅れによる割合: 16% (※)

逃げ遅れ以外の割合: 84% (※)

付いていてよかった住宅用火災警報器(奏功事例)

アパートの居住者が、寝る前に気づいたのはこの火がふと人に落ちたのを知らずに熟睡。
1時間後に住宅用火災警報器の音で火災に気づき、洗い桶に水を汲んで消火し、ふとんと枕の一部が燃えただけで済みました。

地域で共同購入をしましょう

京都市では、自主防災会による住宅用火災警報器の共同購入を推奨しています。共同購入には次のようなメリットがあります。

- 1 地域ぐるみにより共同購入すれば、**安く**購入できます。
- 2 地域ぐるみにより設置するので、**身近なみんなが安心して**喜ばれます。
- 3 地域ぐるみにより設置するので、**無償訪問販売の心配もありません**。
- 4 住宅用火災警報器の更新も同じ時期になるので、**安心**です。
- 5 自分で設置が困難な高齢者世帯の方などは、**訪問支援**が受けられます。

図 II-7-1 個人向け啓発パンフレット 1(2つ折り)

地域の みんなで 購入 みんなで 設置 みんなが 安心

住宅用火災警報器

共同購入説明会

京都市では
自治会・地区会による住宅用火災警報器の共同購入を支援します。

(財)京都市防災協会

地域で共同購入をしましょう

京都市では、自主防災会による住宅用火災警報器の共同購入を推進しています。共同購入には次のようなメリットがあります。

- 1 地域ぐるみにより共同購入すれば、安価に購入できます。
- 2 地域ぐるみにより設置するので、隣近所の人々が安心して暮らせます。
- 3 地域ぐるみにより設置するので、震災時の備忘の心配がありません。
- 4 住宅用火災警報器の更新も同じ時期になるので、安心です。
- 5 自分で設置が困難な高齢者世帯の方などは、設置支援が受けられます。

共同購入の流れ

自主防災会で、共同購入をすることを決定し、購入する住宅用火災警報器を選定した後の基本的な流れを示しています。

- 1 各世帯に購入案内を配付し、各世帯からの購入申込を取りまとめ
 - 自主防災会役員
 - 各世帯
 - 自主防災会役員
 - 各世帯
- 2 住宅用火災警報器を購入
 - 購入業者
 - 自主防災会役員
- 3 住宅用火災警報器を各世帯に配付
 - 自主防災会役員
 - 各世帯
 - 自主防災会役員
 - 各世帯

自主防災会に対する支援とは？

- 1 購入案内の作成など、共同購入に必要な活動に対して助成金の交付が受けられます。
- 2 住宅用火災警報器の選定に必要な情報や共同購入に対応できる業者の情報提供されます。

住宅用火災警報器の設置が義務付けられました

Q1 住宅用火災警報器とは？

A 火災による煙や熱を自動的に感知し、警報音や音声で火災の発生を早期に知らせてくれるものです。

住宅用火災警報器を各家庭に設置すれば、逃げ遅れによる死者の防止をはじめ、小さな火のうちに消火活動ができるので被害の軽減が図れます。

現在お住まいの住宅は、平成23年5月31日までに設置しなければなりません。新築の住宅は、すでに義務となっています。

Q2 どこに何を付けるの？

設置しなければならない場所と種類

- 就寝中の逃げ遅れを防止するため
寝室 → 煙感知式
- 避難の経路を確保するため
階段 → 煙感知式
- 火災が発生する危険の高い
台所 → 煙感知式 (※)

※厨房中の煙や熱により有感に作動する場合は、煙感知式に替えて熱感知式を設置することができます。

なぜ設置する必要があるの？

A 京都市では、火災による死者のうち、ほとんどが住宅火災によるものです。また、亡くなられた原因を見ると、目覚めが逃げ遅れによるものです。早く火災に気付けば、多くの人が助かります。住宅用火災警報器を設置しましょう。

火災により亡くなられた方

2% 40名 以下

98% 198名 以上

住宅火災により亡くなられた方の原因

16% 40名 以下

84% 209名 以上

※火災原因別

※いずれも調査10世帯のうちの数値 (平成10年～平成19年)

付いていてよかった住宅用火災警報器(奏功事例)

ケース 1 アパートの居住者が、寝る前に起きた大団この火がふとんと落下したのを知らずに熟睡。1時間後に住宅用火災警報器の音で火災に気付く。熱い桶に水を投入して消火し、ふとんと寝の一番が燃えただけで済みました。

ケース 2 居住者がゆで卵を作ろうとして片手鍋をガスコンロにかけたまま外出。鍋が空焚き状態となって発煙し、自所の住宅用火災警報器と連動している隣家の警報ブザーが鳴りました。ご近所の方が警報ブザーを聞き、環においを確認して119番通報したため大事に至らずに済みました。

※屋外の警報ブザーは、別に購入が必要です。

図 II-7-2 共同購入促進パンフレット(2つ折り)

もう設置されましたか？

焼死者防止・火災早期発見の『決め手』 住宅用火災警報器

つけてよかった！住宅用火災警報器
火災の拡大を防いだ事例（成功）です。

アパートに住むAさんは、寝る前に買ったばかりの火災警報器が音で目覚めたことに気づき、すぐに避難。

1時間後に住宅用火災警報器の音で火災に気づき、消火栓にまで行く間に、消火栓とまくらの一冊が燃え広がってしまいました。

火災の拡大を未然に防いだ事例報告が増加しています。

京都市では、自主防災会による住宅用火災警報器の共同購入を推奨しています。
(共同購入は、20個以上から申し込み可能です。)

共同購入には次のようなメリットがあります。

- 地域ぐるみにより共同購入すれば、安価に購入できます。
- 地域ぐるみにより設置するので、隣近所の人々が安心して暮らせます。
- 地域ぐるみにより設置するので、新築や増築の心配もありません。
- 住宅用火災警報器の更新も同じ時期になるので、安心です。
- 自分で設置が困難な高齢者や障がい者は、支援が受けられます。

いつまでに設置すればいいの？

現在の住まいの住宅は、平成23年5月27日までで設置しなければなりません。
新築住宅は、すでに義務となっています。

購入時の留意事項

防火設備取付、警報器取付又はホームセンター等で販売されています。

お譲りのメーカーが製造されている住宅用火災警報器を購入しましょう。

発行／(財)京都市防災協会 監修／京都府消防局

どこにつけたらいい？住宅用火災警報器

下の図を見てあなたのお宅に必要な住宅用火災警報器の取付場所を調べましょう！

住宅用火災警報器の設置が必要な場所
寝室
台所
階段

設置例

● お住いの場合は、次の図の欄までお読みください。

府県	住所	電話番号
京都市	北区東山7丁目1番地	491-4148
京都市	南区東山1丁目1番地	491-1371
京都市	南区東山2丁目1番地	723-2119
京都市	南区東山3丁目1番地	941-6333
京都市	南区東山4丁目1番地	941-2191
京都市	南区東山5丁目1番地	942-8755
京都市	南区東山6丁目1番地	941-4411
京都市	南区東山7丁目1番地	941-2117
京都市	南区東山8丁目1番地	971-2118
京都市	南区東山9丁目1番地	942-6071
京都市	南区東山10丁目1番地	941-5365
京都市	南区東山11丁目1番地	971-0474

資料は5/26版現在に十分注意！

図Ⅱ-7-3 個人向け啓発用パンフレット1(表・裏)

地域のみんなが安心して設置できる『虎の巻』住宅用火災警報器選びの

みんなが安心して設置できる『虎の巻』

この巻の巻がなれば、住宅用火災警報器選びは簡単じゃ！

ありがとうございます。

(財)京都市防災協会

早く設置をすれば所有者も入居者もみんなが安心して設置できる『虎の巻』住宅用火災警報器設置の

なぜ？なに！なるほど

早く設置をすれば所有者も入居者もみんなが安心して設置できる『虎の巻』

この巻の巻を頼んで住宅用火災警報器の設置を早くのびのび！

発行／(財)京都市防災協会 監修／京都府消防局

図Ⅱ-7-4-5 リーフレット表紙(個人向け、賃貸共同住宅所有者・管理者向け)

住宅用火災警報器設置の注意事項！

設置が必要な場所は、

寝室、階段、台所です。



取付位置について

○ 天井の壁又ははりから60cm以上離してください。



○ 住宅用火災警報器の中心が、天井から15～50cm以内になるように設置してください。



○ エアコンなどの空気の吹き出し口から1.5m以上離してください。



○ ガスこんろや電磁調理器の真上は、調理中の湯気や煙で作動するおそれがあるので、離しましょう。



○ 壁から60cmが確保できない場合は、天井の真ん中に設置してください。

裏面へ続く →

●発行●(財)京都市防災協会 ●監修●京都市消防局防部

取付けに必要なもの



プラスドライバー 又は 金づち

最初にしていただくこと

① 取付板と本体をはずす。



② 電池を本体に取り付ける。

※電池がすでに取付けてある商品もあります。



③ 住宅用火災警報器のテストボタンを押して、警報音が鳴動するが確認します。



④ 裏面のイラストを確認し、取付位置を決めます。

① 天井に取り付ける場合

取付板を付属のねじで天井に取り付け、本体を設置します。



② 壁に取り付ける場合

アまたはイの方法で取り付けてください。

ア 取付板を付属のねじで壁に取り付け、本体を設置します。

イ 引掛けフックを利用して壁に取り付ける。

引掛けフックは
(1) 最初から取り付けられているもの
(2) 取付板から取り外して使用するもの
(3) 面材から取り付けられていないものがあります。



住宅用火災警報器の取付けのご案内

住宅用火災警報器は、ドライバーや金づちを使って、商品と一緒に入っているねじやくぎで簡単に取り付けすることができます。

そのため、京都市では、ご自身や近所(町内や学区を含む。)のご協力により、共同購入された住宅用火災警報器の取付けをお願いします。

しかしながら、このような協力が得られない場合もあることから、京都市では、自主防災会の共同購入を利用された方で、次のような条件に該当される希望者に対して、住宅用火災警報器の取付けを行います。

○ 各自主防災部(町内会)で取りまとめて消防署に申込みをしていただくことが必要です。

- 1 65歳以上の方の独り暮らし世帯
- 2 身体に障害のある方の独り暮らし世帯
- 3 65歳以上の方又は身体に障害のある方だけの同居世帯

* 1世帯1回限りで、自主防災会で共同購入されたものが対象となります。

図Ⅱ-7-6 個人向け設置時注意事項パンフレット(表・裏)

2-8. 婦人(女性)防火クラブによる

普及率約 100%の共同購入活動

- ☑ 啓発活動や共同購入など様々な取組が行われているが、普及率を 100%に近づけることは難しい課題となっている。
- ☑ ここでは、日頃の地域に根ざした防火活動を通じて、地区における普及率をほぼ 100%達成した婦人(女性)防火クラブによる共同購入事例を紹介する。

取組主体	笠取婦人防火クラブ(現:宇治市消防団あさぎり分団笠取支部)
人数等	11人
消防署等	宇治市消防本部
職員数	204人
地域	京都府宇治市
人口/ 世帯数	189,591人/69,354世帯 笠取地区は約100世帯
キーワード	●広報・周知 (アンケート・回覧、戸別訪問) ●必要数確認の工夫 ●共同購入 ●設置支援

(1)地域・取組主体の概要

宇治市笠取地区は市街地から離れた山間部に位置しており、京滋バイパス開通前は宇治市街から数十分を要する地域であった。また兼業農林業従事者が多いという地域事情とサラリーマン化の進展により、昼間人口は高齢者と女性が多数を占めている。

約 30 年前、自衛消防力強化のために笠取婦人防火クラブが婦人会の一部メンバーにて発足した。日常活動として巡回広報や山火事防止の山林パトロール、山林火災発生時の炊き出し等支援を行っている他、消火の面では、設立当初は消火器取扱訓練から始め、現在では軽可搬消防ポンプも使用している。

(2)共同購入の取組概要

地域に根ざした防火活動を通じた信頼関係を元に、戸別訪問を重ねることにより多くの共同購入の申込を得て、地区における普及率ほぼ 100%を達成した。

(普及期)

平成 19 年頃 設置促進活動実施の決定

工夫点

- ①他の地域での事例等についての情報収集
- ②消防署と婦人防火クラブの協力

(展開期)

平成 20 年 7 月 購入意向のアンケートを開始
平成 20 年 9 月～11 月 共同購入事業を実施(全 3 回)

工夫点

- ③戸別訪問、意向アンケートの実施
- ④共同購入による住警器の安価な提供
- ⑤取付支援の実施

(3)工夫点の紹介

工夫点①:他の地域での事例等についての情報収集

●実施内容

婦人(女性)防火クラブの全国大会や研修会、地区の会合等に参加することにより、住警器の設置義務が生じることや、地域での普及活動の先行事例においては地域の理解を得るために時間を要していることなどを知った。そこで、義務化まで「まだ2年ある・・・1年ある・・・」と考えずに、早期に実施することとした。

●ポイント

婦人(女性)防火クラブにおける日常の活動や情報収集を活発に行っていることが、早くからの取組開始につながっている。

工夫点②:消防署と婦人(女性)防火クラブの協力

●実施内容

共同購入実施の意向を消防署に伝え、共同購入の手順、見積の取り方・販売業者の紹介、回覧文書の作成方法などについて支援を受けた。

●ポイント

取組の早い段階から消防署に相談し、消防署と婦人(女性)防火クラブとが、手続き等の実務面と戸別訪問等、それぞれの得意分野をうまく役割分担し協力している。

工夫点③：戸別訪問、意向アンケートの実施

●実施内容

まずは事前見積を行って大まかな価格をつかみ、各町内会の代表者の協力の下、戸別訪問しその見込価格を示して共同購入を呼び掛け、購入希望数(約 100 個)を把握した。

その後、購入希望数を元に見積を行ったところ、更に安価で購入できることとなり、実際の注文数が増加した(約 120 個)。また追加設置の希望等に応じて、2 回の追加共同購入を行った。

●ポイント

地元の消防団および婦人(女性)防火クラブ員、各町内会の代表者が、各世帯に購入希望数把握の際と購入申込の際と重ねて訪問し、また共同購入に積極的ではない世帯に対しては重ねて訪問し説明することにより、多くの協力・賛同が得られた。

工夫点④：共同購入による住警器の安価な提供

●実施内容

4 社から見積を取り、価格が最も安かったところから購入することとした。

●ポイント

比較的小規模な団体・地域であっても、複数社から見積をとることが重要である。

工夫点⑤：取付支援の実施

●実施内容

住警器の配付は、地区の防火クラブ員が戸別訪問で行い、品物と引き替えに集金した。この際に取付支援の希望の有無を確認し、後日、消防団員や防火クラブ員が行った。

●ポイント

比較的小規模な地域における、きめ細やかな対応である。

(4)その他のポイント等

他の地域への波及効果

宇治市で開催された住宅防火対策推進シンポジウムにパネリストとして参加し、共同購入の内容を紹介した。また、隣接地域から「同様の取組をしたい」との話があり、手順等を教えた。

早期に積極的に取り組んだことで、自分たちの地域だけではなく、周囲における普及にも役立っている。

(5)今後の取組予定

更新対策

共同購入したことにより、電池交換の時期は同時(10 年後)にくると思われる。その際には機器更新や電池購入し、交換支援を実施することを考えている。

(6)活動において作成された資料等

回 覧

各 位

宇治市消防団東宇治分団第7部
部 長 [REDACTED]

笠取 婦 人 防 火 ク ラ ブ
委 員 長 [REDACTED]

住宅用火災警報器の共同購入について（お願い）

日頃は、消防団・婦人防火クラブの活動にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、皆様も既にご存知のことと存じますが、消防法と宇治市火災予防条例により『住宅用火災警報器』の設置が義務付けられ、今お住まいの家にも取付けが必要になっています。（平成23年5月31日までに）

最近警報器は、ホームセンターや電気店でも販売していますが1個 [REDACTED] 円ですので、皆さん「必要なのは分かっているがなかなか手が出ない。」のではないかと思います。

そこで、今回、笠取地区での『住宅用火災警報器の共同購入』を東宇治分団第7部と婦人防火クラブの合同で企画しました。既に共同購入された他市町では、大量に購入することで「みんなが安心して、しかも安く購入でき、また、悪質な業者等の訪問による被害を抑えることができた。」と言われています。（価格は、100個以上まとめて買うと、[REDACTED] 円くらいから買えると聞いています。取付けを頼む場合は別に取付け料がかかります。）

つきましては、皆さんが共同購入を希望されるか、また、取付けを希望されるかなどについて確認し、希望される方が一定数おられるようでしたら、一度業者に見積もりを依頼したいと思いますので、別紙の表に必要な事項を記入いただけますようお願いいたします。

なお、今回の調査は、概数の把握ですが、個数により値段が変わることがありますので、できるだけ正確な情報を記入してください。（正式な注文は後日の回覧時になります。）

図 II-8-1 最初の回覧（お願い文書）

住宅用火災警報器共同購入の希望アンケート（申込みではありません。）

氏 名	住 所	電話番号	設置済み	共同購入希望個数		業者に取付けを依頼する
				熱 式 (台所用)	煙 式 (寝室・階段等)	
				個	個	する・しない
				個	個	する・しない
				個	個	する・しない
				個	個	する・しない
				個	個	する・しない
				個	個	する・しない
				個	個	する・しない
				個	個	する・しない
				個	個	する・しない
				個	個	する・しない

※ 設置が必要な場所や個数はそれぞれのお宅で変わります。別添のリーフレット等で確認してください

図 II-8-2 最初の回覧（購入希望数のアンケート）

住宅用火災警報器はどこに必要？

寝室…普段から就寝に使用されるお部屋…**煙式**
 階段…2階や3階に寝室がある場合必要…**煙式**
 台所…台所には…**熱式**（宇治市にお住まいの方）

設置される住宅用火災警報器は、国の技術基準に適合した製品の証である日本消防器具協会の認定マーク「NSマーク」のついたものをおすすめします。

7階以上の高層がつつ上あり、警報器が無い場合は別途設置（共用の機器）

取り付ける位置は？

- ◆居室から居室へ移動する経路に設置（居室の中心）
- ◆居室から居室へ移動する経路に設置（居室の中心）
- ◆居室から居室へ移動する経路に設置（居室の中心）

住宅用火災警報器はいくつ必要？

それじゃ、うちにはいくついるの???
 次の質問に答えていくとあなたのお宅には住宅用火災警報器がいくつ必要なのかわかります。
 下の3つの質問に答えて出たA・B・Cの数を合計してくださいね。

Q1 寝室はいくつありますか？ → A 室

Q2 台所はいくつありますか？ → B 室

Q3 階段は？

はい → いいえ →

3階に寝室はありますか？ → 2階に寝室はありますか？ → 2階(2階と3階) / 2階(1階と3階) / 1階(2階) / 1階(3階) / 0個

あてはまった個数を記入してください。

あなたの自宅には住宅用火災警報器が…

A 室 + B 室 + C 個 = 合計 個 必ずです！

その他、左の設置例のように置玉に必要となる場合がありますので注意下さい。

図 II-8-3 最初の回覧（消防署作成パンフレット・必要個数の計算フロー）

平成20年7月29日

見積もり依頼書

様

（見積もり依頼者）
 宇治市消防団東宇治分団第7部
 部長 [Redacted]
 笠取婦人防火クラブ
 委員長 [Redacted]

地域で住宅用火災警報器を共同購入したいので、下記の商品等について見積もりをお願いします。
 なお、見積書は平成 年 月 日までに提出してください。

記

番号	品名	規格等	数量	備考
1	住宅用火災警報器 (煙式)	・NSマーク付き ・音声警報タイプ ・電池式（電池寿命10年程度） ・天井、壁面とも設置可能品	[Redacted] 個	・商品は、指定する場所（1箇所）に納品すること。 ・商品代金の支払いは後払いとし、支払期限は納品後1箇月以内とする。（振込みの場合は、振り込み手数料は受注者の負担とする。） ・納入期限は、発注後2週間以内とする。
2	住宅用火災警報器 (熱式)	・NSマーク付き ・音声警報タイプ ・電池式（電池寿命10年程度） ・天井、壁面とも設置可能品	[Redacted] 個	

図 II-8-4 見積依頼書

回 覧

各 位

宇治市消防団東宇治分団第7部
部 長 [REDACTED]

笠 取 婦 人 防 火 ク ラ ブ
委 員 長 [REDACTED]

住宅用火災警報器の共同購入希望調査の結果について

日頃は、消防団・婦人防火クラブの活動にご理解とご協力をいただきまことにありがとうございます。

さて、先日実施しました住宅用火災警報器共同購入の回覧の結果、購入希望数の合計は(〇〇〇個)となりました。これにより複数の業者で見積もりを依頼したところ、最も安い業者の価格は下記のとおりでした。

つきましては、当初の計画どおり、共同購入を進めて参りたいと考えていますのでよろしくお願いいたします。

記

1. 販売(取付け)業者
[REDACTED] 代表 [REDACTED]
住所
電話番号

2. 機種

- ・煙感知器 〇〇〇〇製 電池寿命〇〇年
価格 [REDACTED] 円(税込み)
- ・熱感知器(台所用) 〇〇〇〇製 電池寿命〇〇年
価格 [REDACTED] 円(税込み)
- ・取付け費用 一個あたり〇〇〇円(希望者のみ)

※取付けに関しては、特に配線等の必要はなく、天井や壁面にネジで固定するタイプです。
ご自分で取付けられる方は、取付け費用は不要です。

以上の内容でしたので、別紙の申込書で正式に注文を受け付けます。申込書に必要事項を記入し、控えをご家庭で保管し、お近くの消防団員、または笠取婦人防火クラブ員までお渡し願います。なお、正式注文ですので、注文後の変更・キャンセルはご遠慮ください。

注意事項

- ・設置場所等は、先日配布したリーフレットを熟読の上確認ください。不明な点は〇〇〇〇〇〇まで
- ・以前に実施しました購入希望数の確認時からの変更も可能です。しかし万が一大幅に購入個数が減り、見積価格が維持できなくなる場合は、本事業を中止することがあります。
- ・設置・配布時期は〇月〇日予定しております。詳細な日程は後日お知らせいたします。
- ・この事業に便乗する悪質業者が出没することがありますので、特に次のことに注意してください。

※代金は警報器と交換または取付け完了後の支払いとなります。事前の請求はいたしません。
※事前に控えの金額を確認しておいてください。
※取付け業者の名前を名札等で確認してください。

図Ⅱ-8-5 2度目の回覧(お知らせ文書)

申し込み日 年 月 日

東宇治分団・婦人防火クラブ 御中

氏名

住宅用火災警報器共同購入申込書（自宅控）

申込個数及び設置依頼の有無

警報器の種類	単価 (a) ※税込み	(b)	合計金額 (a×b)
煙式 ○○○○製	単価@○○○○円	個 ①	円
熱式 ○○○○製	単価@○○○○円	個 ②	円
取付け依頼	単価@ ○○○円	ヶ所 ③	円
総計金額 (①+②+③)			円

※本控は設置終了まで保管してください。
 ※販売（取付け）業者は○○○○です。当日警報器を受領後または設置後に直接○○○○への代金を支払ってください。決して事前に料金を徴収することはありません。
 ※当日できるだけお約りのないように用意願います。

-----キリトリ線-----

申し込み日 年 月 日

東宇治分団・婦人防火クラブ 御中

住所

氏名 印

電話番号

住宅用火災警報器共同購入申込書

住宅用火災警報器を下記のとおり申し込みます。

警報器の種類	単価 (a) ※税込み	(b)	合計金額 (a×b)
煙式 ○○○○製	単価@○○○○円	個 ①	円
熱式 ○○○○製	単価@○○○○円	個 ②	円
取付け依頼	単価@ ○○○円	ヶ所 ③	円
総計金額 (①+②+③)			円

※総計金額は警報器を受領時または取付け時に販売（取付け）業者の○○○○へ直接お支払いいたします。

Ⅱ-図 8-5 2 度目の回覧(購入申込書)



写真Ⅱ-8-1 取付支援の様子



写真Ⅱ-8-2 納入された住警器(分団消防車車庫)



写真Ⅱ-8-3 シンポジウム発表の様子



写真Ⅱ-8-4 日常の消火訓練の様子

住宅用火災警報器の 共同購入の手引き

火災の発生をいち早く知らせしてくれる「住宅用火災警報器」。必要なのはわかっていても「どこで売っているの?」「いくらするの?」といった声も。そこでおすすめするのが「住警器の共同購入」です!ここでは、「共同購入」について簡単にご紹介します。

共同購入のメリット

- 1 一度にたくさん購入することで、個人で購入するより比較的安価で購入できます。
- 2 地域のみなで購入・設置することにより、地域全体の「安全・安心」が高まります。
- 3 悪質訪問販売の防止にも効果が期待できます。

共同購入の流れ

共同購入の開始から完了までの流れはおおよそ次のとおりです。

地域や団体の皆さん	地域や団体の代表の方々と	販売業者
①共同購入事前アンケート	③複数の業者で見積り	
②〇〇個購入希望	④機種・見積り価格の提示	
⑤業者決定、購入の案内	⑦数をまとめ注文	
⑥注文	⑧納品	
⑨商品の引渡し	⑩支払い	

※あくまでも例であり、必ずこの通りでなければならないということではありません。無用な手間のかからないよう、また、トラブルの生じないよう、工夫して下さい。

問い合わせ先

共同購入に関するご相談は、最寄りの消防署までお気軽にどうぞ。

中消防署	西消防署	東消防署	消防本部庁舎
39-941039	39-941339	39-941539	39-9402

宇治市消防本部

図Ⅱ-8-6 消防署作成パンフレット(他団体向け、共同購入の手引き)

2-9. 地区ごとの柔軟な取組を活かした

自治体全域での共同購入活動

- ☑ 近年の市町村合併の促進などに伴って、1つの自治体／消防管轄内に、新興住宅地や古くからの住宅地、農村地域など、性格の異なるコミュニティが存在することは少なくない。
- ☑ ここでは、地域ごとの特性を柔軟に活かしつつ、区長協議会連合会が中心となって自治体全域での共同購入活動を実施した事例を紹介する。

取組主体	三木市住宅用火災警報器設置推進協議会
人数等	代表者16人
消防署等	三木市消防本部
職員数	91人
地域	兵庫県三木市
人口/ 世帯数	75,087 / 25,078(旧三木市) 9,274 / 2,560(旧吉川町)
キーワード	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報・周知 (テレビ・ラジオ等、新聞・広報誌等、掲示物・配布物、説明会、アンケート・回覧) ● 共同購入 ● 購入補助 (一部世帯向け補助) ● 集金方法の工夫 ● 設置支援 ● 設置確認 (戸別訪問、設置済ステッカー、アンケート・その他) ● 賃貸物件対策

(1) 地域・取組主体の概要

三木市には、農業を中心とする地域から新興住宅地まで様々な地域が混在している。

三木市区長協議会連合会は、三木市内 194 自治体(加入戸数約 2.5 万戸)をとりまとめる 10 地区の地区区長協議会からなる連合会である。三木市住宅用火災警報器設置推進協議会は、それに消防団や市営住宅管理者、家電販売店等を含んだ 16 の構成団体からなる代表者 16 人、構成員約 1,000 人の組織である。

先行実施した地区は、昭和 40 年代からの新興住宅地で、神戸方面に通勤する世帯も多い。1995 年の兵庫県南部地震で勤務先が被災した経験を持つ人が多く、その後地域での防災訓練の実施や防災備蓄、高齢者等の把握に努めるなど、日頃から防災意識を高く持ち様々な活動を行っていた。

(2)共同購入の取組概要

日頃から防災意識の高い地区で先行的に共同購入を実施した後、市内の全地区に活動を広げた。購入方法等については一律とせず、それぞれの地域ごとに選択できるようにした。なお 65 歳以上の独居老人宅については、市の予算により 1 個の無償設置事業を実施した。

(普及期)

平成 20 年 7 月 先行する地区にて共同購入を実施

工夫点

- ①先行する地区区長協議会への依頼
- ②取付支援の実施

(展開期)

平成 20 年 10 月 その他の 9 地区でも共同購入を実施

工夫点

- ③地域ごとの購入先選択
- ④購入意欲を促進する回覧の工夫
- ⑤地域ごとの配付・集金方法の選択

表Ⅱ-9-1 各地区の特徴と共同購入における購入率

地区	購入率(%)	地区の特徴	地区	購入率(%)	地区の特徴
A 地区	10～15	旧市街、伝統工業	F 地区	50～55	農業中心
B 地区	0～5	旧市街＋新興住宅地	G 地区	5～10	新興住宅地(昭和 40 年代)
C 地区	5～10	新興住宅地＋農業	H 地区	10～15	新興住宅地(昭和 40 年代)
D 地区	10～15	農業中心	I 地区	5～10	新興住宅地(H 地区より後)
E 地区	20～25	農業中心	J 地区	20～25	農業中心

(3)工夫点の紹介

工夫点①:先行する地区区長協議会への依頼

●実施内容

地区区長協議会に消防署員と婦人防火クラブ員が説明に赴き、地区内の自治会に対して共同購入の回覧・回収、機器配付と集金を依頼した。

●ポイント

日頃から防災意識が高い地域では、住警器の必要性についての理解や活動への協力が得やすい。なかなか取組が始められない場合には、こういった地域から活動を始めることも 1 つの方法である。

工夫点②：取付支援の実施

●実施内容

取付を希望する世帯に対しては、シルバー人材センターが1個1000円にて実施した。取付価格は、県全体のシルバー人材センターでの共通価格を用いた。

●ポイント

シルバーセンター事務局が日程調整を行い、訪問は男女ペアで行うなどの工夫をした。

電気店が取付を行った地区においても価格を統一した(テスト等に時間を要する無線連動型を除く)。また、3世帯あたり1名程度の消防団員がいるような地区では、地元消防団員が支援を行った場合もあった。

工夫点③：地域ごとの購入先選択

●実施内容

機器購入先は、各地区の地元電機店を中心とした。電機店の無い地域では、JAの支店を窓口としてメーカーから購入した。

●ポイント

地元の電機店から購入することにより、配付、取付支援、集金などにおいてきめ細かな対応を得られた。

工夫点④：購入意欲を促進する回覧の工夫

●実施内容

購入希望は、回覧により世帯ごとに個数を記入する形をとった。回覧時点で班長等の申込個数が記入されている場合には、無記入の場合よりも購入する傾向が強かったとのこと。

●ポイント

自治会の役員等が率先して購入・設置することも、全体の機運を高めるのに役立っている。回覧にあらかじめ購入希望数を記入するといった細かい工夫も有効である。

工夫点⑤：地域ごとの配付・集金方法の選択

●実施内容

配付・集金方法は一律とせず、地区により、様々な方法を選択した。領収書は自治会単位で発行した。

- ✓ 自治会単位での配付＋集金
- ✓ 電機店による戸別配付＋集金
- ✓ JAによる戸別配付＋口座引き落とし

●ポイント

電機店やJAの協力により、自治会の負担(集金事務)が軽減されている。

(4)その他のポイント等

その他の広報活動

市の広報誌や新聞折り込みのカレンダー、FM放送を用いた広報なども行っている。
量販店における販売促進もお願いしている。

共同購入主体の拡大

企業(事業所)向けの共同購入も試行している。

普及率の確認

設置の有無について、消防本部にて全戸アンケートを実施、集計中。

(5)今後の取組予定

消防団や自治会等による戸別訪問による設置有無の確認を実施する予定である。「設置済ステッカー」も作成予定。また、緊急雇用対策による職員を活用して、取付支援や設置状況確認等を行うことも考えているとのこと。

賃貸住宅については戸別訪問による状況確認の後、消防本部予防課としてオーナー等に設置依頼をしていく予定。

(6)活動において作成された資料等

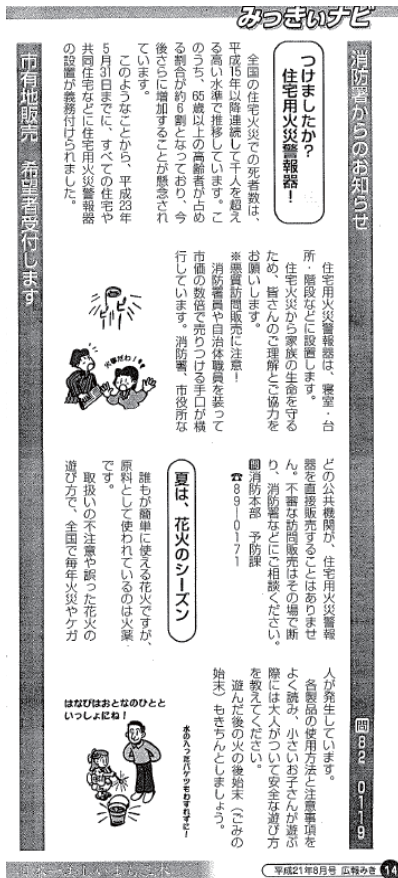


図 II-9-1 市の広報誌の記事



図 II-9-2 新聞折り込みカレンダーへの記載



写真 II-9-1 市内量販店の住警器コーナー



写真 II-9-2 自治会公民館前ののぼり掲示



写真Ⅱ-9-3-4 消防本部ロビーの展示コーナー



写真Ⅱ-9-5 自治会区長向け説明会



写真Ⅱ-9-6 婦人防火クラブ員による仕分

FM 共済の放送例文
住宅用火災警報器を設置しましょう！

平成15年から毎年、住宅火災による死者数が1000人を超えていることから、消防法と三木市火災予防条例が改正され、平成18年6月1日から全ての住宅に、住宅用火災警報器の設置が義務化されています。既存住宅については平成23年5月31日までに設置するように定められています。

一度設置すれば10年間その機能を保ちますので、1日も早い設置で最愛の家族を住宅火災から守りましょう。

住宅用火災警報器とは？
火災発生に伴う煙や熱を初期の段階でいち早く感知して、警報音や音声で火災の発生を知らせる警報器で、特に就寝時の火災を早く知ることができ、初期消火と避難をすることが出来ます。

煙を感知するタイプと熱を感知するタイプがあり、一般的には感知が早い煙感知式警報器を設置するようになっていますが、調理の煙や水蒸気を感知して誤報を発生する恐れのある台所については、熱感知式警報器をお勧めしています。

電源としては電池式と家庭電源（100V）式のものがあり、電池式は簡単に天井や天井近くの壁に取り付けができます。

火災を感じた警報機だけが警報音を発する一般型と、住宅内に取り付けた警報器全てが無線で連動して警報を発する連動型があります。

取り付け場所は？
住宅用火災警報器の取り付け場所は、「寝室と台所の天井、2階に寝室がある場合は階段の天井」です。

3階建てや部屋数が5つ以上ある階には階段や廊下にも設置が必要です。

どこで購入できるの？
家電販売店・ホームセンターやガス取扱店等で購入できます。

購入に際しては、電池寿命が10年間あり、日本消防検定協会鑑定基準合格品「NSマーク」付を推奨します。

三木市消防本部では現在、各地域の区長協議会に共同購入をお勧めしています。地域共同購入することにより、適応した機種が安価で購入でき、また、悪質な訪問販売による被害に遭うこともありません。

悪質な訪問販売にご注意を！

住宅用火災警報器はクーリングオフ制度の対象商品ですが、悪質な訪問販売では連絡先が分からない場合が多いようです。市役所や消防本部が販売したり、販売斡旋したりすることはありません。

図Ⅱ-9-3 コミュニティFM向けの放送例文

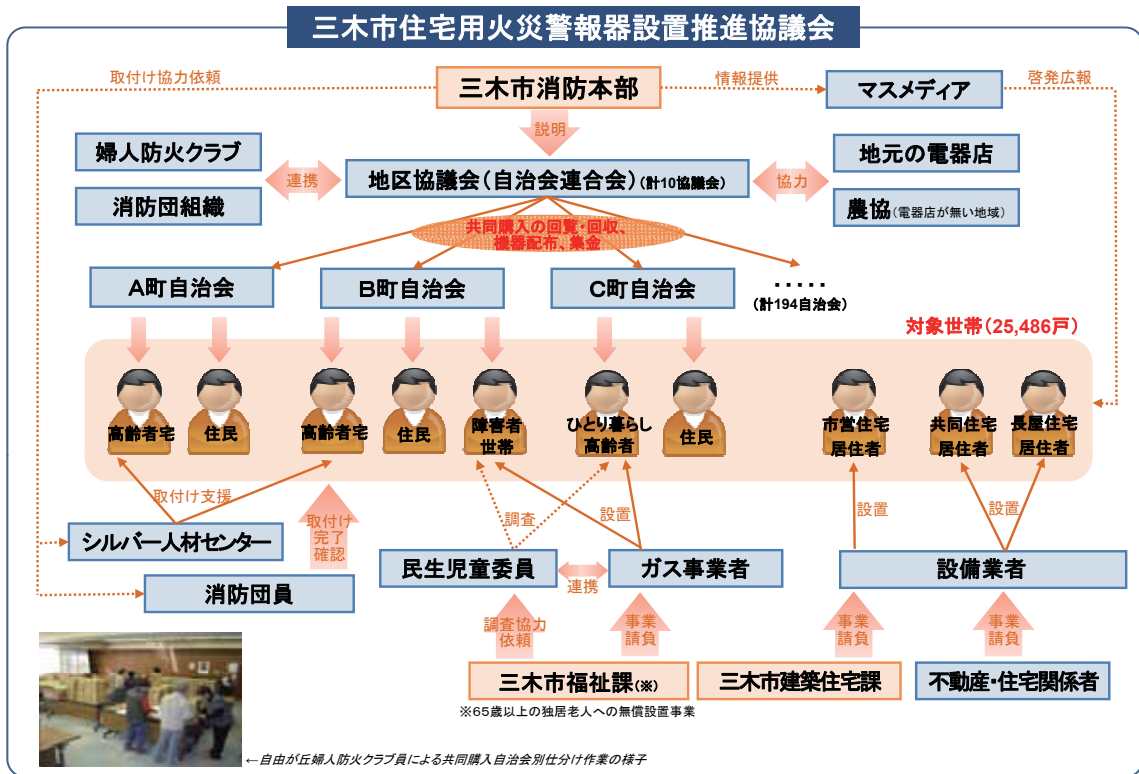


図 II-9-4 設置推進協議会の組織図

社内回覧

住宅用火災警報器共同購入

社員の皆様方には、日頃から防火防災にご理解、ご協力をお願い申し上げます。

この度、本社は三木防火協会の協賛を受けまして、住宅用火災警報器の共同購入を実施することとしました。我が国の住宅火災による死者数は、平成15年以降連続して1,000人を超える高い水準で推移しており、その7割が「逃げ遅れ」が原因であり、また、65歳以上の高齢者が半数を占めるとき、火災の初期にそれを感じることができれば、その数は大きく減少させる事が出来ます。

住宅火災から二度と犠牲者を出さないため、緊急のパンフレットをご買いただき、是非この機会に住宅用火災警報器を購入して設置しましょう。

設置場所は寝室、台所、2階に寝室がある場合は階段天井となっています。
住宅事情に合わせて設置を決めて下さい。取り付けは、部屋の中心付近(台所についてはコンロの側)の天井にネジくぎ2本で簡単に出来ますし、天井付近の壁面にネジくぎ1本で吊り下げる方法も可能です。

★ 設置例

- ① 1層棟造1部屋 窓開 台所の平屋建て住宅では
煙感知器1個、熱感知器1個の合計2個
- ② 1層棟造2部屋 窓開 台所の平屋建て住宅では
煙感知器2個、熱感知器1個の合計3個
- ③ 1層棟造1部屋 窓開 台所 2階棟造1部屋の2階建て住宅では
煙感知器3個、熱感知器1個の合計4個
- ④ 1層棟造2部屋 窓開 台所 2階棟造1部屋の2階建て住宅では
煙感知器4個、熱感知器1個の合計5個

★ 共同購入品及び共同購入納品価格
機種はすべてパナソニック製

- 一般型(火災の煙や熱を感知した場所の警報器だけが警報音を発する)
煙感知式住宅用火災警報器(けむり当番) SH28455K
1個・・・共同購入価格 XXXXXXXXXX円
- 熱感知式住宅用火災警報器(ねつ当番) SH28155K
1個・・・共同購入価格 XXXXXXXXXX円

● 無線連動型(火災の煙や熱を感知すると、他の部屋の設置警報器も連動して警報音を発する)
煙感知式住宅用火災警報器(けむり当番) 兼用 SH22417
無線連動型を設置される場合は、兼用1個は必ず必要です。
1個・・・希望小売価格10,500円が共同購入価格 XXXXXXXXXX円
同上 子機 SH22427
1個・・・希望小売価格10,185円が共同購入価格 XXXXXXXXXX円
熱感知式住宅用火災警報器(ねつ当番) 子機 SH22127
1個・・・希望小売価格9,870円が共同購入価格 XXXXXXXXXX円

無線型警報器の付けについてお取組費を安く簡単に出来ますが、各機種の運動試験やご近所との運動障害についての調査等が必要となります。

すべて音声警報付で電池寿命約10年の長寿命

購入希望の方は、別紙住宅用火災警報器共同購入注文書に必要事項を記入していただき、次の方にご買取り下さい。
納品、集金は2月下旬の予定です。
住宅用火災警報器についての詳しい内容は、三木防火協会事務局の三木市消防本部予約課 89-0171まで問い合わせください。

図 II-9-5 企業向けの社内回覧

自治会回覧

住宅用火災警報器共同購入

地区の皆様方には、日頃から防火防災にご理解、ご協力をお願いしております。

この度、三木地区区長協議会では三木市消防本部の協力を得まして、住宅用火災警報器の共同購入を計画いたしました。

我が国の住宅火災による死者数は、平成15年以降連続して1,000人を超える高い水準で推移しており、このうち、65歳以上の高齢者が占める割合は約6割となっております。

住宅火災から二度と犠牲者を出さないため、別添のパンフレットをご覧ください。また、景観との兼ね合いで住宅用火災警報器を購入して設置しましょう。

共同購入することにより、適時した価格で機器を購入でき、高齢者世帯などで取り付けが困難な住宅についても、有料で取り付けをいたします。悪質な訪問販売による被害に遭うこともありません。

設置場所は寝室、台所、2階に寝室がある場合は階段天井となっております。
住宅事情に合わせて台数を決めて下さい。取り付けは、懇親の中心村町の天井にネジくぎ2本で簡単に出来ます。天井付近の壁面にネジくぎ1本で吊り下げの方法も可能です。

★ 設置例

- ① 1階寝室1部屋、台所、台所の平屋建ての場合は
煙感知器1個、熱感知器1個の合計2個
- ② 1階寝室2部屋、台所、台所の平屋建ての場合は
煙感知器2個、熱感知器1個の合計3個
- ③ 1階寝室1部屋、台所、2階寝室1部屋の2階建ての場合は
煙感知器3個、熱感知器1個の合計4個
- ④ 1階寝室2部屋、台所、2階寝室1部屋の2階建ての場合は
煙感知器4個、熱感知器1個の合計5個

★ 共同購入品及び希望小売価格、購入価格（別途資料参照）
機種はすべてパナソニック（日ナショナル）社製

- 一般型（火災の煙や熱を感知した場所の警報音だけが警報音を発する）
煙感知式住宅用火災警報器（けむり当番）SH2B455
1個・・・共同購入価格 〇〇〇円
熱感知式住宅用火災警報器（ねつ当番）SH2B155
1個・・・共同購入価格 〇〇〇円

- 無線連動型（火災の煙や熱を感知すると、他の部屋の設置警報器も連動して警報音を発する）
煙感知式住宅用火災警報器（けむり当番）総番 SH22417
無線連動型を設置される場合は、別添1冊は必ずお持ちください。
1個・・・希望小売価格10,500円が共同購入価格 〇〇〇円
同 上 子番 SH22427
1個・・・希望小売価格10,185円が共同購入価格 〇〇〇円
熱感知式住宅用火災警報器（ねつ当番）子番 SH22127
1個・・・希望小売価格9,870円が共同購入価格 〇〇〇円


連動型警報器取り付けについては、説明書を見て自分で出来るようですが、高層階の建築試験やご近所への電波障害についての白紙等が必要となりますので、契約電気工事店が良い。工費は1個 〇〇〇円（基本仕様）となります。

すべて音声警報付で電池寿命約10年の長寿命

注文いただいた住宅用火災警報器の配達・集金は地区役員が行います。一般型の別添資料は市民活動センターロビーに置かせています。購入希望の方は、別添住宅用火災警報器共同購入注文書に必要事項を記入していただき、奥の方に返覧して下さい。

三木地区区長協議会
新 区 長

寝室に住宅用火災警報器を取り付けましょう!



図Ⅱ-9-6 自治会向けの回覧

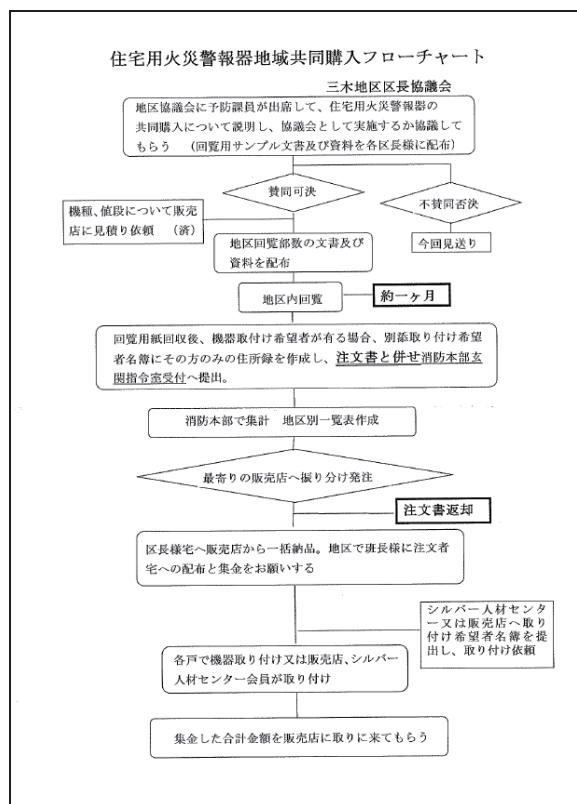
事 務 速 報
平成21年3月1日

細川地区区長協議会
各 地区 区 長 様

三木市消防本部予防課長

住宅用火災警報器共同購入回覧の実施について（お願い）
早春の候、貴会ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平常は火災予防思想の普及啓発をはじめ、消防業務に何かとご理解とご協力を賜っておりますことを厚くお礼申し上げます。
さて、2月の細川地区区長協議会において資料を配布させていただきました、住宅用火災警報器の共同購入について、早々に実施の決定をいただき厚くお礼申し上げます。
つきましては、回覧資料の準備が整いましたので、何かとお忙しい時期ではありますが、地区内の回覧と注文書の回収、そしてJ A兵庫みらい三木営農生活センター又はJ A兵庫みらい豊地支店への提出をお願い申し上げます。
また、資料に記載しています住宅用火災警報器の取り付け希望がありました方につきましては、別添の住宅用火災警報器取り付け希望者名簿の提出も併せてお願いいたします。後日、三木市シルバー人材センターが取り付け日時等を調整して、会員が行います。
尚、回覧期限は特に定めていませんが、全地区回収完了を3月末頃としたいので、何卒よろしくお礼申し上げます。

担当 消防本部予防課 山城・藤原
三木市福井1933番15
電 話 89-0171（予防課）
FAX 89-0174
J A兵庫みらい三木営農生活センター
電 話 87-3012
FAX 87-3531



図Ⅱ-9-7 自治会区長向けの案内（受付支援案内、共同購入フローチャート）

住宅用火災警報器の取付けについて

先般の住宅用火災警報器共同購入回覧の中で、取付け希望がありましたので、ご案内します。

取付け費用は1個について 〇〇〇〇 円です。

取付けは、三木市シルバー人材センター会員が行います。

2月下旬頃に日時について電話連絡があります。

日時が決まりましたら、その時に男女2名の会員が訪問して取付けを実施してくれますので、終わりましたら個数に合った料金を支払って下さい。

もし、身内や近所の方に取付けをしてもらってキャンセルする時は、直接電話して下さい。

三木市シルバー人材センター

電話番号 82-0600

その他、住宅用火災警報器に関するお問合せは、
89-0171 三木市消防本部予防課まで

地区自治会 住宅用火災警報器取付け希望者名簿

No.	姓、氏名	氏名	住所	電話番号	個数		備考
					煙	熱	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
合計							

回覧回収後、連絡取付け希望者がありましたら、その方の名前・住所・電話番号を記入して青山公民館まで提出してください。
三木市シルバー人材センターへ名簿を送し、取付けを依頼します。工賃は1個1,000円です。

図 II-9-8 取付支援案内の回覧(フォント大)

図 II 9-9 取付希望者名簿

住宅用火災警報器共同購入注文書 (青山地区区長協議会)

()自治会()ブロック (No.)
ブロック長

No.	氏名	住所 (志染町青山)	電話番号	一般型		一般型 取付け 希望有無	連動型		連動型		合計金額	納品 領収 日	電気 印
				煙感知器 注文数	熱感知器 注文数		煙感知器 (親機)注文数	熱感知器 (子機)注文数	煙感知器 (子機)注文数	熱感知器 (子機)注文数			
1		丁目	-	〇	〇	有	〇	〇	〇	〇	円	/	
2		丁目	-	〇	〇	有	〇	〇	〇	〇	円	/	
3		丁目	-	〇	〇	有	〇	〇	〇	〇	円	/	
4		丁目	-	〇	〇	有	〇	〇	〇	〇	円	/	
5		丁目	-	〇	〇	有	〇	〇	〇	〇	円	/	
6		丁目	-	〇	〇	有	〇	〇	〇	〇	円	/	
7		丁目	-	〇	〇	有	〇	〇	〇	〇	円	/	
8		丁目	-	〇	〇	有	〇	〇	〇	〇	円	/	
9		丁目	-	〇	〇	有	〇	〇	〇	〇	円	/	
10		丁目	-	〇	〇	有	〇	〇	〇	〇	円	/	
11		丁目	-	〇	〇	有	〇	〇	〇	〇	円	/	
12		丁目	-	〇	〇	有	〇	〇	〇	〇	円	/	
13		丁目	-	〇	〇	有	〇	〇	〇	〇	円	/	
14		丁目	-	〇	〇	有	〇	〇	〇	〇	円	/	
15		丁目	-	〇	〇	有	〇	〇	〇	〇	円	/	
16		丁目	-	〇	〇	有	〇	〇	〇	〇	円	/	
17		丁目	-	〇	〇	有	〇	〇	〇	〇	円	/	
18		丁目	-	〇	〇	有	〇	〇	〇	〇	円	/	
19		丁目	-	〇	〇	有	〇	〇	〇	〇	円	/	
20		丁目	-	〇	〇	有	〇	〇	〇	〇	円	/	
計		丁目	-	〇	〇	有	〇	〇	〇	〇	円	/	

図 II-9-10 共同購入の注文書

備えて安心、住宅用防災機器

すべてのご家庭に
住宅用火災警報器を!!

お知らせ
総務省消防庁は、最近の住宅火災による死者数急増等を踏まえ、消防法を改正し、一般の戸建住宅等に住宅用火災警報器等の設置を義務付けました。
新築の住宅等 平成19年6月1日から
既存の住宅等 平成19年6月1日から平成23年5月31日まで

住宅用火災警報器等の設置が義務付けられました。



住宅火災による死者数の約7割が逃げ遅れ!!



住宅火災の死者とその原因

賞状の賞状など取った住宅火災による死者数は、年々増加傾向にあります。死者の半数以上を占めるのは65歳以上の高齢者で、時間帯別に死者の発生が集中しています。そして、原因の約7割が「逃げ遅れ」によるものです。



住宅用火災警報器の正しい設置例

住宅用火災警報器の使い分け

これから新築・リフォームする場合には…

100Vタイプ	電池式タイプ
<ul style="list-style-type: none"> 1. 設置が簡単 2. 交換が簡単 3. 電池切れの警告音が鳴る 4. 電池切れの警告音が鳴る 5. 電池切れの警告音が鳴る 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 設置が簡単 2. 交換が簡単 3. 電池切れの警告音が鳴る 4. 電池切れの警告音が鳴る 5. 電池切れの警告音が鳴る

現在の住居に取っ付ける場合には…

煙式

住宅用火災警報器の購入の仕方

防火情報誌、ホームセンター、家電販売店などで購入できます。購入の目安として、黒いマークが付いているものを選びましょう。



感賞な訪問販売等に十分注意!!

消防署が住宅用火災警報器を販売することはありません。

- 価格を高く設定されている。と家賃を上げて販売する。
- 火災警報器のような製品で消防隊員の心をなやまして販売する。(消防隊が販売することはありません。)

お問い合わせ先 三木市消防本部予防課 (三木)88-0171

火災の早期発見!!

火災で被害となるのが、早期発見です。火災が発生したことを早く発見することができれば、いち早く避難することが可能となり、命が助かる可能性も高くなるわけです。

住宅用火災警報器は、大気中に浮く煙や煙を感知してブザーで危険を知らせるもので、火災の早期発見に非常に役立つ装置です。アメリカやイギリスなどでは、住宅用火災警報器等の設置が義務付けられ、住宅火災の死者が半減するなど、大変効果を上げています。



早期発見のために住宅用火災警報器等を!!



住宅用火災警報器等の効果

住宅用火災警報器等の設置により、**3分の1**程度に減少しています!



住宅用火災警報器の種類

住宅用火災警報器は火災を感知する機能と、警報を鳴らす機能がセットとなり、火災の発生を早く知らせます。

メーカーにより形や色など様々な違いがありますが、設置する場所にあった適切なタイプを選んでください。

煙式警報器

煙を感知して危険を知らせます

【設置場所】
廊下・階段 部屋
ふだん煙が発生しない場所

天井の煙を50cmの高さから感知できると警報が鳴ります。

50cm 程度

手動式 電池式 交流式

熱式警報器

熱を感知して危険を知らせます

【設置場所】
台所 火を使う場所

警報器の感知が天井より50cm以上になると警報が鳴ります。

50cm 以上

図 II-9-11 消防本部からのパンフレット

2-10. 民間事業者との協力によるイベント等の 啓発活動

- ☑ 住警器の普及のためには、機能や効果、法改正などについて広く市民に周知することが重要である。一方、消防本部等の公的側にも、消防団等の民間側にも、なかなか啓発活動のための費用が捻出できないとの悩みがある。
- ☑ ここでは、民間事業者との協力で「住宅用火災警報器フェア」を開催した事例を紹介する。

取組主体	中和広域消防組合
人数等	—
消防署等	中和広域消防組合
職員数	275人
地域	奈良県大和高田市・橿原市・御所市・高取町・明日香村
人口/ 世帯数	70,800／25,498 (大和高田市) 124,728／45,379(橿原市) 32,273／10,848(御所市) 7,914／2,398(高取町) 6,343／1,815(明日香村)
キーワード	●広報・周知 (新聞・広報誌等、掲示物・配布物、イベント、セミナー) ●共同購入

(1) 地域・取組主体の概要

関西圏の多くの自治体は既存住宅への設置期限が平成 23 年であるのに対して、奈良県は平成 21 年であった。そのため、中和広域消防組合では早くから周知活動に取り組み始めた。

(2) 取組概要

2007年(平成19年)には商業施設のイベント広場を用い、複数のメーカーによる住警器展示を含めた「住宅用火災警報器フェア」を開催するに至った。

(普及期)

平成 17 年 「住宅防火フェア」の開始
平成 18 年 「住宅防火フェア」2 回目・3 回目の実施
認識度についてのアンケートを実施
消防署内のエデュケーションルームにモデルルームを設置

(展開期)

平成 19 年 3 月「住宅用火災警報器フェア」の実施

工夫点

- ① 商業施設のイベント広場の利用
- ② 複数のメーカーによる展示ブースの出展
- ③ 「捨てられない」パンフレット類の作成

その他の活動

- ④ アンケート調査による普及率調査、指導
- ⑤ 「中和消防だより」等広報誌における啓発活動
- ⑥ 小売店レシートを使った広報

(3)工夫点の紹介

工夫点①: 商業施設のイベント広場の利用

●実施内容

近隣の大規模小売店舗のイベント広場を使用してフェアを実施した。

●ポイント

商業施設との事前の打ち合わせなどに多くの労力が必要になると考えられるが、住宅用火災警報器や火災予防に関するイベントを単独で開催する場合と比較して、買い物のために来店した人が立ち寄ってくれるため、集客力が期待できる。

工夫点②: 複数のメーカーによる展示ブースの出展

●実施内容

住警器製造販売メーカー8社の協賛により、販売は行わない前提での展示ブースを出展してもらった。ブースの設定や資機材の借用、広報物の提供についても協力が得られた。

●ポイント

メーカー社員が参加することにより、市民からの質問等に対して専門的な説明が出来た。

工夫点③:「捨てられない」パンフレット類の作成

●実施内容

裏面をぬりえやペーパークラフトにして、持ち帰ってもすぐに捨てられないようにした。

●ポイント

多くの自治体や消防署で取り入れられている事例であるが、パンフレットの内容に目を通してもらうための記事自体の工夫も重要であるが、裏面の工夫も重要である。

工夫点④:アンケート調査による普及率調査、指導

●実施内容

消防本部の管轄下の全世帯に対して、住警器設置の有無についての調査票を配付、回収した。

結果は自治会ごとに集計し、それぞれの自治会を管轄する消防署(中和消防本部の下に4消防署)に示した。

●ポイント

普及率についての定量的データがあることで、消防署が指導すべき優先順位が明確になるなどの効果が期待できる。

工夫点⑤:「中和消防だより」等広報誌における啓発活動

●実施内容

消防だより(現在は年1回発行)は予算の都合上等で全戸配付ではなく、事業所や学校などへの配付となっている。

その他、企業の協力を得て、商工会議所の機関誌(毎月発行)に消防のページを確保してもらっている。

●ポイント

「消防だより」の記事では、設置義務があることの広報だけでなく、「設置が火災被害の局限化に奏功した例」を掲載しており、設置の効果をわかりやすく説明している。

工夫点⑥:小売店レシートを使った広報

●実施内容

小売店のレシート上部の、期間ごとのセール情報等を掲載できる欄を使用して、住警器に関する情報を掲載した。掲載期間は特に定めず、各店舗の販売促進活動等に応じて、店舗側の判断で掲載してもらった。店舗ごとに依頼・実施した場合も、地域の統括本部等でまとめて複数箇所の店舗について依頼・実施した場合もあった。

●ポイント

費用をかけずに、消費者の目に付きやすい場所への掲載を行うことができる。

(4)その他のポイント等

その他の広報活動

自治会を通じた広報活動が重要であった。その他の周知のための活動としては、一般市民向けに先立って、平成 18 年 7 月、管内の住警器販売業者（設計会社、工務店、消火設備販売・点検会社、住宅販売会社等）向けの説明会を実施した。業界団体や商工会等を通じて周知のための FAX を送信し、約 90 名の参加を得た。

不正販売対策として、相談窓口となる県や自治体の窓口担当者向けの説明を実施した。

共同購入への取組

まずは身内から、と職員互助会主催で職員向け（一部親戚や消防団等も含む）の共同購入を 3 回実施した。

自治会向けには、共同購入の斡旋等を行っていないが、共同購入の仕組み自体は指導している。

(5)今後の取組予定

工夫点④に示した、アンケート結果に基づく普及の進んでいない自治会への署による指導を実施予定。

また女性消防団を結成済であり、家庭訪問における防火診断等を実施している。この機会を用いて、平成 22 年度予算で作成する「設置済シール」を貼ることにより、設置確認と啓発との相乗効果を狙いたい。

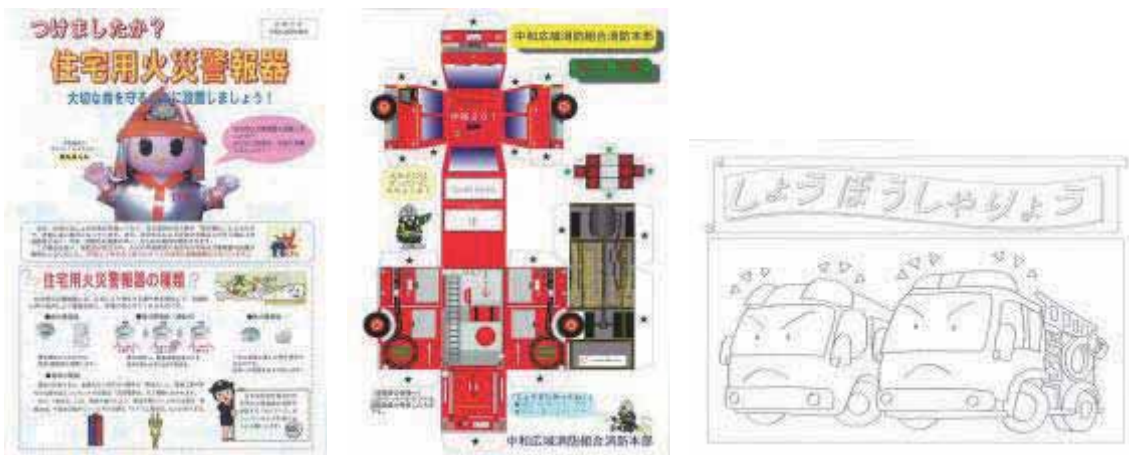
(6)活動において作成された資料等



写真Ⅱ-10-1・2 エデュケーションルーム内のモデル住宅



図Ⅱ-10-1 住宅防火フェアの様子



写真Ⅱ-10-2・3・4 パンフレット類

**火災の発生を早く知らせ、逃げ遅れによる
焼死事故を防ぎ、自分の、家族の命を守る
住宅用火災警報器を設置しましたか？**

すべての住宅に住宅用火災警報器の設置義務スタート

近年、住宅火災による死者が急増しており、死亡原因の多くが「逃げ遅れ」によるもので、また、住宅火災による死者や財産上の損失以上の被害者であり、今後、高齢化の進む中で、火災を早期に発見し知らせる「住宅用火災警報器」を設置しましょう。

●検知器の種類

- 検知器の種類 (連続式)
- 検知器の種類

●住宅用火災警報器について

住宅用火災警報器がについてよかった！

●「平成29年」1月20日の午前5時30分、豊原市内で発生した火災です。
午前5時頃から1階の玄関を入れ、2階までの火災を気付かずに寝ておきたところ、住宅用火災警報器が作動して1階の玄関付近へ、消防隊が来訪。逃げ遅れを防ぎ、大火に被害は避けられました。

●原因は、平成29年11月の1階の洋室で発生した火災によるもので、原因は不明です。
原因は、ガスコンロの調理中、消火しなかったため、ガスコンロのガスが漏れ、火災に発展したと見られます。逃げ遅れを防ぎ、大火に被害は避けられました。

燃焼の時の10のポイント

1. 火災の発生を早く知らせる	2. 火災の発生を早く知らせる	3. 火災の発生を早く知らせる	4. 火災の発生を早く知らせる
5. 火災の発生を早く知らせる	6. 火災の発生を早く知らせる	7. 火災の発生を早く知らせる	8. 火災の発生を早く知らせる
9. 火災の発生を早く知らせる	10. 火災の発生を早く知らせる	11. 火災の発生を早く知らせる	12. 火災の発生を早く知らせる

大規模燃焼被害への対策

●全国消防協会連合会本部
●消防長 橋本 隆幸

●消防長 橋本 隆幸

●消防長 橋本 隆幸

●消防長 橋本 隆幸

図Ⅱ-10-5 「中和消防だより」の記事



図 II-10-6 「かしはら商工ニュース」の記事

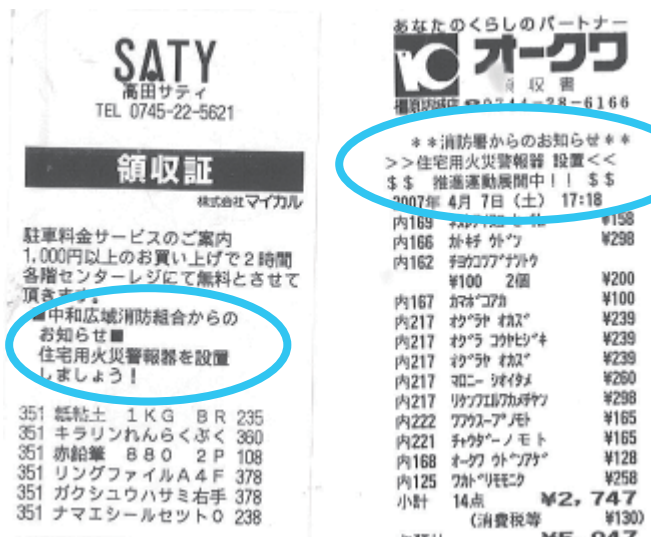


図 II-10-7 レシートを使用した広報

2-11. 婦人(女性)防火クラブによる

地区全世帯への設置促進

- ☑ 居室数の多い家にとっては、住警器の購入は大きな負担となってしまう。
- ☑ ここでは、湊町婦人防火クラブ会員が、けん引役となって地域住民の防火意識の底上げに始まり、全戸訪問を通じて「まずは1個から」と設置を促進している事例を紹介する。

取組主体	伊予市湊町婦人防火クラブ
人数等	役員10人、全158人
消防署等	伊予消防等事務組合消防本部
職員数	153人
地域	愛媛県伊予市 湊町A区
人口/ 世帯数	39,493人／13,726世帯 地区内は402名／158世帯
キーワード	●広報・周知 (テレビ・ラジオ等、掲示物・配布物、説明会、アンケート・回覧、戸別訪問) ●共同購入 ●設置支援 ●設置確認 (戸別訪問、設置済ステッカー)

(1) 地域・取組主体の概要

伊予市は、瀬戸内海の温暖な気候の影響を受ける比較的災害の少ない平野部にある。伊予市の人口指数を見ると、高齢化と女性の性比率が高くなってきていることがいえる。このような中で、昭和57年10月、伊予市湊町婦人防火クラブが結成され、現在、役員は隊長以下10名で主に構成されている(2年任期)。湊町婦人防火クラブの活動地域はA、B、Cの3地区に分割されており、広報区湊町A区では、158人のクラブ員を擁している(1世帯1名のクラブ員)。

主な活動内容は以下のとおり。

- 住宅用火災警報器設置促進運動における住宅用火災警報器の設置活動
 - 幹部クラブ員による住宅用火災警報器研修会
 - 各防火クラブ員による住宅用火災警報器研修会
 - 住宅用火災警報器設置促進パンフレットの作成
 - 救急講習会、救急法普及活動
 - 火災予防週間における防火防災教室の実施
- 災害弱者の戸別訪問及び自力避難困難者の把握

(2)共同購入の取組概要

湊町婦人防火クラブがけん引役となり、伊予消防等事務組合消防本部の指導の下で、自主防災組織の協力を受けながら、平成19年8月から21年8月の間、住民の防火意識向上と住宅用火災警報器の設置について意識啓発に尽力した。この結果、158世帯全部に1個以上の住宅用火災警報器が設置された(当初の目標である1世帯あたり1個の設置目標は100%達成)。

(普及期)

平成19年8月頃～

婦人防火クラブ員による住宅用火災警報器に関わる学習に始まり、地域住民への普及

工夫点

- ①湊町婦人防火クラブ会員の学習
- ②住警器1個の取り付け運動開始

(展開期)

平成20年1月～21年8月

全戸訪問による住警器の普及啓発及び実態調査

工夫点

- ③地域住民の防火意識の底上げ
- ④住宅用火災警報器個別台帳による個別管理
- ⑤自主防災組織と連携した住警器の設置

(3)工夫点の紹介

工夫点①:湊町婦人防火クラブ員の学習

●実施内容

婦人防火クラブが、地域住民に住宅用火災警報器設置を啓発するためには、自らがその必要性と効果を理解し、地域住民に説明できる知識を習得することが必要との認識に立ち、消防本部及び住宅用火災警報器販売メーカーの協力を得て知識を身につけた。

学習と平行して、住宅用火災警報器に関わるパンフレットを作成した。

●ポイント

婦人(女性)防火クラブ全員が専門知識を習得し、説明・普及できるノウハウを習得した。住宅用火災警報器の性能・特性を理解し、パンフレット作成した。

工夫点②:「まずは住宅用火災警報器 1 個の取り付けから」の運動開始

●実施内容

湊町 A 地区を 5 地区に分割、分担し、ボランティア活動を楽しみながら住宅用火災警報器の設置を普及していくとの方針で、戸別訪問により意識啓発を進めた(各世帯初回の訪問で改正消防法の趣旨及び住宅用火災警報器の意義を説明)。

婦人(女性)防火クラブが住宅用火災警報器販売メーカーと交渉した結果、煙感知式を安価で共同購入できる運びとなった。しかしながら、1 世帯が所要数全部を同時に設置するには負担が大きいことから、とりあえず 1 個設置し、逐次増設していく方針で全世帯を戸別訪問しながら設置希望個数を取りまとめた。個別訪問に先立っては、区長から住民への事前通知を行い、円滑な戸別訪問を図った。

婦人(女性)防火クラブ員は、民生委員を兼ねていることから、高齢者等の世帯に対しては、災害時要援護者登録兼避難支援プラン登録に関わる説明を兼ねて住宅用火災警報器の設置についても希望を募った。

期間を通じて、158 世帯が計 174 個を取り付けた。(大半の世帯は 1 個。最大 5 個)

耳の不自由な人(難聴の程度は不明)でも警報音が十分聞こえることを確認した。

●ポイント

経済的負担を考慮し段階的な設置を試みた。個別訪問の他に、各種の説明会を通じて住宅用火災警報器への理解を促進した。

工夫点③:地域住民の防火意識の底上げ

●実施内容

掲示板の回覧後、全世帯、初回の個別訪問を行った。

住宅用火災警報器 PR ビデオ等を活用した説明会を年 10 回開くとともに、防災訓練や防災フェア等の機会も活用して普及促進を図った。この時、住宅用火災警報器の実演により警報音の効果についても確認した。

説明会において防災記念品配布や、防災フェアにおけるは非常食の配布など、参加者の関心を高めることに着意した。

NHK ラジオ第 1(四国ネット)においても湊町婦人防火クラブの住宅用火災警報器設置促進活動を取り上げたことから、地域住民の意識高揚に効果があった。

●ポイント

婦人(女性)防火クラブなど、ボランティア団体による説明会や、あらゆる機会を活用した積極的な普及活動を実施した。

工夫点④:住宅用火災警報器個別台帳による管理

●実施内容

158 全世帯分の住宅用火災警報器の個別台帳を作成し、世帯ごとに取付日、設置個数、設置場所等を記載し、婦人防火クラブ員が管理している。

取り付け後、取り付け状況を実地に確認するとともに、今後の予定についても緊密に話し合った（取り付け後、各世帯 1～2 回訪問）。

●ポイント

台帳（婦人（女性）防火クラブにて厳正に管理）により世帯ごと設置状況を把握するとともに、その後も警報器の不具合確認や防火管理状況についてもフォローしている。

工夫点⑤:自主防災組織と連携した住警器の設置

●実施内容

消防団や婦人（女性）防火クラブとは別に、自主防災組織があり、災害時、消防機関等の活動を補い、消火・救助等の活動を行い地域の安全を確保することとされており、防災ボランティアとしての期待が高い。今次の住宅用火災警報器設置事業においても、高齢者宅の天井など、高い部位への取り付けについては、自主防災組織が積極的に協力した。

●ポイント

婦人（女性）防火クラブ（主としてソフト面の活動）と自主防災組織（ハード面の活動）との連携が奏功している。

(4)その他のポイント等

婦人（女性）防火クラブ員は、民生委員を兼ねていることから、高齢者宅の定期的な安否確認を兼ねて、住宅用火災警報器の設置促進を促している。

婦人（女性）防火クラブ員（民生委員）は、「災害時要援護者支援マニュアル（伊予市）」に基づき、活動することが周知されている。

(5)今後の取組予定

条例に基づいた設置基準をクリアするために、各世帯、住宅用火災警報器が未設置の部屋などへの計画的な設置について引き続き普及活動を継続することと、設置済世帯に「住宅用火災警報器設置済シール」を貼り付けることを検討している。

(6)活動において作成された資料等



写真Ⅱ-11-1 婦人防火クラブの勉強会



写真Ⅱ-11-2 戸別訪問



写真Ⅱ-11-3 高齢者宅への取付支援



写真Ⅱ-11-4 住宅用火災警報器 PRビデオ
(財)日本防火協会編集(20分)



図Ⅱ-11-1 パンフレット



写真Ⅱ-11-5-6 災害時要援護者登録兼避難支援プランへの申請書

住宅用火災警報器 個別台帳

番 号		地区名	
個 人 情 報		住 宅 用 火 災 警 報 器 情 報	
氏 名		購 入 年 月 日	
住 所		購 入 業 者	
電 話 番 号		製 造 メ ー カ ー	
連 絡 先		型 番	
そ の 他		金 額	
		個 数	
		設 置 箇 所	
		取 付 け 年 月 日	
		担 当 者 名	

特 記 事 項

年 月 日	内 容
	<div data-bbox="459 1263 727 1323" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 訪問の都度記録 </div>

資料Ⅱ-11-2 住宅用火災警報器個別台帳(表・裏)

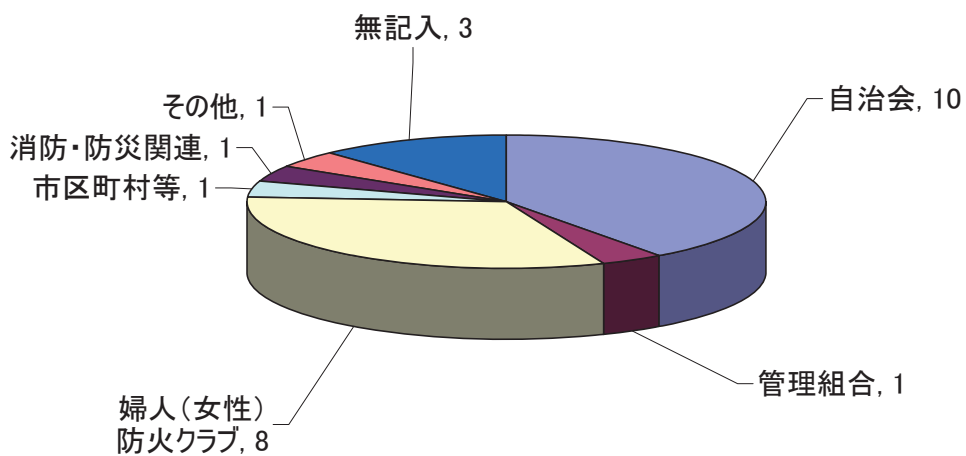
Ⅲ アンケートによる事例調査結果

アンケート調査を実施した25の事例について、属性や取組の特性を「1. サマリー」に、それぞれの取組の概要を「2. アンケートによる事例調査結果」に示す。

1. サマリー

(1) 回答者の属性

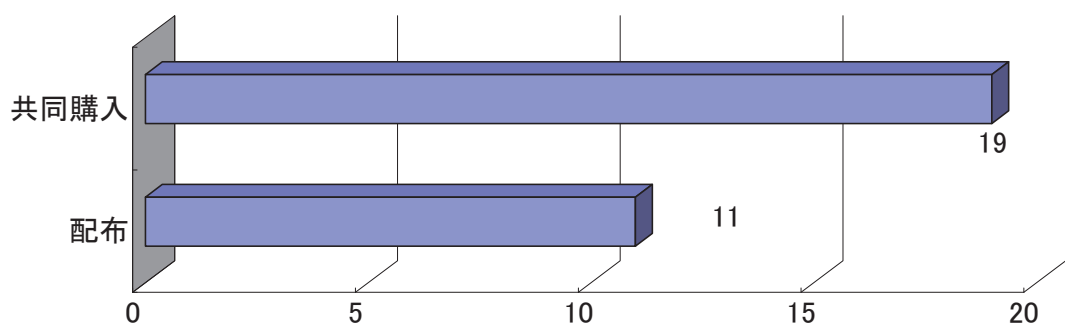
自治会、婦人(女性)防火クラブなどの地域住民による組織が多い。



図Ⅲ-1 回答者の属性

(2) 事例内容(複数回答可)

共同購入を実施した事例の他、配付(一部世帯向けを含む)を実施した事例もみられる。

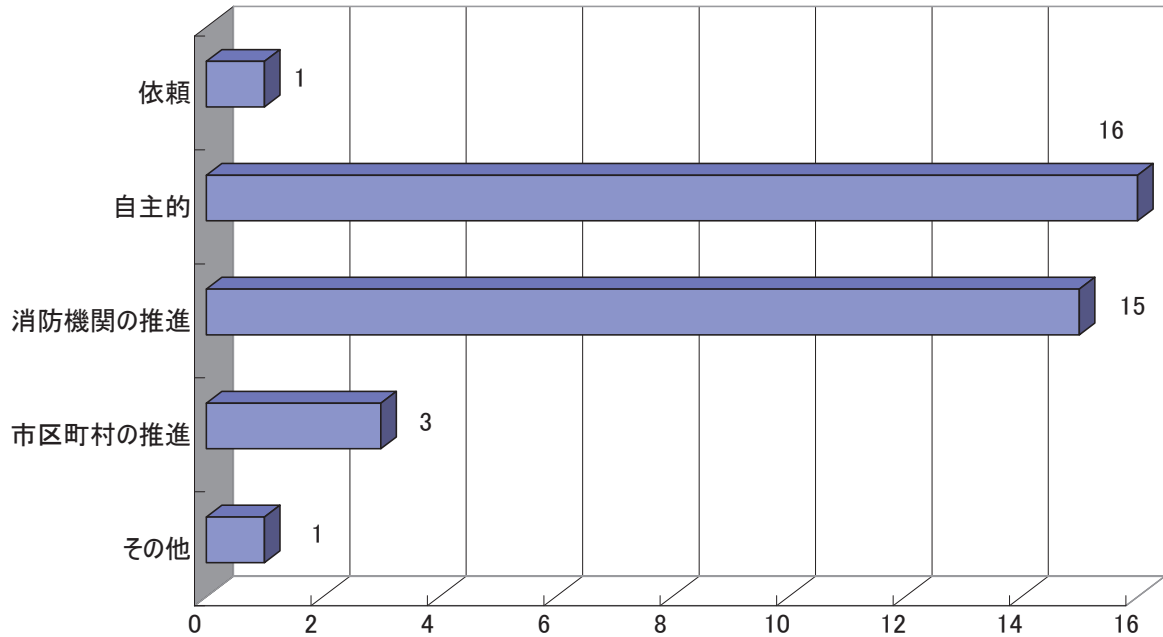


図Ⅲ-2 実施内容

(3)実施のきっかけ(複数回答可)

自主的に開始したケースや、消防機関の推進により開始したケースが多い。

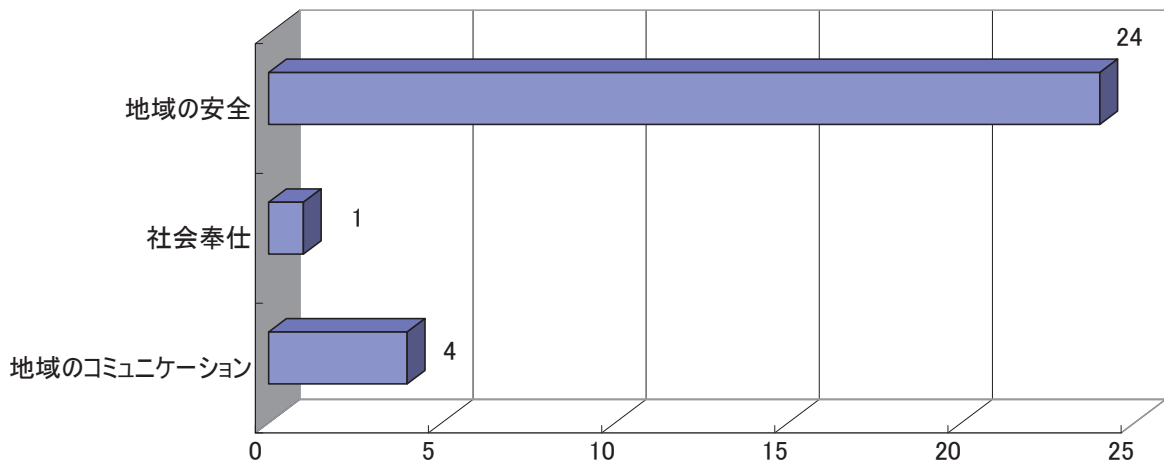
「その他」としては、「30年間無火災であった当該地域内で火災が発生したことを契機に、地域内の安全安心について真剣に取り組むようになり、全世帯に無償配布することを決定した」という理由が挙げられている。



図Ⅲ-3 実施のきっかけ

(4)実施の目的(複数回答可)

「地域の安全のため」との解答が最も多い。また、地域のコミュニケーション強化にも役立つと考えられている。

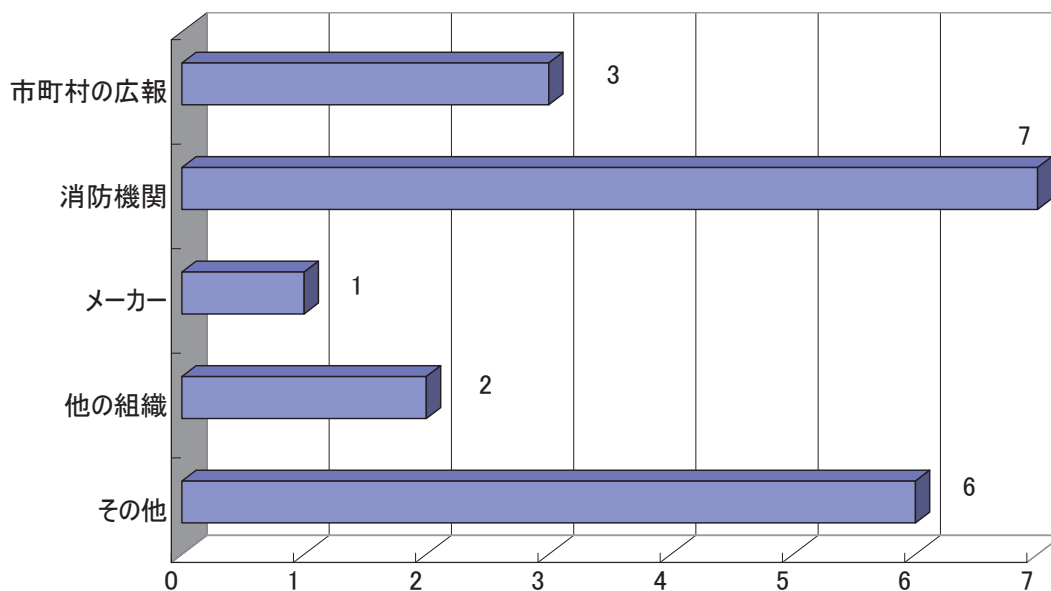


図Ⅲ-4 実施の目的

(5)実施時の無償支援(複数回答可)

実施時に受けた無償支援としては、市町村における広報や消防機関等が挙げられている。

「他の組織」としては、自治会が主体となった場合の行政・消防団や、婦人(女性)防火クラブが主体となった場合の自治会が挙げられている。「その他」を選択した理由としても同様の例が挙げられている。

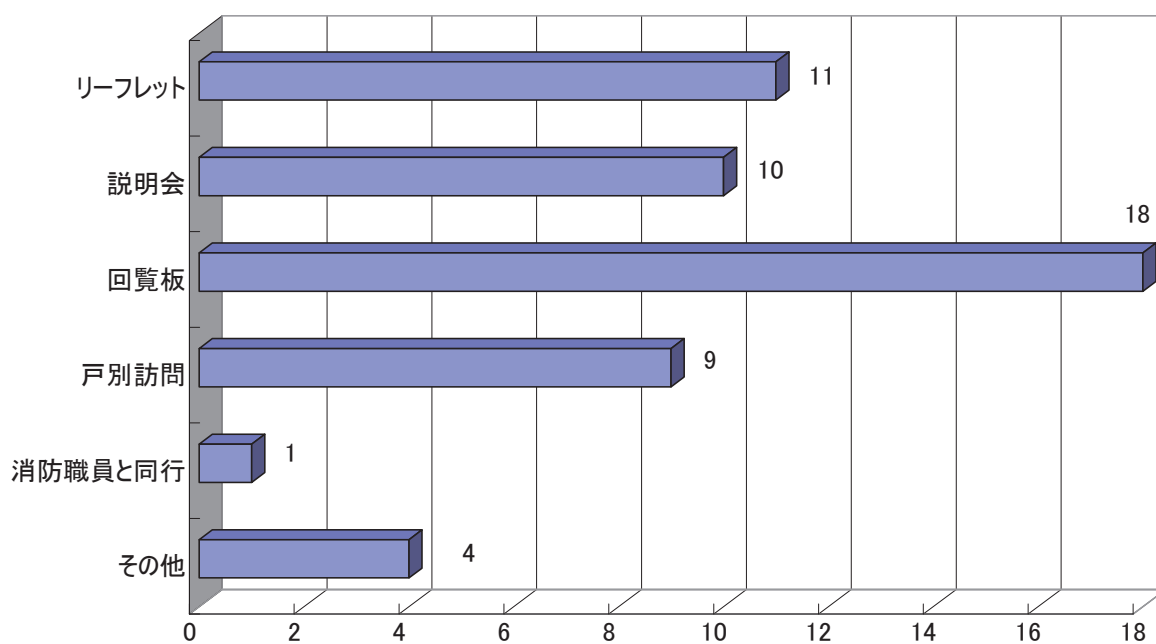


図Ⅲ-5 無償支援

(6)広報手段(複数回答可)

回覧板やリーフレットといった紙媒体の他、説明会や戸別訪問も行われている。

「その他」の例としては、団体の機関誌等への記事掲載、地元ケーブルテレビにおける啓発番組の放送などが挙げられている。

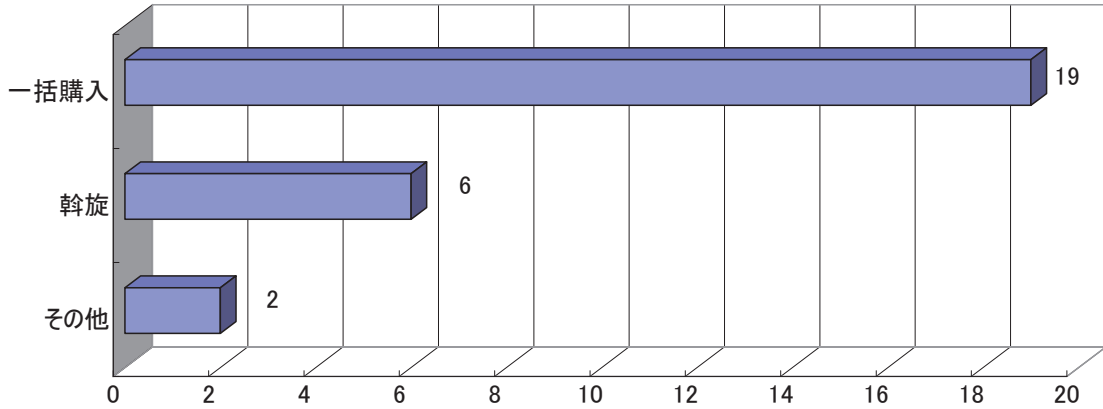


図Ⅲ-6 広報手段

(7) 購入方法(複数回答可)

共同購入事例を中心に調査しているため、「一括購入」が最も多い。

「その他」としては、個人購入に対する補助金制度を用いている事例や、販売先との長期契約により、毎月の注文数に応じて納品してもらおう方法をとっている事例がある。

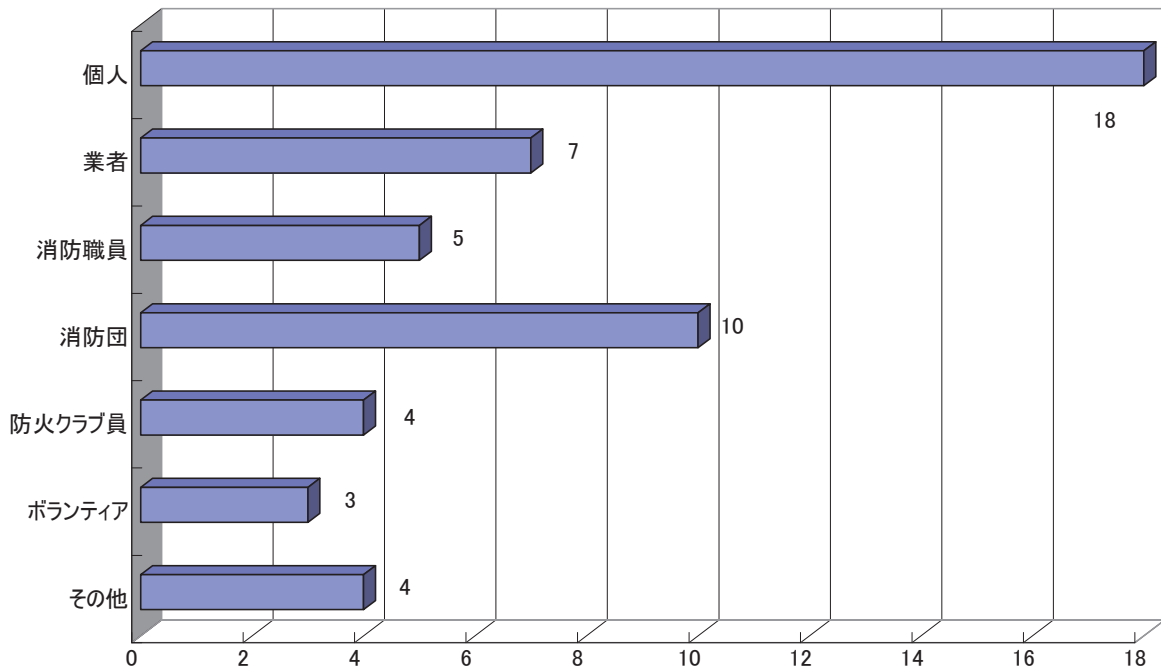


図Ⅲ-7 購入方法

(8) 取付支援(複数回答可)

取付は個人で実施しているほか、業者・消防職員・消防団・防火クラブ員・ボランティア等による取付支援が実施されている。

「その他」としては、選択肢に無い共同購入の実施主体や取付支援要員、シルバー人材センター、自治会等が挙げられている。



図Ⅲ-8 取付支援

2. アンケートによる事例調査結果

2-1. 矢巾町婦人防火クラブ連絡協議会の事例(ヒアリング①)

項目	概要
主体組織	構成人員 6,568 名 矢巾町内のコミュニティ単位で構成されている婦人防火クラブ員から構成されている連絡協議会で、平成 5 年 4 月に結成された組織である。
実施時期	平成 20 年 1 月～平成 20 年 12 月
実施内容	設置世帯数 1,700 世帯(普及事業による設置者)
実施効果	普及事業実施前は、新築住宅及び個人設置者による約 9%であったが、実施後は約 28%まで上昇した。
広報	矢巾町有線放送による「住宅用火災警報器」普及事業の広報実施
購入方法	矢巾町の各世帯を、各地区の防火クラブ員が住警器普及促進のチラシを訪問配布して、共同購入を勧めた。
決済方法	【販売業者向け】 地区ごとに委員が集金後、矢巾町婦人防火クラブ連絡協議会事務局へ代金を持参する。事務局は販売業者の口座へ銀行振込とした。 【購入者向け】 地区の委員が、住警器を購入者宅へ配布し、代金を徴収して領収書を発行した。
購入者への配付方法	地区の各委員が、購入者宅を訪問し配布した。 地区ごとに、購入者の一覧表を作成し間違いのないように実施した。 機器の配布は、電話で訪問日を予約して実施した。
設置済シール	有、住警器普及促進及び不適切販売等の防止になった。
取付支援等	有、吹き抜け階段等の天井の高い部分への器具の取付に、梯子(三脚)などの器具を必要とした。高所作業のできる、長い梯子(三脚)を持参し設置した。
クレーム対応	器具を設置後、「直ぐに電池が切れた」との苦情があった。 事務局又は販売業者が、すぐに購入者宅に訪問し電池交換と、器具の作動試験を実施した。
今後の取組予定	今後の対応として、電池交換や保守点検に関する情報提供と体制作りが必要である。
意見・問題点	住警器の必要性を理解しつつも、設置猶予期間中であり、周囲の様子を見ながら設置を検討する人が多かった。
その他	—

2-2. 奥州市江刺区婦人消防協力隊連合会の事例

項目	概要
主体組織	岩手県奥州市江刺区内 10 地区に組織された婦人消防協力隊により組織され、地域の防災防火思想普及施策の推進協力と地域消防機関の実施する業務に協力するため、必要な研修を行い、市民生活の安全確保に協力援助することを目的として活動している。 平成 22 年 1 月 1 日現在の隊員数は 298 名である。
実施時期	平成 20 年 2 月～平成 21 年 3 月
実施内容	江刺区内 10 地区 10 の婦人消防協力隊のうち、9 地区の協力隊による協同購入への取組を決定し、協力隊連合会が江刺区内の取りまとめを行い、一括発注した。この取組での設置世帯数は、約 2,700 世帯となった。
実施効果	約 20%の設置率を 50%以上にすることができた。
広報	—
購入方法	各地区の協力隊員が、業者作成による注文用チラシをそれぞれの地区の各家庭等に配布し、注文があった場合は、注文取りまとめ表に記載し、各地区の注文数を確認。最後に連合会で注文数の取りまとめを行い業者に注文を行った。納品後はそれぞれの協力隊で、取りまとめ表を基に、各家庭へ配布を行った。
決済方法	【販売業者向け】 購入代金の口座振込み 【購入者向け】 連合会長名による領収書の発行
購入者への配付方法	注文を取った協力隊員が、それぞれの自宅へ届けた。 購入業者からは、納品の際、それぞれの地区ごとに住警器を分けて近くの集会所へ届けていただいた。(9 地区 9 箇所) 注文書を一度取りまとめ表に転記し、整理を行った。 注文を取った方が、原則直接自宅へ届ける方法を取った。 2 つのメーカーで計 4 種にしたため、多少の配布誤りがあった。
設置済シール	有、設置率調査等の際はその家の玄関先において、把握することができるが、1 台のみ設置の場合でも、そのシールを貼ることができるので複数設置が必要な場合等があるケースでは、実態把握が困難となる可能性もあると考えられる。 印刷方法によってはすぐ消えてしまう場合もあった。 訪問販売抑止については、効果は不明である。
取付支援等	—
クレーム対応	購入品と同じものと交換を行った。

<p>今後の取組予定</p>	<p>今回は 10 地区の婦人消防協力隊のうち 9 地区で行ったが、その他の 1 地区は地域の振興会組織においてほぼ同時期に共同購入の取組を行った。</p> <p>協力隊においては隊長さんの負担が大きくなったことから、地域の組織で行うほうが個人の負担が減るのではないかと感じた。</p> <p>トラブル対応のため、販売した方の台帳を今後各隊長さん方がきちんと引継ぎを行って継続保管いかなければならない点は不安が残ると思われる。</p>
<p>意見・問題点</p>	<p>現金との引き換えて配布を行ったため、現金の管理についての不安を配布した方々は感じていたようである。</p> <p>多くの人数で配布を行っているため、現金の取りまとめについては、各協力隊の隊長さん方は苦労したようである。</p> <p>なお、余り現金を手元に置かず、取りまとめをした際はすぐに事務局へ持参し、口座に入金するようにしていた。</p> <p>取付を依頼された場合は、女性であることから、原則購入者で行ってもらおうこととしたが、消防団の協力を得ることもでき、取付希望者の対応を行ってもらえたのは幸いであった。</p> <p>あくまで希望者への共同購入呼びかけであるので、防火意識の高い人が中心となることから、普及が進んだあとの設置率の向上については協力隊のみの活動では難しいと思われます。</p>
<p>その他</p>	<p>共同購入にあたり、チラシの作成や、領収書、購入者台帳等の作成が必要であったが、それらは全て購入事業者に用意して頂いた。会の予算の関係もあり、それらの負担が無く取組を行えたのは幸いであった。</p> <p>共同購入を行う以前に消防本部で作成した普及啓発チラシが全戸に配布されていたこと、また、消防団員による設置率調査等で、設置しなければならないという意識が事前に住民の方々に芽生えていたことが購入者の増加に繋がったと思われます。</p>

2-3. 本吉町消防団第2分団4部の事例

項目	概要
主体組織	気仙沼市消防団団員数 863 名(平成 22 年 1 月 1 日現在) 気仙沼市消防団第 12 分団 1 部 (旧本吉町消防団第 2 分団 4 部) 団員数 30 名
実施時期	平成 20 年 4 月中～
実施内容	地区全世帯(約 200 戸)に熱感知式と煙感知式各 1 個を無償配布した。
実施効果	地区全世帯への配布であるので、地区の設置率は、100%である。
広報	—
購入方法	地区全世帯(約 200 戸)に消防団員、婦人防火クラブ員一組となり、直接地区民に配布した。
決済方法	【販売業者向け】 — 一括現金支払い 【購入者向け】 —
購入者への配付方法	地区全世帯(約 200 戸)に消防団員、婦人防火クラブ員一組となり、直接地区民に配布した。留守宅には、後日消防団員が伺い配布した。
設置済シール	無
取付支援等	高齢者宅等では、消防団員が直接設置にあたった。
クレーム対応	—
今後の取組予定	一世帯に対して 2 個の配布であったが、このことにより地区住民に住警器設置の意識付けがなされ、その後の設置も増加した。
意見・問題点	旧本吉町消防団第 2 分団 4 部の自主的な活動として実施された事業であり、当地方管内既存住宅への設置開始(平成 20 年 6 月)前に地区全世帯に無料配布したこともあり、地区住民に大変喜ばれた。
その他	地区の先輩消防団員が、将来消防用設備の整備のため植林した杉であったが、その後、町の消防用設備の整備がなされ、木材の売却益を当初の目的に使用する必要がなくなったため、旧本吉町消防団第 2 分団 4 部団員が相談した結果、平成 20 年 6 月に既存住宅への設置義務化がなされることから住警器の無料配布を行ったものである。 地域の安全安心に貢献できたことも先輩消防団員が植林を行ったことによるものであり、先輩消防団員に感謝したい。

2-4. 千葉市宅地建物取引業協同組合の事例(ヒアリング②)

項目	概要
主体組織	千葉市内に営業形態を有する不動産業者約 70 社で構成する協同組合です。
実施時期	平成 20 年 6 月～平成 21 年 12 月
実施内容	平成 21 年度実績 2,471 個 平成 21 年 12 月末 163 個 (平成 20 年 6 月 1 日～21 年 5 月 31 日) 平成 20 年 5 月末 13,297 個
実施効果	—
広報	—
購入方法	組合で取りまとめ、組合員に販売
決済方法	【販売業者向け】 月末支払い 【購入者向け】 組合員に受け渡しした時点で現金を受け取る。
購入者への配付方法	組合員に受け渡しした時点で現金を受け取る。
設置済シール	有、入居者より安心できると好評
取付支援等	組合員
クレーム対応	—
今後の取組予定	—
意見・問題点	—
その他	—

2-5. 巢鴨三明町会の事例

項目	概要
主体組織	豊島区の北北東に位置し、巢鴨駅北口から国道 17 号線を板橋方面に 7、8 分歩いたところであり、東京中央卸売市場を含む住宅街の町会。 世帯数 133 世帯、加入世帯 120 世帯、人口 271 名の小さな町会です。 会長、副会長、会計 防犯・防災、環境美化、行事→担当委員
実施時期	平成 18 年 7 月～平成 19 年 5 月
実施内容	町会員全世帯 1 個
実施効果	会員全世帯に(煙当番)10 年用 1 個無償配布 その後、家庭内に設置する分の申し込みあり。
広報	古紙の集団回収により区より頂く報奨金より支出。 報奨金は一般会計とは別に管理し、一般会計の補填や緊急使用等の使用にあてています。
購入方法	町会役員会で町内の安全安心のために町会員全世帯に無償配布した。
決済方法	【販売業者向け】 現金支払(町会) 【購入者向け】 —
購入者への配付方法	町会役員 会合(新年会)の参加者に配布、説明。 会合に不参加の会員宅には役員が直接手渡ししながら説明をした。
設置済シール	無
取付支援等	高齢者世帯には役員が応援
クレーム対応	—
今後の取組予定	高齢化しつつある会員のために管理しやすいように町会配布。 電池は 10 年使用可とした。
意見・問題点	—
その他	町内の安全安心のため煙当番を全世帯に無償配布したのは平成 16 年の火災ではボヤ程度にご近所の協力で止められたが街の安全安心のため、10 年使用の電池の火災警報器をと考えました。

2-6. 豊島区南池袋二三四町会の事例

項目	概要
主体組織	町会 500
実施時期	平成 20 年 6 月～平成 21 年 10 月
実施内容	町会防災部 300
実施効果	普及率等を見ながら逐次実施。近く 3 回目を予定している。
広報	－
購入方法	町会、町会員
決済方法	【販売業者向け】 振込 【購入者向け】 振込
購入者への配付方法	町会、班長が配布等するので間違えはない。
設置済シール	無
取付支援等	－
クレーム対応	－
今後の取組予定	町会で考えて対処している。 電池は町会負担で配布している。交換等依頼があれば町会で行う。
意見・問題点	法の実施にあわせて取り付けられるよう近く 3 回目を行うよう考えている。町会で細めに行うので心配はない。
その他	機関等が防災について啓蒙し、普及に力を入れてほしい。

2-7. 浮間東町会の事例

項目	概要
主体組織	—
実施時期	平成 19 年 9 月～
実施内容	町会入会全世帯 600
実施効果	—
広報	—
購入方法	全世帯
決済方法	【販売業者向け】 メーカー振込 【購入者向け】 —
購入者への配付方法	回覧にて個数(班)確認し、役員が班長さんへ班長さんが
設置済シール	—
取付支援等	役員
クレーム対応	確認、説明する
今後の取組予定	—
意見・問題点	—
その他	—

2-8. 葛西地区自治会連合会浮間東町会の事例(ヒアリング③)

項目	概要
主体組織	104,838 世帯 葛西地区には全部で 100 町会・自治会があり、江戸川区の 3 分の 1 の人口と面積を抱える地域でありながら「葛西はひとつ」を合い言葉に集まったのが、「葛西地区自治会連合会」です。 現在、88 の町会・自治会が加入し、葛西地区全体 6 つのエリアに分け、それぞれに協議会を置いています。
実施時期	平成 21 年 6 月～平成 21 年 9 月
実施内容	葛西地区自治会連合会では一括共同購入することにより、大量購入による低価格での特別販売を機器メーカーと協議し、共同購入に賛同した 32 町会・自治会の 4,700 世帯(21,000 個)が購入し、設置した。
実施効果	共同購入した自治会・町会と実施しなかった自治会・町会との普及率の差が 30%の差があることがわかりました。
広報	消防：町会・自治会の役員会等で、住警器の重要性、必要性、機器の取り扱い、取り付け方、奏功事例等の説明をお願いした。 区：自治連の窓口として、町会等からの問い合わせを取りまとめ、関連部署への連絡をお願いした。
購入方法	共同購入に賛同した町会・自治会員を対象に、各町会・自治会が注文を取り、自治連が取りまとめを行い発注した。 納品は各町会・自治会の指定場所とし、町会役員が町会会館等で代金引き換えで配布した。
決済方法	【販売業者向け】 販売業者へ町会・自治会が一括決裁 【購入者向け】 購入者へ町会・自治会が代金引き換え
購入者への配付方法	町会・自治会が代金引き換えで配布 注文書を整理し、誰が何を何個注文して、金額はいくらという表を作成して配布日の間違いを防止した。
設置済シール	無
取付支援等	高齢者世帯で取付ができない。 消防団員に取付を依頼し、設置
クレーム対応	共同購入で買い忘れた方等に対し、町会・自治会で即売会を行うことも検討しています。
今後の取組予定	すでに独自に積極的に共同購入を実施した町会・自治会もあったことから、統一的に全町会・自治会に対し、実施させることの理解を得ることに苦労した。
意見・問題点	一括共同購入の決定から準備を進め、申し込み開始まで 1 ヶ月足らずと非常に短期間での実施となり、苦労しました。
その他	—

2-9. 葛西第二スカイハイツ自主防災会の事例

項目	概要
主体組織	108 世帯
実施時期	平成 20 年 4 月～平成 20 年 5 月
実施内容	全世帯煙機・火災機各 1 個ずつ
実施効果	取付不可能な方は自治会役員が取り付けました。
広報	—
購入方法	管理組合－防災会－自治会 3 日間で集会所にて引き渡し
決済方法	【販売業者向け】 管理組合費の方から業者へ銀行振込 【購入者向け】 —
購入者への配付方法	スカイハイツ防災会の役員 留守対策：文書で防災担当まで連絡のこととした。
設置済シール	無
取付支援等	—
クレーム対応	備え付けの電池が使えなかった。 業者の方が新しいものと交換してくれた。
今後の取組予定	トラブルはまだないです。
意見・問題点	築 30 年のマンションですので、一人暮らしのお年寄りがかかり増えてきていますので、住警器の設置には大変喜ばれました。 すでに警報器が活用したところもあります。
その他	義務づけられるということで、いろいろな業者がマンションに訪問すると困りますので、管理組合と自治会防災会で一括購入しました。

2-10. なぎさニュータウン管理組合の事例(ヒアリング④)

項目	概要
主体組織	一般住戸(1~7号棟)1,324 商店・事務所・医院等 18 そのうち、4号棟を除く2~10階の809戸が対象
実施時期	平成20年3月~平成20年4月
実施内容	809戸(4号棟は面積の関係で自火報が全戸設置されており、1・2・3・5・6・7号棟の2~10階住戸が対象)のうち、空室、長期不在の10戸を除き配布が完了
実施効果	前述10戸のうち、8戸は平成22年1月までに配布が完了
広報	—
購入方法	事務局が対象住戸に必要な個数(入居当時と間取りが変わっている場合があるため)を調査し、その個数を集計。長期修繕計画委員会で8社から見積もりをとり1社に決定。業者による器具の説明会と取付オプションの説明会を棟別に5回開催して、出席者にはその時配布。取りに来られなかった住戸には別途ご案内を出して管理棟窓口で配布した。
決済方法	【販売業者向け】 1ヶ月後、振込 【購入者向け】 —
購入者への配付方法	棟別説明会にて、住戸別チェックリストと照合して配布。 説明会に出られなかった方には、もう一度案内チラシを配布して管理棟窓口で配布 希望者には業者による取付を行ったため、その申込書も事前配布して、機器受取時に提出願った。
設置済シール	無
取付支援等	—
クレーム対応	—
今後の取組予定	住民には配布の際、別紙のような同意書をとった。 ただ、転居の際に必ず残していくように指示しているが、今のところ持っていた例は聞いていない。 電池寿命が10年のため、9年経過した時点での交換を長期修繕計画の予定に組み込みたい。
意見・問題点	東京消防庁から発表があった時点で(平成18年6月)、理事会・委員会において、組合で購入する方向を決め、住民へ周知したため、個人で購入した住戸はゼロだった。(別紙) 組合として、早期に対応することで混乱なく設置できたと思われる。
その他	住民説明会をやってはじめて、聴覚障害者からの声を聞き、後日オプション工事のご案内として、3戸問い合わせのうち1戸が2部屋に取り付けた。最初は気づかなかった。

2-11. 東寺方自治会の事例

項目	概要
主体組織	昭和 34 年 成立した自治会で 700 世帯の会員数。防犯パトロールは 7 年目、子供の見守り(登校下校時毎日)、防災訓練、集団回収、道路清掃、地域の歴史講演会、交通安全教室など活発に活動している自治会。
実施時期	平成 21 年 6 月～平成 22 年 3 月(予定)
実施内容	60 世帯 205 個
実施効果	取組により設置した世帯が 60 世帯増加
広報	—
購入方法	自治会が会員を対象に回覧文書で 2 社の業者を斡旋し、希望者は書面に注文を出す。役員が取りまとめ、業者に伝達し、業者が直接対応する。
決済方法	【販売業者向け】 注文者が業者に 500 円(自治会負担分)を差し引いて直接支払う。 自治会負担分 500 円は業者に自治会から合計して支払った。 【購入者向け】 —
購入者への配付方法	業者が直接各戸(申し込みした会員)に出向いて配布 業者に委せ、連絡つかない場合、近隣役員名を伝えフォローさせました。
設置済シール	無
取付支援等	—
クレーム対応	—
今後の取組予定	—
意見・問題点	回覧文書には法律により義務化されていること、安価であること、今後値上げが予想されること、火災保険料の割引となること、失火に関する法律により自らの家は自ら守らざるを得ないこと、多くの会員が設置して安全安心の地域社会づくりなど 3 回にわたり注文を受付したが、思ったほど伸びなかった。2 月下旬にもう 1 回(4 回目)の注文取り回覧を行う予定。
その他	自治会として新規に注文する方には 500 円の補助をし、既に設置済の方には自己申告で 500 円を補助することを行っている。 2 回目の回覧注文を出す際、第八方面本部の別刷の住警器の新聞が配布されたので、消防署に回覧部数の 70 枚もらい、それと合わせて回覧注文を出しインパクトがあったと思う。 身体の不自由な高齢ご夫妻で小火が発生。住警器はなかったが、大事にいたらずに済んだ。敬老会の定例会合(60 名参加)に出かけ、直接住警器の注文を数件お願いできた。また小火のあった家には自治会負担で設置し、大変喜ばれた。※2 月 13 日の防災訓練では 2 社の業者が販売したが 1 世帯きり注文が得られなかった。

2-12. 檜原村安全安心むらづくり協議会の事例(ヒアリング⑤)

項目	概要
主体組織	26 自治会 996 世帯
実施時期	平成 18 年 10 月～平成 20 年 10 月
実施内容	檜原村安全安心むらづくり協議会が中心となり、各自治体へ働きかけ、自治会による設置世帯の取りまとめを行った。
実施効果	18 年度の申請件数は 85 戸だったが、各自治体への働きかけを行った 19 年度は 566 戸、20 年度 870 戸が設置済となった。(126 戸は自主的に設置)
広報	自治会に加入していなくて、住警器補助申請をしていない家庭に設置のお願いを消防団、消防署が行った。
購入方法	各自治会長に自治会に入っている人から住警器補助申請書を作成・提出してもらい、その取りまとめをお願いした。
決済方法	【販売業者向け】 自治会より取りまとめていただいた申請書によりメーカー代理店等に個数分注文し、申請金額分については村から代理店等に支払ったので個人の一時負担がないようにした。 【購入者向け】 —
購入者への配付方法	代理店等が自治会長宅に届け、自治会長が各家庭に配布申請書をまとめた一覧表を作成した。
設置済シール	無
取付支援等	—
クレーム対応	—
今後の取組予定	電池交換の時期には改めて対応を考える必要があると思う。
意見・問題点	住警器設置 100%は安全安心むらづくり協議会の働きかけ、自治会長の取りまとめ、消防団、消防署の未設置家庭への訪問など村全体での取組が出来たことがよかったと思う。
その他	全体の協力、支援が大事だと思います。

2-13. 奥多摩町栃久保自治会の事例

項目	概要
主体組織	自治体世帯 180 世帯対象
実施時期	平成 19 年 5 月～平成 19 年 8 月
実施内容	180 世帯へ各 1 器配布
実施効果	全設置率が向上した。
広報	地域の業者に相談し、一括購入に伴う価格の交渉及び設置に関する協力を得た。
購入方法	自治会世帯を対象に自治会で取りまとめ一括購入し、自治会役員(組長)が各世帯へ配布した。
決済方法	【販売業者向け】 自治会費(予算)からの払い 【購入者向け】 —
購入者への配付方法	自治会役員(組長)が個別に届けた。
設置済シール	無
取付支援等	—
クレーム対応	—
今後の取組予定	—
意見・問題点	住民の皆様から喜ばれた。 自治会内は高年齢世帯が多く、火災等の有事の場合人命危険度が高いことが想定されますので、住警器の設置は大変役に立つと思われま
その他	—

2-14. 南石神井親交会の事例

項目	概要
主体組織	町内会(練馬区登録)45世帯
実施時期	平成19年11月
実施内容	平成22年4月1日から住警器設置義務となる。 集団購入により安価になること、取付方法も指導する。また私自身取付作業を手伝う。21世帯が参加 セコム管理3世帯 既取付(新築)済8世帯
実施効果	最近、当時参加しなかった家庭より問い合わせが数件ある。
広報	—
購入方法	南石神井親交会、防災会会員全世帯に対し、会長(私)が取りまとめ、各家庭に配布、取付を手伝う。
決済方法	【販売業者向け】 現金振込方法 【購入者向け】 各家庭に集金 メーカー一括領収でした。納品書、金額入りを持参し、町会長とし受取書(メモ程度)を渡す。
購入者への配付方法	会長(私、妻)と2名にて家庭訪問して手渡しする。(回覧等にて事前に購入希望を取っている) 当町会は親交があり、昼間また夜に訪問(電話等にて確認の上)
設置済シール	無
取付支援等	—
クレーム対応	—
今後の取組予定	当親交会は5班に成って編成されて各班に部長(班長)がいます。故障、誤作動(復旧)等連絡し、高齢者家庭に気を遣う。 区組織の災害時、要援護者対策があり、訓練している。電池交換についても同時期購入であり、互いに周知している。
意見・問題点	当親交会(町会)は平成19年11月に共同購入等を行いましたので、まだ平成22年4月まで時間があると思う家庭、住警器に対する無関心な家庭等があった。今になって問い合わせがきている。(5件程)
その他	当親交会(防災会)は共同購入、配布、取付と会員の協力にて行い、数件の不参加があった。 取付完了後、石神井消防署による査察訪問があり、特に不参加(取り付けてない家庭)者には意識啓発に役立ったと思われる。ただし、すぐ消えてしまう。 地域住民の意識啓発等、消防庁、自治体、町会でもう少し世の中全体の意識の高揚に努力することを望みます。

2-15. 東久留米市防火女性の会の事例

項目	概要
主体組織	防火女性の会・会員数 46 名
実施時期	平成 20 年 11 月～平成 22 年 1 月
実施内容	過去 3 回共同購入を実施。販売個数 3,438 個、述べ 1,325 世帯が購入した。 住警器を東久留米市に寄贈し、東久留米市により配布、設置されている。
実施効果	詳細な普及率は調査中だが、述べ 90 世帯に対し販売しているので、設置普及には貢献していると思われる。
広報	当団体と、東久留米災害防止協会で協力し、東久留米市に対し住警器の寄贈を行った。
購入方法	東久留米防火女性の会が主体となり、市内各自治会に対し共同購入の案内をするとともに、各自治会の購入希望個数(世帯数)を取りまとめ、申込みを受けたものを、入札により決定した契約業者に発注した。 納入された本体は、自治会長に手渡しし、自治会長から家庭に配布してもらった。
決済方法	【販売業者向け】 銀行振込 【購入者向け】 自治会にて購入世帯の集金をしてもらい、自治会長にて当団体専用口座に銀行振込 手渡しではなく銀行振込としたことで、通帳上に金額、振込者の氏名(自治会名)に明記されるので、確実性の向上を図った。
購入者への配付方法	消防署に窓口になってもらい、全て消防職員を通して配布した。 留守対策としては名簿を元に電話にて都合の良い日時の調整を行った。
設置済シール	有、設置済シールを活用したことにより、未設置の家が興味、関心を持つこととなった。
取付支援等	設置依頼者の家まで行ったところ、賃貸であることが分かった。 住宅数に対して、明らかな人手不足で設置を行っていた。当団体から割く人数が一人と余りに少なすぎ、消防職員に頼りすぎてしまった。 今回解決策としての取組が十分ではなかった。次回実施する際に今回の問題を解決できるように考察していきたい。
クレーム対応	—
今後の取組予定	市民の防災意識向上のため、窓口となり販売をしたが、売りっ放しになってしまうのではなく、機器の維持管理にも相談、対応できるように、団体としての知識、技術の向上を図るため、各種研修、勉強会に積極的に参加す

	べきだと考える。
意見・問題点	ボランティア団体なので、窓口となる事務所等を構えていないため、所轄消防署の東久留米消防署に協力を依頼し、全面的に配布をしてもらった。しかし、実質的な販売は当団体であったため、できることなら最初から最後まで当団体で行うのが最善であったのではないかと思う。
その他	世の中全体として見ると、住警器の認知度はまだまだ乏しい面が見受けられる。設置者の意見に最も多いのが、「効力、効果がわからないが、義務化に伴い設置する」などがあげられる。その他、消防署にて住警器を購入できると思い、消防署に問い合わせが寄せられた。購入者及び設置者の意識が高まると、今後の活動がしやすくなる。

2-16. 茅ヶ崎市消防本部の事例

項目	概要
主体組織	茅ヶ崎市内 131 自治会のうち、住警器の設置対象住宅にお住まいの 108 自治会
実施時期	平成 21 年 3 月～平成 21 年 10 月
実施内容	共同購入を実施した 24 自治会、検討中が 54 自治会。 設置した世帯数は把握しておりませんが、約 1,500 個販売されています。
実施効果	取組に関係あるかわかりませんが、平成 20 年 8 月 35.6%の設置率が、平成 21 年 12 月 42.0%の設置率となっています。
広報	—
購入方法	自治会を対象に、消防と自治会連合会(役員会)が協議し、各地区単位の自治会での共同購入を推奨する。 共同購入を行う地区自治会は、消防、販売業者と協議し、価格、取付方法を定める。
決済方法	【販売業者向け】 販売業者の取りまとめ 【購入者向け】 —
購入者への配付方法	販売業者が公民館等に届け、自治会役員等が配布する。 購入者宅に配布する。 販売業者が自治会役員等に配布を依頼の時は、購入者ごとに仕分けして配布のみにした。
設置済シール	無
取付支援等	—
クレーム対応	—
今後の取組予定	実施した自治会に 100%の設置を目指すとともに、購入された世帯に対して、今後は維持管理が必要と考えます。
意見・問題点	住警器の設置義務には、罰則規定が無く、自己責任を前提にしたものです。経済的にも負担がかかり多少は必要と感じていても身に迫る具体的な危険を感じていなければ、購入までは考えません。 共同購入は自分の家のもとより、隣近所への安全安心を意識して、購入を考える人が多いようです。これからも共同購入を推進していきます。
その他	消防としては、共同購入先を神奈川県防災消防設備共同組合湘南支部の業者を紹介して来ましたが、各自治会で防災資機材を購入している業者や地元電気店などがあるため、なかなか購入業者を決めるのが大変な自治会もありました。このようなことが無いように、住警器を扱う業者に協力事業所として加盟してもらい、名簿を作るなどして、価格や特典など紹介していきたいと考えています。 火災から命を守るために最も有効な住警器を全世帯の設置を目指して行きたいと思っています。

2-17. 金沢市婦人防火クラブ協議会の事例(ヒアリング⑥)

項目	概要
主体組織	市内の校区・地区ごとに結成されている 57 クラブ(内 1 クラブ休会中)で構成。 クラブ員計 5,034 名(平成 21 年 4 月現在)
実施時期	平成 19 年 3 月～平成 20 年 3 月
実施内容	3,949 世帯
実施効果	取組前後の変化の推移については不明ですが、確実に普及率向上に貢献したと思われます。
広報	購入者名簿の保管(消防機関)、チラシの回覧(町会連合会)
購入方法	町会を対象に、原則チラシ回覧により、注文を協議会役員が取りまとめ、消防機器販売協会へ発注した。 その後、業者が公民館等に届け、クラブ員が住警器を払込取扱票とともに各家庭へ届けた。 振込後、業者に代金を支払った。
決済方法	【販売業者向け】 銀行振込 【購入者向け】 銀行振込、コンビニからの入金をもとにしたこともあり、未集金が殆ど発生しなかった。
購入者への配付方法	業者が注文時、指定された場所(公民館等)に配達し、クラブ員が各家庭に配る。
設置済シール	無
取付支援等	—
クレーム対応	—
今後の取組予定	設置者からの問い合わせ等があった場合、積極的に対応していきたい。
意見・問題点	購入先の代金振込をコンビニからも入金できるようにしたことで、現金の直接取扱いが発生せず、スムーズであった。
その他	訪問販売と間違われるケースがあり、住警器が果たす役割への認識が住民に深まっていけば(積極的に広報があれば)活動がしやすい。

2-18. 道志村消防団の事例

項目	概要
主体組織	定数 200 名 6 部制 団員数現在 173 名
実施時期	平成 20 年 7 月～平成 21 年 3 月
実施内容	157 戸設置(全戸 624 戸)
実施効果	設置率 25.1%
広報	—
購入方法	村民を対象に、毎月発行される村の広報紙に「火災報知器の早期設置の呼びかけ」を掲載し、管轄する地域の消防団員が注文を受ける。
決済方法	【販売業者向け】 銀行振込 【購入者向け】 取りまとめて指定口座への一括送金
購入者への配付方法	消防団員、訪問し手渡し
設置済シール	無
取付支援等	—
クレーム対応	—
今後の取組予定	電池交換や定期点検が必要と考えられるため、今後は点検体制の整備が必要と考えられる。
意見・問題点	警報器の効果、価値について理解できない高齢者等が存在している。道志村においては、高齢化率 27%となっている。
その他	消防法改正により、平成 23 年 6 月末までに「火災警報器」の設置が義務づけられておりますが、住宅火災による死者発生の防止が目的で、自己責任分野のため義務づけレベルも必要最小限となっていることから普及啓発活動に苦慮している。

2-19. 藤枝市消防団の事例

項目	概要
主体組織	配布は、藤枝市消防団 配布当時の団員数 441 名
実施時期	平成 19 年 10 月～平成 19 年 11 月
実施内容	2,022 世帯(消防団員が設置した 1,708 世帯を含む)
実施効果	—
広報	—
購入方法	健康福祉部介護福祉課の在宅高齢者住宅火災警報器設置啓発事業として実施。対象者は、70 歳以上の高齢者世帯。 自治会に依頼し希望を取り、配布は各地区の消防団員が秋季火災予防運動に合わせて無償配布した。(設置希望者には、消防団員が設置した)
決済方法	【販売業者向け】 入札 【購入者向け】 —
購入者への配付方法	地元消防団員が 2～3 人でチームを組んで、各世帯へ配布
設置済シール	無
取付支援等	取付作業の場合は事前に必ず電話連絡した。 マンションの天井がコンクリートであったため、取付に苦労した。 取付の下地を探すのに苦労した。 取付場所以外に傷を付けないよう神経を使った。
クレーム対応	直接メーカーへ連絡してもらっている。
今後の取組予定	誤作動で鳴動してしまった時の解除法を知らない市民が多い。 天井に設置されている警報器に手が届かない高齢者多く、電池交換等の問題が生じる。
意見・問題点	効果への理解が得られず、設置を躊躇する人が多かった。(住警器の効果理解の普及不足) 火災に弱い住環境にあるにも関わらず、理解の得られない人が存在し、当該住宅は共同購入から除外せざるを得なかった。(防災意識の普及の必要性) 周知不足により、取付に向かうための電話中に、怪しまれて切られてしまった。
その他	普及啓発活動の際、どうしても訪問販売と間違えられてしまうケースが未だ多々ある。世の中全体の意識が高まると、もう少し活動がしやすくなる。

2-20. 京都市防災協会の事例(ヒアリング⑦)

項目	概要
主体組織	京都市内にある 227 組織で 1 組織あたり平均 26 の下部組織がある。 世帯数にあつては組織の大小がある。
実施時期	平成 18 年 10 月～平成 23 年 5 月(予定)
実施内容	京都市消防局が平成 18 年度から地域自主防災組織を対象とした、共同購入の取組を進めるための支援を実施している。 自主防災会による共同購入の実施状況(市内の 227 自主防災会のうち、221 自主防災会(約 97%)が共同購入を実施済) 平成 18 年 5,819 世帯、15,460 個 平成 19 年 54,436 世帯、118,384 個 平成 20 年 39,424 世帯、90,567 個 平成 21 年(平成 21 年 12 月末現在) 28,859 世帯、40,690 個 計 128,538 世帯、265,101 個
実施効果	自主防災会ごとの世帯数に対する設置世帯の状況は把握している。
広報	—
購入方法	地域内の住民を対象に、地域自主防災組織役員が自主防災部(ほぼ町内会単位で構成)の部長を通じて配布している。
決済方法	【販売業者向け】 金融機関を通じた振込決済がほとんどである。 【購入者向け】 購入申込時に現金で集金している。 購入申込時に「住宅用火災警報器引換券」を配布し、業者による対面販売により現金の取扱いをしない取組をされている地域もある。
購入者への配付方法	購入申込時に「住宅用火災警報器引換券」を配布し、業者による対面販売により現金の取扱いをしない取組をされている地域もある。 現金受領時、領収書と商品引換券を配布し、商品配布時、間違い防止対策を図っている。
設置済シール	無
取付支援等	京都市では、一定条件に合致する共同購入された世帯に対して、無償で取付作業員を派遣する取付支援を実施している。 取付位置が判らない、高天井で自身で取り付けられないなどの意見が見

	<p>られた。</p> <p>消防機関が発行している「取付時の注意事項」のリーフレットを活用し取付時の実施項目を周知している。</p> <p>取付場所、位置の情報を基に、1 電池の接続方法、2 初期設定、3 取付方法等について周知している。</p>
クレーム対応	電池切れ警報の鳴動で相談、メーカーとの折衝を指導した。
今後の取組予定	実際の取組自主防災組織への意見聴取が必要。
意見・問題点	<p>住警器設置の必要性は理解されたものの、経済的理由から当初賛同が得られなかった人がいた。(経済的理由)</p> <p>隣近所への効果が必要と本来の焼死者防止の効果に理解が得られず、設置を疑問視する人が多かった。(住警器の効果理解の普及不足)</p> <p>焼死者防止の観点からの指導に疑問を持たれる方が存在したものの、回覧方式の申込形式を取られたところは、周辺の家が設置するのでお付き合い的に設置している人がおり一定の効果があったと思われる。(防災意識の普及の必要性)</p> <p>煙感知式を台所に指導し火災早期発見を指導しているものの、誤報及び住居様式から居間と連続した設置指導が必要との意見もあった。(積極的改善意見運用の検討)</p>
その他	実際の取組自主防災組織への意見聴取が必要。

2-21. 宇治市消防団あさぎり分団笠取支部の事例(ヒアリング⑧)

項目	概要
主体組織	昭和 55 年 11 月に山間部地域である笠取地区に「自分たちの地域は、自分たちの力で守る」という理念の下、笠取婦人防火クラブが発足し地域に密着した活動を実施していました。 平成 21 年 3 月に発展的に解散し、引き続き宇治市消防団あさぎり分団笠取支部として 11 名の団員が活動しています。
実施時期	平成 21 年 7 月～平成 21 年 10 月
実施内容	住警器共同購入の取組において、取りまとめ・訪問説明・取付支援を実施しました。
実施効果	笠取地区における取組前の住警器設置率約 17%であったのが取組後には 98%に上昇しました。
広報	消防本部より共同購入の手法、注意点等の指導を受けました。また、設置支援に当たっては、地元消防団員の協力も得て実施しました。
購入方法	笠取婦人防火クラブは地区の全世帯を対象に、各町内会の代表者の協力の下、回覧で共同購入を呼び掛け、高齢者宅等には個別に出向いて必要性等の説明と購入の取りまとめを行いました。配布は各町内会の代表者を通じ行うとともに、取付困難な世帯に対しては取付支援をしました。
決済方法	【販売業者向け】 納品時とは別に集金に来ていただき現金払い 【購入者向け】 町内会の代表者に取りまとめていただき、機器引き渡し時に実施しました。
購入者への配付方法	町内会の代表者を通じて配布しました。
設置済シール	無
取付支援等	—
クレーム対応	—
今後の取組予定	今回の取組に際しては、住警器を設置していただくためには機器の必要性を理解していただくことが重要と考えていました。 笠取婦人防火クラブは、日頃から地域密着の取組をしていたため、直接足を運んで機器の必要性を説明した結果が普及率に結びついたと考えています。
意見・問題点	取組に対する理解を得るのが難しい面もありましたが、たくさんの人の協力を頂き実施することができ、また、感謝の声もいただきましたし、地区の安全安心の一役を担えてよかったと考えています。
その他	—

2-22. 三木市住宅用火災警報器設置推進協議会の事例(ヒアリング⑨)

項目	概要
主体組織	三木市内 10 地区区長協議会(三木、別所、志染、細川、口吉川、自由が丘、緑が丘、青山、吉川、三木南) 194 自治会 自治会加入戸数 25,486 戸
実施時期	平成 20 年 10 月～現在も実施中
実施内容	平成 21 年 12 月 31 日現在 共同購入戸数 3,185 戸 購入個数 8,607 個
実施効果	当初低迷していた住警器設置意識が向上し、平成 21 年 9 月に実施した設置率アンケート調査では、1 個以上設置している住宅が 48%となった。なお、アンケート調査は、市内の約 7 割を対象に行い、53%の回答を得た。
広報	共同購入斡旋の回覧、住警器の配布・集金、取付支援、自治会別仕分け、注文書・集金現金の預かり、納金
購入方法	区長協議会(旧町)単位で取組、全市民を対象に共同購入の斡旋回覧を行い、1 自治会ごとに取りまとめ、区長協議会単位に種別、個数、取付希望の有無等を集約し、地元の電気店や JA に発注、購入、配布を行なった。 また、購入、配布、集金については、各自治会の自主性に任せたが、大きな混乱はなかった。
決済方法	【販売業者向け】 電気店へは、地区別で集金された現金を、地域の市立公民館で一旦預り、集金日に支払い(3 地区) 集金した現金を、自治会単位に電気店に支払い(3 地区) 電気店へ、戸別で現金払い(2 地区) JA へは、戸別で現金払い、又は口座引落とし(2 地区) 【購入者向け】 購入者は、自治会役員又は電気店へ品物交換時に現金払い。 JA の場合は、品物と交換に現金払い又は口座引落とし依頼書により契約支払。 基本的に 1 戸ずつの領収書は発行しないこととし、自治会単位の種別個数、金額の入った購入代金預り書を消防本部が作成し、公民館長又は電気店から発行してもらう。 JA の口座引落としは、特に大きな効果があった。
購入者への配付方法	6 地区では、各自治会単位(傘下の隣保、組、班単位)で配布、集金を

	<p>行った。</p> <p>2 地区では、JA 兵庫みらい志染支店が、注文者に戸別配布、集金又は口座引落としを行った。</p> <p>2 地区では、地元契約電気店が注文者に戸別配布、集金を行った。</p> <p>三木市区長協議会連合会の理事会では、配布、集金まで自治会単位で実施する決定をしたが、各地区協議会内で集金と現金の取扱いがネックとなり、賛否両論が交錯し、円滑には進まなかった。</p> <p>JA や電気店との協議の中で、全ての地域とまでできなかったが、4 地区で戸別配布、集金、口座引落としの協力を得ることができた。</p> <p>地域の役員が配布するため特に混乱はなかったが、JA と電気店については、電話予約しての訪問、配布、集金のため、少々手間がかかったと思われる。</p> <p>その他、特に種別間違いや集金等にトラブルはなかった。</p>
設置済シール	無
取付支援等	<p>三木市シルバー人材センターの事務局が、自治会別に日程調整を行ない人材センター会員男女ペアが依頼宅を訪問し、市内 3 地区 75 戸で 164 個の取付を実施した。(有料取付:1 個 1,000 円)</p> <p>4 地区では、無線連動型を含め、電気店が取付を実施した。 (有料取付:無線連動型は 1 個 2,000 円、一般型は 1,000 円)</p> <p>2 地区では、取付要望者宅を地元消防団員が取付支援を行なった。 マンション等で、天井が直接コンクリートクロス貼りの部屋で、取付ができなかった住宅があった。(コンクリートドリルとプラグが必要)</p> <p>天井が直接コンクリートクロス貼りの場合部屋では、天井付近の壁面のポート部分に取付を実施した。</p>
クレーム対応	<p>台所に設置した煙感知器の場所移動の要望があった。(1 件)</p> <p>階段の天井付近の壁面に取り付けたが、後に天井への設置場所の変更要望があった。(1 件)</p> <p>(シルバー人材センター事務局)</p> <p>場所変更の設置については、再訪問を行い移設を実施した。</p>
今後の取組予定	<p>平成 22 年度を最終年ととらえ、三木市区長協議会連合会が中心となり、消防団組織、自主防災組織が市内全戸を訪問し、設置確認と設置済シールの貼付け、チラシの配布を行なうとともに、共同購入の斡旋を継続させる。</p> <p>共同購入した住警器の故障、電池切れ時、点検方法の周知、誤報によるアラーム音等があった場合の対処等について、今後は検討の余地があるとする。</p>
意見・問題点	<p>今回の共同購入で一番理解が得にくかったのは、集金事務である。当初、自治会で一切の斡旋行為はしないという地区もあったが、配布、集金</p>

	<p>を電気店が行なうことで実施が可能となった。</p> <p>日頃から、防災に対して関心の高い地区（毎年、自主防災訓練を実施している地域）は、購入率は高く、購入戸数率は最高で 15.4%となった。</p> <p>共同購入の幹旋回覧の注文書に、最初に購入希望（個数）を書く人が大事であった。</p> <p>設置アンケート調査でも、未設置の 4 割の方が「設置期限まで猶予がある」と考えており、価格も下がってきている状況から、購入を見合わせているようである。</p> <p>当市でも高齢世帯が多く、義務設置を知らなかったり、設置負担が大きいことから、設置が困難であったり、回覧をよく見ていなかった家庭が多く見受けられた。</p>
その他	<p>この度は、地区別に順次実施した関係から、共同購入の価格が後日になるほど安くなっていった。</p> <p>この度は、消防本部から依頼して実施したが、基本的に物品購入幹旋は一切しないことになっている。</p> <p>インターネットでは、同一商品が安価で販売されている。</p> <p>バックマージンを取っているように思われる。</p> <p>市の関係部課が依頼する毎月 2 回の配布物や回覧物が多い中で、今回の共同購入幹旋回覧、商品配布、集金、納金は一番大変であった。</p> <p>自治会長の説明だけでは理解が得られにくく、消防から集会時に説明に来てもらうべきであった。</p> <p>法整備によるものであるから、国や県、市、消防からの補助金制度はできないのか。</p> <p>昨年の春から夏頃にかけて、パナソニックとホーチキがテレビで頻りにCMを放送していたが、昨年暮れ以降（水戸黄門の終了とともに）放映が消えてしまった。</p> <p>当市は「財政危機宣言」を発しており、チラシや啓発用品の作成等の予算が削減され、啓発活動に支障をきたしている。</p> <p>今後は、総務省消防庁として新聞広告やテレビCMの放映等、積極的な啓発を実施してほしい。</p>

2-23. 安芸地区女性防火クラブ連合会の事例

項目	概要
主体組織	次の 8 地区の女性防火クラブにより連合会を構成している。 ()内はクラブ員数 坂町横浜女性防火クラブ(200 人) 熊野町女性防火クラブ(300 人) 瀬野女性防火クラブ(450 人) 中野女性防火クラブ(300 人) 畑賀女性防火クラブ(130 人) 阿戸女性防火クラブ(150 人) 船越女性防火クラブ(1,300 人) 矢野女性防火クラブ(1,000 人) 合計クラブ員数 3,830 人
実施時期	平成 19 年 11 月～平成 22 年 1 月(継続中です)
実施内容	8,178 個を共同購入により購入した。 設置世帯数約 3,800 世帯
実施効果	—
広報	—
購入方法	全町内住民を対象に、女性防火クラブ員が各支部ごとに購入希望を募り、納入場所を 1 箇所にしてクラブ員が各支部ごとに仕分けし、各支部ごとに受領に来てもらった。 各戸への配布は各支部の班長が行う。
決済方法	【販売業者向け】 銀行振込 【購入者向け】 購入申し込みの際に、代金を添えて女性防火クラブ員に申し込む。 (女性防火クラブ会長の領収書を発行する)
購入者への配付方法	各地区の女性防火クラブの支部長を経由し、各支部の班長へ配布し各班長が各戸へ個別に配布している。 班単位で配布するようにしたことで、各戸への配布がスムーズであった。 各地区防火クラブ⇒各支部⇒各班長⇒各購入者
設置済シール	有、21 年 11 月から設置済シールを活用しているが、設置済の状況がわかりやすく、効果が出つつある。
取付支援等	—
クレーム対応	—
今後の取組予定	—
意見・問題点	—
その他	—

2-24. 湊町婦人防火クラブの事例(ヒアリング①)

項目	概要
主体組織	昭和 57 年 10 月 9 日に結成し、隊長 1 名、役員 8 名で構成 広報区湊町 A 区を主な活動区域とし、世帯 158 世帯、クラブ員数 158 名(1 世帯 1 名のクラブ員)
実施時期	平成 19 年 8 月～平成 21 年 8 月
実施内容	湊町 A 区全世帯の 158 世帯
実施効果	取組前 0%普及 取組後 100%普及
広報	—
購入方法	湊町 A 区住民を対象に湊町婦人防火クラブ員が取りまとめ、クラブ員自身が配布した。
決済方法	【販売業者向け】 婦防隊長が現金で販売業者に支払った。 【購入者向け】 共同購入申込時に現金で購入代金を預かった。
購入者への配付方法	10～20 世帯の担当区域を設定し、担当区域責任者に各婦防役員とした。 担当区域は、湊町 A 区内の最少小字単位とし、担当区域に居住する婦防役員が個別に世帯を訪問し配布した。 世帯別個別台帳を新たに用意し、連絡先・住警器機種・要取付・年月日等の情報記載、担当区域ごとの綴りを作成した。
設置済シール	無
取付支援等	共同購入申し込み時に、取付の要・不を確認し、取付要の場合は、湊町 A 区自主防災組織が取り付けた。
クレーム対応	住警器が故障によりブザーが鳴りっぱなしとなった。 購入代理店に連絡し、新品と交換後、取り付けさせた。
今後の取組予定	電池交換や定期点検等は、婦防を通じて販売代理店に連絡し、個別台帳に記載する。 状況によりますが、非火災報等は消防署が出向くことがあります。
意見・問題点	必要性を認識するよりも、近所付き合いで共同購入した人もいた。 住警器の効果、価値について、疑問を持つ高齢者もいた。 住民によっては、防火防災意識の高低が見受けられる。 共同購入に際して消防署は、アドバイザーに徹し表舞台には出ないことが肝要である。 湊町 A 区は、住民同士の結び付きが強いため、共同購入が問題なく実施できたと思う。

	<p>今回婦防が共同購入することによって、婦防がない地域でも、自主防災会や町内会が主導で共同購入を行ったため、住警器の普及につながった。</p> <p>無償取付等を考えると、婦防だけで住警器設置促進活動は限界があるので、消防団・自主防・町内会等の組織を活用し、地域ぐるみで行う必要がある。</p>
その他	—

2-25. うるま市女性防火クラブの事例

項目	概要
主体組織	家庭婦人で構成され、平成 21 年 4 月 11 支部 755 名
実施時期	平成 18 年 6 月～平成 21 年 12 月
実施内容	150 世帯 女性防火クラブで共同購入し、各家庭にリーフレットを配布しながら設置を促し、消防職員・団員により取付を行う。
実施効果	—
広報	住警器の取付
購入方法	当初、高齢者宅を対象に女性防火クラブ員で設置促進等に取り組、消防職員で取付を実施する。 現在は、一般家庭にも推進している。
決済方法	【販売業者向け】 女性防火クラブ会長が実費で支払う。 【購入者向け】 取付時に徴収する。
購入者への配付方法	取付日に女性防火クラブ員が配布し、住居人と取付位置を確認して消防職員・団員が取付を実施した。
設置済シール	無
取付支援等	—
クレーム対応	—
今後の取組予定	住警器の故障あるいは電池切れ時、アラーム音等が鳴っても、高齢者等が認知できないことが考えられるため、今後は点検体制の整備が必要と考えている。
意見・問題点	住警器設置の必要性を理解しつつも、経済的理由から当初賛同が得られなかった人がいた。
その他	世話人の努力では地域住民の意識啓発には限界があるため、消防庁や自治体の支援があるとありがたい。 普及啓発活動の際、どうしても訪問販売と間違えられてしまうケースが未だ多々ある。世の中全体の意識が高まると、もう少し活動がしやすくなる。

IV 電話による事例調査結果

総務省消防庁が平成 21 年 12 月に実施した優良推進事例の調査（「住宅用火災警報器設置推進基本方針に基づく各種施策等の推進状況調査について」（平成 21 年消防予第 518 号））により得られた共同購入の 46 事例について、担当者からのコメントや取組の様子（写真）を収集した。

1. 顕著な普及率の向上に繋がった取組

岩手県遠野市	
事例紹介	担当者からのコメント
<p>婦人消防協力隊が中心となり、9 町毎の区長会議で共同購入の仕組み等の説明を行い、市内全世帯を対象に共同購入を斡旋。第 1 回斡旋（平成 20 年 9 月）では 1874 世帯に 4,215 個、第 2 回斡旋（平成 21 年 5 月）では 1,081 世帯に 2,446 個を斡旋。</p>	<p>婦人消防協力隊に協力を依頼し、消防本部全体が一丸となって普及をはかった（遠野消防署予防係）</p>

岩手県気仙郡住田町	
事例紹介	担当者からのコメント
<p>婦人消防協力隊が中心となり、消防署と連携して住警器の設置推進事業計画を策定し、町内へのチラシの全戸配布、共同購入に係る住警器注文世帯の名簿作成及び集金、消防団との連携、消防署への統計資料の送付等の総合的な取組を行った結果、平成 20 年度からの活動前には 17%だった普及率を現時点で 90%に引き上げることができた。</p>	<p>設置率 80%に至った時、住宅地図を使い住宅用火災警報器未設置住宅を特定して、そこを重点的に普及活動をした結果、その結果が顕著に数字に表れました。（住田町婦人消防協力隊長）</p> <div data-bbox="869 1442 1252 1727" data-label="Image"> </div> <p>写真 IV-1-1 訪問の様子</p>

山形県酒田市	
事例紹介	担当者からのコメント
離島(世帯数 123 世帯)において地元消防団が 自共同購入を実施し、平成 20 年秋季火災予防 運動期間中に消防団が設置状況を調査したと ころ、99%の設置率に達した。	離島である飛島地区は高齢者世帯が多く、自 分で住宅用火災警報器を取り付けできる世帯 が少ないため、消防団員が取り付けに全面的に 協力することで達成できました。(飛島地区消防 団分団長)

福島県南会津郡檜枝岐村	
事例紹介	担当者からのコメント
村の予算で住警器を購入し、各戸に配布するこ とで、村全体の設置率を 100%とすることができ た。	消防団長が呼び掛け、村議会で可決。村職員 が全世帯を訪問、住警器の設置状況確認や設 置義務について説明し、各戸 2 個ずつ配布した。 (村役場担当者)

京都府宇治市(アンケート 21・ヒアリング⑧)	
事例紹介	担当者からのコメント
条例化直後より婦人(女性)防火クラブが 一丸となって共同購入に取り組んだ結果、 地区内における設置率は 98%に達成した。 地区内の各戸に何度も訪問し住警器の 重要性・必要性を粘り強く説明を行うこと でほとんどの住民の理解・賛同を得ることが できた。市内初のケースのため当初は不安 や疑問を訴える問い合わせも多数あったが クラブ員が誠実に対処を行った。なお、自ら 設置することが困難な世帯に対しては、消 防団の協力も得てクラブ員が取付け支援 を行った。これらの経験を踏まえ、市内の周 辺地域で実施する共同購入の際にクラブ 員がアドバイザーとして参画し、他の自治 会等の共同購入の起爆剤として大きな役 割を果たした。	普段から顔の見える関係を築いていたので、共同購入 の趣旨を快く理解し賛同していただけた。また、高齢者 だけの世帯など取り付けが困難なお宅に対する設置に 際しても、抵抗なく受け入れてもらえた。(婦人(女性) 防火クラブ委員長)



写真IV-1-2 取付け支援の様子

福岡県北九州市	
事例紹介	担当者からのコメント
各市民防災会長（自治区会長）を通じて地域住民に住警器の共同購入の呼びかけを繰り返すこと、多くの住民の参加を得ることができ、広く普及に役立った。また、共同購入の進捗状況表を地域ごとに作成して、普及の進まない地域の洗い出しを行い、設置に向けて粘り強く呼びかけを行ったことで、設置率の向上につなげた。	地域の会合時に消防職員とともに住警器の説明を行うことで、住警器の必要性を効果的に伝えることができた。（市民防災会長）


2. 地域において効果的な連携を図った取組


秋田県秋田市	
事例紹介	担当者からのコメント
<p>地区振興会が中心となり、ひとり暮らし高齢者世帯や身体障害者がいる世帯等で希望する世帯(全 260 世帯)に対し住警器を無償配布し、シルバー人材センターや民生委員、社会福祉協議会委員の協力により取付けを行った。</p>	<p>地区のひとり暮らし高齢者世帯、身体障害者世帯等を調査するのに苦労しましたが、地区民生児童委員協議会、町内会および社会福祉協議会が連携することにより、対象世帯を全て把握することができた。また、取付けを実施するにあたり、事前に管轄消防署の指導のもとで「取付けに関する講習会」を開き、シルバー人材センターや民生委員等の方々に対して取付け場所や位置の説明をしていたので、スムーズに取付け作業を行うことができた。(社会福祉協議会会長)</p>

岐阜県恵那市	
事例紹介	担当者からのコメント
<p>町民一丸となって住警器の設置促進を実施。消防団の行っている共同購入を活用するとともに、町内の各区が一戸当たり千円を補助することにより一層の設置率向上を図り、さらに、自治連合会、消防団、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会の協力で、高齢者世帯のうち希望する世帯を訪問して取付けを行った結果、町内では 95%の設置率となった。</p>	<p>多い地域では、50 世帯で 120 個以上の注文があるなど、各自治会長は取りまとめ及び配布、集金に苦慮したが、取付けについては地元消防団・民生児童委員等の応援により作業をスムーズに行う事ができ、高齢者世帯・独居世帯の方々にはとても喜ばれた。(自治会関係者)</p> <div style="text-align: center;">  <p>写真IV-2-1 説明会の様子</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div> <p style="text-align: center;">写真IV-2-2・3 取付支援の様子</p>

静岡県伊東市	
事例紹介	担当者からのコメント
消防職員による事務手続き(発注・納品等の文書作成)のサポートのもと、自主防災会や町内会、女性連盟により共同購入を実施。	住宅用火災警報器の種類(ブザー・音声)について、いろいろと要望が出てきますので、あらかじめ機種を選定しておくスムーズに進みます。(自主防災会役員) 共同購入の最初の働きかけは、消防職員が立会いで行っていただくと有効である。(女性連盟役員)

愛知県瀬戸市	
事例紹介	担当者からのコメント
<p>平成 18 年の住警器設置の法令の施行に伴って、当消防本部では高齢者への悪質訪問販売が設置促進の妨げとなると考えたため、市内の全民生委員さんや婦人(女性)防火クラブ員へ住警器の必要性、悪質訪問販売の手口と防止対策(最も有効的な対策は早期設置である。)等について説明会を実施するとともに、敬老会の参加者へ住警器の必要性、悪質訪問販売の手口と防止対策等のチラシを配布しました。</p> <p>これにより、民生委員のみなさんや婦人(女性)防火クラブ員から各地域の自治会へ共同購入の実施が要望されました。当消防本部においても、自治会長の集まる会議の席上で、機会のある度に住警器の必要性、悪質訪問販売の手口と防止対策(最も有効的な対策は早期設置である。)等を説明と、各自治会、町内会等からの住警器説明会の要請には必ず出向することとし、説明内容にばらつきが生じないことと、説明内容を少しでも理解していただけるために、紙芝居式のパネルを作成しました。</p> <p>このような、活動を進めていくうちに、それぞれの自治会単位で共同購入が行われ、共同購入の実施が進むにつれて、購入価格も安価になりました。(1 個約 3,600 円→約 2,980 円)</p> <p>また、自治会がボランティアで設置援助をする場合は、消防職員有志のボランティアで設置作業の援助をすることとしました。</p> <p>なお、販売業者が比較的安価(例:出張費 1 世帯 1,000 円と取付け代金 1 個 300 円)で設置を請け負ったため、設置援助の活動は 1 つの自治会のみでした。</p>	<p>本市では、当初共同購入という形で、代金の集金、品物の配布等を各自治会で行っていましたが、自治会役員の負担(多額の金銭の保管等)が大きく、共同購入の実施をためらっていた自治会もあったため、自治会の斡旋という形で、自治会は必要個数の取りまとめと引き換え場所の提供することとして、日時を指定し住警器と代金の引き換えを販売業者が行うこととしました。これによって自治会役員の負担が軽減されることとなり、共同購入(斡旋)が進みました。</p> <p>なお、住警器と代金の引き換え時は混雑が予想されたため、自治会からの要請により婦人(女性)防火クラブ員が引き換えの等の協力をしました。(消防本部)</p>

兵庫県三木市(アンケート 22・ヒアリング⑨)	
事例紹介	担当者からのコメント
<p>婦人(女性)防火クラブ員と共に消防本部から地区協議会に対し積極的な働きかけを行い、婦人(女性)防火クラブ及び消防団との連携のもと協議会が地区内自治会を対象として共同購入の回覧と回収、機器配布と集金を行った。高齢者宅等で取付け希望がある世帯に対しては、シルバー人材センターの会員に対応してもらった。購入先は地元の電気店を優先し、電気店の無い地区は JA に依頼した。さらに、市福祉課においては、市内全地区の民生児童委員の調査協力を得て、ひとり暮らしの高齢者宅(1,395 戸)に住警器 1 個の無償設置事業を実施し、市内のガス事業者が請け負った。</p>	<p>住宅用火災警報器 609 個の種別配達、集金、納金は大変であった。(自由が丘北地区区長)</p> <p>2,119 個の種別、12 自治会別の仕分けは大変であった。(自由が丘婦人(女性)防火クラブ員)</p> <p>12 自治会からの代金預かり(合計 6,780,000 円)は不安であった。(市立自由が丘公民館長)</p>  <p>写真IV-2-4 共同購入の仕分の様子</p>

福岡県みやま市	
事例紹介	担当者からのコメント
<p>市設備士会と防災協会が連携して、市社会福祉協議会へ住宅用火災警報器を毎年 100 個寄贈し(3 年間実施予定)、一人暮らしの高齢者世帯等への設置を推進している。なお、取付けは民生委員やボランティア等が協力して行っている。</p>	<p>数に限りがあり、どの世帯へ設置するかを選定が非常に困難であったが、民生委員の協力が得られたため高齢者世帯への説明及び設置がスムーズに実施できた。また、設置については、修繕ボランティアの会の協力により取り付け作業がはかどった。(社会福祉協議会)</p> <p>※修繕ボランティアの会:市社会福祉協議会の福祉活動の一環で、高齢の方や病気その他の理由によって家庭の簡易なメンテナンス作業や修繕作業が困難な方がいらっしゃる場合に、その援助作業に当たるものです。</p>  <p>写真IV-2-5 寄贈の様子</p>




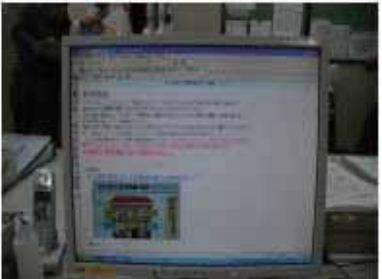
3. 個性的な取組や一工夫が見られた取組

北海道占冠村	
事例紹介	担当者からのコメント
長屋の公営住宅に居住するひとり暮らしの高齢者世帯に無線連動型の住宅用火災警報器を設置し、隣家に感知器を設置することで、協力体制による早期覚知及び初期消火体制の強化を図っている。	独居高齢者世帯への住宅用火災警報器の設置説明において民生委員の協力が大変有効的であった。独居宅と付近住民の『顔の見える』関係が構築された。

岩手県盛岡市	
事例紹介	担当者からのコメント
<p>婦人(女性)防火クラブ連合会が中心となり、研修会の実施や展示用機器を用いた普及啓発活動、普及啓発リーフレット及び共同購入注文書の作成・配布、住宅用火災警報器設置済ステッカー(3万枚)の作成、といった総合的な取組を実施。</p>	<p>総合的に様々な事業を実施することにより、当初は消極的であった婦人(女性)防火クラブ員が住宅用火災警報器の早期設置の必要性を十分理解することにつながり、各地域において共同購入事業の積極的な取り組みが行われるなど、住宅用火災警報器の普及促進に一定の効果を上げることができた。(婦人(女性)防火クラブ連合会長)</p>
	
	写真Ⅳ-3-1・2・3・4 啓発活動の様子

群馬県前橋市	
事例紹介	担当者からのコメント
市内 13 地区の女性防火クラブ会長を集め毎年 1 回実施している前橋市女性防火クラブ連絡協議会において、平成 18 年の新築住宅に対する住宅用火災警報器設置の義務化以降、各会長に住警器の説明と共同購入の有効性を紹介したところ、3 クラブで共同購入を実施していただき、その結果 130 世帯 297 個の住警器の設置が行われた。	購入については、市内の消防設備協会加入の店から購入できることを説明し、参考に消防設備協会員一覧を配布、消防設備協会会員の事業所から購入した防火クラブからは、取り付けやアフターケアの面から消防設備協会会員から購入すると安心できるという意見が聞かれた。(女性防火クラブ会長)

埼玉県三郷市	
事例紹介	担当者からのコメント
町会長連絡会議で住警器の必要性等について説明し、共同購入の推進依頼をした。それに対し一部の町会長の会からの依頼により、町会長数十名に対する出前講座を実施し、詳しい説明をした。次に町会からの依頼により住民に対する説明会を実施し、スクリーンに実験映像等を映したり、実物数種類を持って住警器の必要性を強く呼びかけた。	説明会後も町会長に対し、共同購入推進状況の定期的な確認を実施した。また、共同購入を実施した町会をモデルとして他の町会に紹介する等の工夫をした。(市) 共同購入の回覧の際、町会役員が説明しながら回り、必要性を説いた。(町会長) 住警器の配布集金が手間なので、近くのメーカー取次店に依頼し各家庭に警報器を配達し集金する等工夫した。(町会長) 近隣の電気屋さんと提携し、取り付け予約も回覧時に選択出来る等の工夫をした。(町会長) 町会同士が連携し、最大 11 町会での共同購入を実施するなど住民の関心を高める工夫をした。(町会長)

福井県越前市など	
事例紹介	担当者からのコメント
<p>管内の大規模事業所(1,000人以上)をターゲットに、消防職員が各事業所に出向き、住警器の講習会を開催した。また、事業所の職員宅における普及率向上のため、事業所購買部において住警器の購入ができるよう働きかけを行い、購買部において安い価格で販売されることとなった。なお、購買部には、消防署から貸し出した住警器を展示し、チラシも置いてもらった。</p>	<p>住警器に無関心であった従業員に対して住警器モデルを展示して啓発普及促進を図るとともに、パソコン掲示板による住宅用火災警報器の設置促進と購入方法等掲載、各部署の従業員への普及啓発に当たっている。</p> <p>事業所購買部では、従業員に安い価格で販売し効果的であった。(会社関係者)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">写真IV-3-5・6 企業購買販売の様子</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">写真IV-3-7・8 企業のパソコン掲示板画面</p>



大阪府堺市	
事例紹介	担当者からのコメント
<p>消防職員の働きかけにより、自治会での共同購入を推進。自治会役員の負担が大きい集金などの事務取扱いに関しては、自治会長から各家庭に住警器の納品日と受け渡し場所を通知し、納入業者が住警器を現金と引き換える方式にすることで、スムーズに進めることが可能となった。</p>	<p>自治会長、自治会役員等に共同購入の方法やメリットについて十分な説明を行うが、実際は、集金や周知方法など多大な労力を伴うことに難色を示されるケースが多い。消防としては、共同購入に伴う労力を軽減するための可能な限りのバックアップ(チラシ作成、周知文作成、集金方法の工夫アドバイス)を実施することで、ようやく共同購入実施に至った。(北消防署予防課)</p>

大阪府大東市

事例紹介	担当者からのコメント
<p>本市では、消防本部・住宅用火災警報器設置普及事業連絡会・区長会・女性防火クラブ等が連携を図り、平成 19・20・21 年度のいずれか 1 回に限り住警器を購入された方に火災共済（市消防本部事業）の会費が無料になるという特典を設け、区長会を通じ各区長に協力を依頼し、住警器を購入（共同購入）しやすい環境を整備するとともに、女性防火クラブには住警器に係る研修会を実施し、地元地区はもちろんのこと女性防火クラブ未設置地区にも住警器と現金の引き換え作業及び取り扱い説明（設置方法等）を行ってもらい普及率向上に貢献してもらった。</p>	<p>女性防火クラブに住警器と現金の引き換え作業及び取り扱い説明（設置方法等）を行ってもらうことにより、購入者に対し親近感と安心感を与えたように思える。（市民の声並びに受け渡し会場の雰囲気）</p> <p>購入申し込みはしたものの受け渡し会場に来られない住民（多数有り）に対し、住宅用火災警報器設置普及事業連絡会が連絡し、個別に引き渡し作業を行った事が大変であった。（連絡会事務局）</p> <div data-bbox="871 770 1254 1055" data-label="Image"> </div> <p>写真IV-3-9 引換作業の様子</p>

兵庫県姫路市	
事例紹介	担当者からのコメント
<p>平成 20 年 8 月に連合自治会の会議に消防職員が出席し、概要説明会を開催。消防サイドから作成した「共同購入の手引き」と「住宅用火災警報器普及協力事業所一覧表」を資料として配付したところ、自治会役員の中に、その一覧表に登録された電気屋さんがおられ住宅用火災警報器の取り付けも含め購入方法等の相談まで話が進み、2,200 軒に対して自治会サイドで共同購入のちらしを作成し、回覧することとなりました。また、申込みや購入料金等の取りまとめについても、各自治会で行うこととなり、1,500 個の住宅用火災警報器の購入となりました。そして、後日その状況を耳にされた住民の方からも購入がありました。</p>	<p>概要説明会に出席できなかった住民の方にも、説明会当日に消防サイドから配付した「共同購入の手引き」等を持って個別に自治会役員から説明し、理解をしていただき後日購入された住民もおられました。自治会あげでの住宅用火災警報器の共同購入が効果的であった。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: right;">  </div> <p>写真IV-3-10 協力事業所ステッカー 写真IV-3-11 パンフレット</p>

山口県山口市	
事例紹介	担当者からのコメント
<p>自治会が実施する共同購入において、農協と協議の上、注文の取り纏めは自治会で行う一方、代金支払いは農協への振り込みとする方法を取ることとした。これにより、自治会関係者による集金労力が削減されるとともに、金銭トラブルの防止につながった。</p>	<p>自治会で集落の世話人・農協との事前打合せにより役割分担し、各家庭に住宅用火災警報器の説明書・申込書・振込用紙をセットで配布し推進したことがよかったと思う。(自治会事務局)</p>

香川県高松市	
事例紹介	担当者からのコメント
<p>高松空襲で戦火を受けていない古い町並みと昔のままの狭隘な道幅、また軌道により地域が寸断されているという火災防御上、好ましくない当地において、3 年程前の昼間に住宅火災があり、平素から危機感を持っていた自主防災組織の会長が地域に働きかけた。</p>	<p>単価を下げるため、コミュニティを中心として共同購入を実施した。住警器を設置する活動を通して地域の方が火災に対して関心を持つようになり、結果、火災予防も推進された。(校区の自主防災会代表)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">写真IV-3-12 軌道や狭隘な通路(参考)</p>

福岡県福岡市	
事例紹介	担当者からのコメント
<p>約 120 世帯が所属する自治会において、自治会費の繰越金を自治会内の各世帯に還元する手段として、住警器の無料配布を行った。既に設置済の世帯や、マンション等で自動火災報知設備が設置されている世帯に対しては、不公平感が出ないよう住警器に代わって家庭用消火器の配布を行った。また、無料配布と併せて追加の購入希望調査を行い、共同購入を実施した。</p>	<p>住警器購入に自治会費を利用するため、自治会加入世帯の同意を得る必要があった。そのため加入世帯を対象とした説明会を数度にわたり開催し、住警器等の必要性を訴えた。住警器の購入に加入世帯からの追加費用が要らなかったこと、また、まとめ買いすることによって安く提供できることなどから「せっかくだから、この機会に！」という気運が高まった。(自治会長)</p>

福岡県直方市	
事例紹介	担当者からのコメント
<p>消防職員が地域で加入している隣組合組織において、当該職員が中心となって共同購入及び取付けを実施した。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 定例会常会場で「法的義務」「自主防衛」を前面に出したこと。 2. 一括購入により低価格で供給でき、10 年電池のためほぼメンテナンスフリーであること。 3. 要望があれば、取付けサービスを行うこと。(当該消防職員)


沖縄県うるま市(アンケート 25)

事例紹介	担当者からのコメント
<p>自治会の役員を兼ねる消防団員が、自治会内の電気店に対し、共同購入並みの値段で自治会居住者に販売できないか交渉を行った結果、電気店より、安値での販売の承諾を得ることができた。また、当該団員が自ら区域の全世帯を訪問し、住警器の設置を呼び掛けた。なお、高齢者宅に対しては、自治会長が取付け支援を行っている。</p>	<p>如何に自治会内の設置率が向上するかを検討、自治会内に居住し、電気工事会社を経営する方と協議を進めました。周辺の販売店より低価格で維持管理についても稼働可能であり、地道ではあるが期限までに設置率はかなり向上するものだと思います。(自治会長と書記)</p> <div data-bbox="871 633 1254 902" data-label="Image"> </div> <p>写真IV-3-13 戸別訪問の様子</p>

4. 積立金の活用や効果的な助成・給付等による取組

北海道紋別市	
事例紹介	担当者からのコメント
<p>町内会に加入し、住人に 70 歳以上の高齢者がいる世帯へ、町内会予算で住警器を 1 世帯に 1 個配布。各住宅への取り付けの際には消防署員も立ち会い、設置場所を確認後に取り付けを行った。配布された世帯の住人は消防署員から住警器の説明を聞き、個人負担で追加購入したり、配布事業を聞いた別の世帯でも個人購入したりと、結果的に町内全体へ住警器の普及と防災への関心が高まった。今後も、新たに 70 歳になった住人がいる世帯へ、町内会予算で順次配布していく。</p>	<p>配布事業は役員会・総会で住警器の配布目的を説明し承認を得て実施。各班長に 70 歳以上の住人がいる世帯を調査してもらい、事前説明と設置の承諾を得て行った。住警器は近所の電気屋に価格交渉し、低価格にて設置することができた。また、高齢者の悪質訪問販売被害の防止にも繋がり、町内会として今後も継続していきたい。(町内会長)</p> <div data-bbox="869 779 1252 1034" data-label="Image"> </div> <p>写真Ⅳ-4-1 住人に住警器の説明を行う消防署員</p>


青森県むつ市	
事例紹介	担当者からのコメント
<p>高齢者世帯が多い町内会(452 世帯)において、町内会で 1 世帯あたり 5 千円を 305 世帯に助成するとともに、消防団が取付けを率先して行った。</p>	<p>本取組をした後、高齢者世帯からお礼の連絡があった。反面、一部の住人からは助成に関して反対の声があったが、理由を説明し納得させることに苦労した。(当時の町内会長)</p>


埼玉県朝霞市	
事例紹介	担当者からのコメント
町内会館オープンの記念品として、町内会が積立金で住警器を大量購入し、全 440 世帯に配布を行った。	市の広報誌で一般家庭の設置義務化を知らされていたので、町内会館オープン記念品は「住宅用火災警報器」にしようと決めました。町内会の皆さんが喜んでくれてよかったです。(町内会長)
	
	写真Ⅳ-4-2 町内会の担当者

千葉県印西市	
事例紹介	担当者からのコメント
ニュータウン 6 自治会において管理組合費により住警器を購入し、全戸に配布した。	毎年度当初に行われる町内会・自治会長の総会や、消防訓練での啓発活動が効を奏し、自主的な設置につながったもの。


兵庫県伊丹市	
事例紹介	担当者からのコメント
共同住宅(3棟、170世帯)において管理組合と居住者代表による総会を開催し、居住者側の理解を得て、共同住宅管理費にて各世帯1個の住警器(2個以上必要な世帯はその分を各世帯負担)を共同購入した。	購入業者は毎年消防用設備の点検を委託契約している業者であったため、警報器を安価で購入できた。また、居住者に対して警報器の必要性を伝えることができたため、居住者の一部からは御礼の言葉をいただいた。(管理組合理事長)

和歌山県伊都郡高野町	
事例紹介	担当者からのコメント
寺院(総本山金剛峯寺)とロータリークラブから町への寄付により、町が町内の全戸に対し1個ずつの住警器を購入し、消防団員が各戸に訪問して配布、取付けを実施した。さらに、2個以上必要な世帯に対しては、消防団が大量購入を行うことで、安価に購入することができた。	団員が協力し、各戸をまわること、「どこの家のどこに独居老人が寝ているか」等を把握することができ、有事の際の活動に役立つこと、地域のコミュニティの中心である消防団員とコミュニケーションをとることでそれぞれ地域の特徴を再確認することができた。


和歌山県和歌山市	
事例紹介	担当者からのコメント
<p>(財)日本防火協会からの活動支援により、婦人(女性)防火クラブ連合会が共同購入を実施。28 地区、2,544 世帯において 4,567 個を購入した。</p>	<p>住宅用火災警報器の共同購入は納品、配布、集金とたいへんでしたが、少しでも高齢者の犠牲者が少くなればと頑張りました。私たちが共同購入を実施したことにより他の地区でも共同購入が進み普及率のアップにつながりました。(和歌山市婦人(女性)防火クラブ連合会会長)</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">写真Ⅳ-4-3 婦人(女性)防火クラブ連合会研修会</p>


愛媛県西予市	
事例紹介	担当者からのコメント
<p>区長組長会（自治会）が地区内全世帯を対象とした共同購入を行った。共同購入にあたっては、地元業者から購入することとし、市の補助制度（1個あたり1,000円（世帯あたり2,000円を上限））や地域の民主団体からの協力金も活用し、格安での購入が可能となった。また、消防団や女性防火クラブが取付け支援も行い、地域が一体となって協力を行った。</p>	<p>取付けは基本的に自己設置としたが、一人暮らしのお年寄りの世帯などには、地域の女性防火クラブや消防団員などが取付け支援を行うことで不安を解消することができた。（町内会役員）</p>  <p>写真IV-4-4・5 取付支援の様子</p>

5. 波及効果等が認められた取組


山形県酒田市など	
事例紹介	担当者からのコメント
<p>婦人(女性)防火クラブ連絡協議会が主体となり、消防団及び自治会連合会の協力を得て平成 20 年から共同購入を実施。また、ひとり暮らしの高齢者世帯に対しては消防団、自治会防犯部及び消防 OB 会の協力を得て取付けを実施。この活動が広がり、婦人(女性)防火クラブが設立されていない地区においても新たに設立する動きも出てきている。</p>	<p>消防職員 OB が地域コミュニティ振興会の防災安全部長となり、他地域で行っている住宅用火災警報器の共同購入活動並びに地域の防災活動を行うには婦人(女性)防火クラブの設立が必要と提案した、幸いコミュニティ振興会の役員及び地域婦人部の理解を得ることができ設立できました。(消防職員 OB)</p>  <p>写真IV-5-1 婦人防火クラブのメンバー</p>

山形県鶴岡市	
事例紹介	担当者からのコメント
<p>自治会主導の共同購入をモデル的に一地区において実施したところ、普及率 7%程度であったものが 60%程度に上昇した。マスメディア等に取り上げられたことにより、各自治会等の代表者会議等でも話題となり、各地域に波及して自治会単位での共同購入が増加することとなった。</p>	<p>地区内の集落単位で 20 代から 80 代までという年齢層が違う住民に対し事前説明会を開催したところ、「なぜ住宅用火災警報器が必要なのか」を理解してもらうことに苦労した。しかし、そのうち誰とはなく「良いことだから、皆で購入しよう」という声上がり、地区内一体の共同購入に行きついた。(地区自治会長及び在住消防職員)</p>

兵庫県芦屋市	
事例紹介	担当者からのコメント
<p>平成18年9月からシルバー人材センターによる取付け業務を開始しましたが、高齢者等は住警器購入そのものが困難であることが判明しました。その対応策として、シルバー人材センターが住警器を一括購入して安価にて斡旋、会員は取付けを一括業務とするというシステムを構築しました。これまでの日常活動で市民からの信頼を得ていたことに加えて、町内会、マンション単位等に対してチラシ配布、口コミなどで徐々に設置依頼が増加していきました。この取り組みが、新聞、テレビ等で取り上げられるなど注目を集めています。</p> <p>また、シルバー人材センター会員は社会安全に寄与しているという充実感もあり、自発的に活発な活動をされています。</p>	<p>家庭内での作業となるため、シルバー人材センター会員が男女ペアで訪問することが、地域住民の安心感となり普及に結びついている。(シルバー人材センター役員)</p>  <p>写真IV-5-2 取付支援の様子</p>


和歌山県和歌山市	
事例紹介	担当者からのコメント
<p>(社)全国消防機器協会が行うモデル事業実施平成21年11月自治会、防火委員会、婦人(女性)防火クラブで合同会議開催、平成22年1月各自治会に回覧紙配布、市役所連絡所にて住宅用警報器200個、住宅用消火器20本配布した。取付けについては消防団が相談に応ずる。</p>	<p>自分の命は自分で守るという意識啓発ができました。また、地区の未設置住宅へも住宅用火災警報器の設置促進が図られました。(婦人(女性)防火クラブ隊長)</p>  <p>写真IV-5-3 モデル事業受付・配付の様子</p>

香川県三観広域行政組合消防本部管内	
事例紹介	担当者からのコメント
<p>婦人(女性)防火クラブが地元自治会に呼び掛けて行った共同購入の成功例をクラブ員が積極的に口コミにより友人・知人等に紹介したところ、婦人(女性)防火クラブのない自治会でも共同購入の話が持ち上がった。</p>	<p>住警器を取り付けた板を、取り外しできるようにした持ち運びのできるボックスを作成し自治会での説明会でボックス内にタバコや線香で煙を入れてもらい、薄い煙でも住警器が作動し早く火災に気付くことが出来ると感心し共同購入に参加してくれた。(婦人(女性)防火クラブ会長)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>写真IV-5-4 説明会の様子と手作りの煙感知器ボックス</p>

佐賀県伊万里市	
事例紹介	担当者からのコメント
<p>伊万里市栄町地区は団地形成から40年が経過し、世代交代を迎える住宅団地であり、住環境の問題や少子高齢化の影響を受け高齢化が進んでいる。高齢化社会を踏まえた地域対策「栄町地域づくり会」を平成21年6月12日に設立、65歳以上一人暮らし高齢者世帯に対し住宅用火災警報器の共同購入の斡旋を行い、会員及びボランティア約30名で住宅用火災警報器(17世帯、26個)を取り付けた。</p>	<p>栄町全地区の1人暮らし高齢者宅を訪問し、住警器に対するアンケート(設置しているかの確認、共同購入についての説明等)を行い、地区住民から住警器設置のボランティアを募集し取り付けを実施した。1人暮らしの方からは、地区から見守ってもらっているとの気持ちが伝わり、感謝されている。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>写真IV-5-5 取付支援の様子</p>

6. 組織体制に工夫が見られた取組


京都府京都市(アンケート 20、ヒアリング⑦)	
事例紹介	担当者からのコメント
<p>区内の 17 名の自主防災会長のうち、6 名による「住警器設置促進に係る特別委員会」を設置し、共同購入する住警器の機種選定から価格交渉までを実施。購入機種の決定後は、委員会での決定に従って、各自主防災会において募集案内の作成から配分までを行った。</p>	<p>30 社弱の販売会社を書類選考、数社に絞り、社の代表者によるプレゼンテーションにより最終 1 社を選択した。販売業者、機種選択は区民代表による自主的な意思であること、また、選択の過程を透明化することを念頭においたことで、住宅用火災警報器普及の求心力が生まれ、一斉に共同購入ができた。(自主防災会長)</p> <p>量販店での価格が共同購入価格を下回るがあった一方、地域内での統一価格であり、何かのメリットがなければ、説得力がない。</p> <p>① 量販店のものと比較して高機能である。(音声警報、音域の聞き取りやすさ、異常・電池切れ時の丁寧な音声による通知機能等)</p> <p>② 不案内な量販店へ行かずに、家まで配達してもらえる。</p> <p>③ 高齢者等には、無料で取付支援(行政によるもの)を受けられる。</p> <p>④ 一斉につければ更新時期、悪質訪問販売防止など安心である。</p> <p>以上の項目を共同購入のメリットし、注文期間に様々な問い合わせに対応した。この対応の成否が、住宅用火災警報器の設置促進の結果を大きく左右することを実感した。(自主防災会役員)</p>

岡山県井原市など	
事例紹介	担当者からのコメント
<p>婦人（女性）防火クラブ及び消防団が協力して、自治会や町内会に対し共同購入に係る説明を実施。各自治会や町内会が取り纏めた共同購入の申し込みを婦人（女性）防火クラブ及び消防団がさらに取り纏め、業者にまとめて発注を行った。業者は地区ごとに公民館等へ住警器を納品し、各地区の代表者（婦人（女性）防火クラブ員又は消防団員）が各戸に配布を行った。</p>	<p>町内会に対し、住警器の必要性や共同購入に係る説明会では、モデルハウス、実物を持参し手に取って作動させ、さらに死者を伴った火災事例を挙げまた、共同購入により安価、信用ある商品、悪徳業者の排除等を説明することにより住警器の必要性を理解し賛同を得た。（婦人（女性）防火クラブ員）</p>  <p>写真Ⅳ-6-1 説明会の様子</p>

沖縄県国頭村など	
事例紹介	担当者からのコメント
<p>女性防火クラブに共同購入を推進する窓口を設置し、防火クラブ員が管内の各村の区長会議に出席して住警器の必要性、共同購入のメリット、不適正販売による被害の軽減を呼び掛けていく。火災予防運動週間や福祉まつり、老人婦人スポーツ大会会場等の機会を利用して共同購入の募集等を実施。</p>	<p>前回調査と同様ですが春の火災予防運動週間において、防火クラブによる普及率の低い集落をターゲットに戸建て住宅を訪問して、共同購入の募集を行いました。結果として、330 世帯から共同購入の注文を受け、その内 170 世帯に納品を済ませました。残りの集落については区長さんに直接お会いして協力を呼びかけています。</p> <p>現在の普及率は 35%で、目標として 22 年 6 月 1 日までに 50%を目指しています。</p> <p>（世帯数 4,137、設置世帯 1,450、共同購入世帯 760）</p>

7. 普及率調査結果等の活用による重点的な取組

京都府福知山市	
事例紹介	担当者からのコメント
<p>平成 20 年 11 月から平成 21 年 3 月に実施した住警器に関するアンケート調査結果をもとに、義務化の認識度や設置率の低い地域ターゲットとして消防職員が出向き、相談窓口の開設を行っている。</p>	<p>平成 22 年 1 月末現在、支所等で 14 回住宅用火災警報器相談窓口を開設し、主に高齢者の方々 188 名から住宅用火災警報器の取り付け方などの相談を受けた。相談窓口の開設前には地区の有線放送などで事前の広報を依頼している。</p> <p>住宅用火災警報器取り付け支援事業として、自分で取り付けができない高齢者・身体の不自由な方々には、取り付けお助け隊と称し臨時職員が自宅に出向き、住警器の取り付け支援事業を行っている。平成 22 年 1 月末における福知山市の住宅用火災警報器の設置率は約 61%。(平成 22 年 1 月に 800 世帯を対象として郵送によるアンケート調査を実施)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">写真IV-6-2・3 相談会の様子</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">写真IV-6-4 取付支援の様子</p>

大阪府泉南市	
事例紹介	担当者からのコメント
<p>婦人（女性）防火クラブ及び消防本部を主体として、普及単位（町内会や自治会等を 1 普及単位と設定）毎にアンケートを実施することにより普及率を調査するとともに、普及単位での共同購入をサポートしている。アンケートと共同購入を継続的に行うことにより、詳細で精度の高い普及状況の把握が可能となっている。</p>	<p>共同購入することで、非常に安価での購入ができたことが婦人（女性）防火クラブ員の口コミで広がり、家計を預かる主婦層に大きな反響を及ぼし、未実施の町内会や自治会等から早期に実施したいなどの問い合わせが殺到し、対応が追いつかない状態である。（婦人（女性）防火クラブ員）</p>  <p>写真IV-6-5 取付支援の様子</p>

奈良県橿原市	
事例紹介	担当者からのコメント
<p>地域における設置状況のアンケート調査結果に基づき、地域自主防災担当者が主となって、未設置世帯に対し共同購入に向けた説明会を開催した結果、平成 21 年 8 月時点での普及率は 30%であったが、二度にわたり説明会を開催し共同購入を実施したことにより普及率を 80%まで引き上げることができた。</p>	<p>共同購入するにあたり、機器の選定、価格の妥当性、取付困難（寝室等に入り取付に気を遣う）、故障、機能発揮が出来ない場合の責任等の課題があったが、自治会員、販売業者、取付業者、消防署が連携して説明会を開催することにより課題をクリアすることができた。（自主防災会会長）</p>

広島県大竹市	
事例紹介	担当者からのコメント
<p>消防署から遠隔地にある山間部地域を重点的に住警器の設置を推進すべき地域とし、消防職員が地域の防災訓練に赴いた際に住警器の普及啓発を図った結果、自治会長の理解により自治会が中心となって共同購入を実施することとなった。</p>	<p>まず、地域の防災訓練で、住民に対し消防職員から住警器の必要性を説明してもらい、それから、戸別訪問を行い、粘り強く設置を呼びかけたことにより、地域全体で共同購入できた。【自治会会長】</p>

以上

添付資料 ヒアリング関連資料

No	日時	ヒアリング依頼先				調査者	
		消防署等	人数	団体等	人数	消防庁	TRC
①	2月24日	盛岡南消防署 矢巾分署	1	矢巾町婦人防火クラブ連絡協議会	1	0	1
②	2月24日	千葉市消防局	1	千葉市宅地建物取引業協同組合	3	2	2
③	3月25日	葛西消防署	1	—	0	0	1
④	3月4日	—	0	なぎさニュータウン管理組合	1	0	2
⑤	3月12日	—	0	檜原村役場	1	0	2
⑥	3月10日	金沢市消防局	1	金沢市婦人防火クラブ協議会	1	0	1
⑦	2月22日	京都市消防局	1	京都市防災協会	2	0	1
⑧	2月22日	宇治市消防本部	2	宇治市消防団あさぎり分団笠取支部	3	0	1
⑨	2月23日	三木市消防本部	2	三木市住宅用火災警報器設置推進協議会	14	0	1
⑩	2月16日	中和広域 消防組合	1	—	0	0	1
⑪	3月17日	伊予消防等事務 組合消防本部	2	湊町婦人防火クラブ	1	0	1

TRC: 東京海上日動リスクコンサルティング株式会社(本検討事業受託者)